

## 第9章 史跡の整備

### 第1節 整備の方向性

杉山城跡については完成度の高いプランがほぼ完全なかたちで現存している点を踏まえ、動線計画を定めた上で遺構の現状保存を原則とした整備が基本となる。さらに、広大な指定地であることから、I区からIV区までの4区画にエリアを区分し、利用形態に応じた整備を進めて行くこととする。

整備の方向性については、以下の点を前提として、第2節、第3節ではその具体的な内容を示す。

- ・遺構は現状保存を原則とし、修復が必要な遺構については、調査成果に基づく整備を行う。
- ・復元による展示については、屋外であることから必要最低限の整備とし、必要に応じてバーチャルリアリティー等デジタル技術の活用を図る。またフリーWi-Fiの充実についても実施する。
- ・解説サイン、見学路整備、駐車場やトイレ等便益施設について、周辺施設の再編を踏まえた既存施設の活用と整備を計画的に実施する。
- ・景観整備については、自然環境の保全、土砂災害警戒区域への配慮を基本として、来訪者が史跡を体感できるよう遺構の観察に重点を置いた整備を行う。
- ・史跡の本質的価値に関わらない構造物の移転等について引き続き検討する。

### 第2節 史跡全体の整備方針

#### (1) 現状保存を原則とする整備と価値の具現化

杉山城跡は指定から年月が経過し、その間に続日本100名城に選定され、マスコミでも大きく取り上げられたことから、来訪者は増加傾向にあり、遺構の保護と公開の側面から早期整備が必要である。しかしながらその整備は、最新の調査成果に基づく内容であり、史跡の保存が前提でなければならない。このため、現時点で遺構の解釈が不明確な箇所については新たに確認調査を実施し、その成果を踏まえて復元展示の手法を検討し、解説サインの整備等も踏まえて遺構の復元を進めていく。

#### ①遺構修復の方針

地上に観察される土塁、堀等の遺構については、毀損が進行しないよう定期的な点検、除草等保存環境の維持管理を行い、災害等により危険性・緊急性の高い状況が生じた場合には、文化庁との協議に基づき修復を実施する。

#### ②遺構復元の方針

遺構は現状保存による展示を原則とする。すでに遺構の損傷が確認されている箇所においては、調査成果に基づき復元整備を検討し、必要に応じて修復を行う。

史跡全体の解説及び遺構の各所における個別の解説については、標識や説明サイン等を用いて行い、門や橋等の確認されている、あるいは想定される構造物の復元については、実際に建築すべきかの可否を検討した上で、バーチャルリアリティー等のデジタル技術による復元も積極的に取り入れ、調査研究で得られた成果を反映させる。

## (2) 来訪者が安全に散策でき、かつ史跡の理解を助ける環境整備

### ①史跡内動線と便益施設の方針

遺構の保存と来訪者の安全、利便性に配慮し、現状で使用している動線について不適切と考えられるものを含め全体動線計画を検討し、必要に応じて確認調査を実施した上で最新の調査成果に基づいた動線を定める。また史跡内が広大でなおかつ本郭周辺は迷路のように複雑に入り組んでいることから、遺構の解説のみならず動線の案内表示に関するサインを適切に配置整備する。動線に関するベンチ等の便益施設についても検討し、必要な整備を行う。

### ②史跡外の駐車場、便益施設の方針

史跡外に設置されている駐車場については、砂利舗装のみで駐車区分の指定も無い簡易的なもので、入口付近の町道についても幅が狭いため大型観光バスの乗り入れに支障がある状況である。これらの課題について入口の拡幅やアスファルト舗装、駐車区分の表示等整備を行う。

トイレ、水道等の便益施設については、現状で町立玉ノ岡中学校の施設を使用しており、施設自体も規模が小さく経年劣化も著しいことから、整備箇所も含めて再検討を行い、来訪者数に適した施設の整備を行う。

### ③ガイダンス施設の方針

現在、嵐山町役場1階ロビーに仮設しているガイダンス展示については、前述のトイレ、水道等の便益施設、ボランティア活動の拠点となる倉庫等の機能も兼ね備えたビジターセンターの整備を念頭に、整備箇所を検討し、来訪者への対応に資する施設として整備する。

### ④景観整備の方針

景観整備については、城全体としての景観ならびに南から西側にかけての四ツ山城や鎌倉街道上道への眺望に配慮し、遺構の保存、散策路の安全性、眺望の確保上好ましくない樹木は伐採を検討する。その際、土砂災害警戒区域等に関する斜面保護等の災害防止の観点からも十分に検討するものとする。

史跡北側の樹高が大きく成長した森林については、景観の回復、雑木林の本来の管理も含め、維持管理計画を作成し、計画的な伐採による萌芽更新を行う。

郭内とその周辺等の草原となっている場所については、遺構の観察がしやすいように年間を通じた除草作業の実施を行い、景観を維持するものとする。

## 第3節 区域ごとの整備方針

次に、前節の全体方針を基軸として第6章・第7章で示した方針を踏まえ、I区からIV区までの区域ごとに、整備の基本方針と整備時期を示す。

### (1) I区：郭、土塁、空堀等の整備

#### ①方針

杉山城跡の中核部であり、主要な遺構が存在する区域であることから、現時点で全面開放としている。遺構は現状保存を基本とし、その中で整備については城としての本来のルートを整備し「杉山城」としての空間と時間を体験できるものとする。また破壊が起きている場所、今後破壊が懸念される場所は保護措置を検討し、その内容に基づいて整備を行い、場合により立入禁止措置を講じる。

地上に観察される郭、土塁、空堀等遺構については、解説表示サインを活用して現状を補う整備を中心に行う。

地中に埋蔵されている遺構、再現が必要と考えられる橋や門等の建築物の表現については、バーチャルリアリティー等のデジタル技術の活用も含めて整備を行う。

井戸郭・北三の郭等から西側の四ツ山城と鎌倉街道上道への眺望に配慮し、また全体として西側からの景観にも配慮して樹木の伐採・管理を実施する。

区域内にはナラ枯れ被害の樹木が多く確認されており、安全対策上必要な伐採を早期に実施する。

## ②整備内容

表 34. I 区における整備内容

区分	項目	整備内容
ア 本郭	㊦東虎口	<ul style="list-style-type: none"> <li>・虎口の復元について、両脇の石積み、門の構造の精査、散策路との兼ね合いも含め雨水排水路の設置を含めて検討し、整備する。</li> <li>・東二の郭から南に延びる帯郭への仮設階段について安全柵も含めた設置方法を検討し、整備する。</li> </ul>
	㊧南虎口	<ul style="list-style-type: none"> <li>・虎口の復元について、門の構造の精査、平場の復元措置も含め検討し、整備する。</li> <li>・井戸郭との間の橋について、堀内の橋脚跡の有無の確認調査を実施し、その成果に基づき構造並びに復元方法を検討し、整備する。</li> <li>・南虎口付近の礫だまりの復元について、デジタル技術の活用（例：QRコードによる発掘時写真の表示）を含めて検討し、整備する。</li> </ul>
	㊨北虎口	<ul style="list-style-type: none"> <li>・未調査区域であるが、確認調査は行わず現状維持とし、散策路の保護層設置と安全対策のみ行う。</li> </ul>
	㊩土塁	<ul style="list-style-type: none"> <li>・南側の削平された土塁については、確認調査は行わずに現状維持とし、転落防止の安全対策については、据え置き型の柵の設置等について検討し、整備する。</li> </ul>
	㊪空堀	<ul style="list-style-type: none"> <li>・未調査のため堀底構造が不明であるが、確認調査は行わずに現状維持とする。</li> <li>・堀内で散策路として使用が想定される箇所については、保護層を設ける等必要な整備を行う。</li> </ul>
	㊫郭(平坦面)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・散策路、休憩施設配置に使用する箇所について、保護層を設ける等必要な整備を行う。</li> <li>・ベンチ等休憩施設を整備する。</li> <li>・ツツジ等低木は活かし、高木については景観上ふさわしくない場合には伐採を検討する。</li> <li>・草原について、除草管理面から芝による被覆を検討し、必要に応じて芝生の整備を行う。</li> </ul>
	㊬切岸	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東虎口南側に斜面の崩落跡があり、復元方法を検討し、整備する。</li> </ul>

区分	項目	整備内容
イ 北二の郭	㊦虎口	・未調査区域であるが、確認調査は行わず現状維持とし、散策路の保護層設置と安全対策のみ行う。
	㊦土塁	・転落防止の安全対策も含め、据え置き型の柵の設置等について検討し、整備する。
	㊦空堀	・除草管理による現状保存を基本とする。 ・堀内に生えている高木については、北側のアラカシ等については管理しつつ保存する。
	㊦郭(平坦面)	・散策路として使用する箇所について、踏圧によるダメージがあることから、保護層を設ける等必要な整備を行う。 ・高木について景観上ふさわしくない場合は伐採を検討する。
	㊦切岸	・除草管理による現状保存を基本とする。
ウ 北三の郭	㊦虎口	・従来搦手口としていた北虎口について、未調査区域であるが、確認調査は行わず現状維持とし、散策路の保護層設置と安全対策のみ行う。 ・北側の六万坂へ抜ける散策路を活かし、四ツ山城跡への眺望を確保するため北西側の高木は伐採を検討し実施する。
	㊦土塁	・転落防止の安全対策も含め、据え置き型の柵の設置等について検討し、整備する。
	㊦空堀	・除草管理による現状保存を基本とする。 ・堀内に生えている高木については、南側のアラカシ等については管理しつつ保存する。
	㊦郭(平坦面)	・散策路として使用する箇所について、踏圧によるダメージがあることから、保護層を設ける等必要な整備を行う。 ・高木については景観上ふさわしくない場合には伐採を検討する。
エ 東二の郭	㊦虎口	・散策路として使用する箇所について、踏圧によるダメージがあることから、保護層を設ける等必要な整備を行う。
	㊦土塁	・転落防止の安全対策も含め、据え置き型の柵の設置等について検討し、整備する。
	㊦空堀	・帯郭南西側堀内の炭窯跡について、史跡の本質的価値と無関係の遺構であり、埋め戻しを検討する。 ・未調査のため堀底構造が不明であり、埋没状況を確認するための縦断トレンチを設定し確認調査を行いその成果を整備に反映させていく。
	㊦郭(平坦面)	・散策路として使用する箇所について、踏圧によるダメージがあることから、保護層を設ける等必要な整備を行う。 ・桜の高木について、景観上ふさわしくない場合には伐採を検討する。
	㊦帯郭	・南に延びる帯郭の南端について、南二の郭の北側に飛び出た腰郭との間に橋がかかっていた可能性があるため、現地調査を行いその成果を基に復元整備を行う。
	㊦切岸	・除草管理による現状保存を基本とする。

区分	項目	整備内容
オ 東三の郭	㊦虎口	・散策路として使用する箇所について、踏圧によるダメージがあることから、保護層を設ける等必要な整備を行う。
	㊧土塁	・除草管理による現状保存を基本とする。
	㊨空掘	・埋没してしまっている不明瞭な部分について、未調査区域であるが、確認調査は行わず現状維持とし、除草管理のみ行う。
	㊩郭(平坦面)	・散策路として使用する箇所について、踏圧によるダメージがあることから、保護層を設ける等必要な整備を行う。 ・桜の高木について、景観上ふさわしくない場合には伐採を検討する。
	㊪切岸	・除草管理による現状保存を基本とする。
カ 南二の郭	㊦虎口	・ピットが確認されている南虎口について、門など構造物のイメージ再現に基づいた仮設構造物の整備を行う。 ・南虎口と南三の郭の間の食い違い虎口について、散策路として踏圧によるダメージが強いことから、復元及び保護層を設ける等検討して整備する。その際、雨水排水路の整備も含め検討する。 ・他の虎口についても踏圧によるダメージが強いことから復元、保護層を設ける等必要な整備を行う。
	㊧土塁	・北側の削平されたと考えられる部分について、未調査区域ではあるが、確認調査は行わずに現状維持とし、転落防止の安全対策については、据え置き型の柵の設置等について検討し、整備する。 ・高木についてはナラ枯れ被害木等の安全対策上必要な伐採を行う。
	㊨空掘	・埋没してしまっている不明瞭な部分について、未調査区域ではあるが、確認調査は行わずに現状維持とし、除草管理のみ行う。 ・堀内で散策路として使用が想定される箇所については、保護層を設ける等必要な整備を行う。
	㊩郭(平坦面)	・草原について、除草管理の面から芝による被覆を検討し、必要に応じて芝生の整備を行う。 ・散策路として使用する箇所について、踏圧によるダメージがあることから、保護層を設ける等必要な整備を行う。
	㊪腰郭	・東二の郭から南に延びる帯郭との間に橋がかかっていた可能性があるため、現地調査を行いその成果を基に復元整備を行う。
	㊫切岸	・南東側切岸に野生動物が穴を掘り棲みついた跡があり、埋め戻し等検討し必要な整備を行う。
キ 南三の郭	㊦南虎口	・馬出郭からの虎口について、未調査区域であるが、確認調査は行わずに現状維持とし、除草管理のみ実施する。また現状で仮設階段を設置しているが、散策路として踏圧によるダメージが強いこと、通路幅が狭く両脇が急峻であることから、復元及び保護層を設けたうえで階段、雨水排水路及び安全柵を設置する等検討して整備する。
	㊧西虎口	・西側からの虎口は、現状維持とし、散策路として踏圧によるダメージが強いことから、保護層、雨水排水路を設けることを検討して整備する。

区分	項目	整備内容
キ 南三の郭	㊦土塁	<ul style="list-style-type: none"> <li>・除草管理による現状保存を基本とし、転落防止の安全対策も含め、据え置き型の柵の設置等について検討し、整備する。</li> <li>・高木についてはナラ枯れ被害木等の安全対策上必要な伐採を行う。</li> </ul>
	㊧空堀	<ul style="list-style-type: none"> <li>・除草管理による現状保存を基本とする。</li> <li>・未調査のため堀底構造が不明であり、埋没状況を確認するための縦断トレンチを設定し確認調査を行いその成果を整備に反映させていく。</li> </ul>
	㊨郭(平坦面)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・散策路として使用する箇所について、踏圧によるダメージが強いことから、保護層を設ける等必要な整備を行う。</li> <li>・ヤマツツジの植栽については、現状保存とし、遺構の表現上必要と判断されるものについては移植、または伐採を検討する。</li> <li>・南二の郭南東側切岸の野生動物が穴を掘った跡から流出した土砂について、埋め戻し等検討し必要な整備を行う。</li> </ul>
	㊩切岸	<ul style="list-style-type: none"> <li>・除草管理による現状保存を基本とする。</li> </ul>
ク 馬出郭	㊪南虎口	<ul style="list-style-type: none"> <li>・南側の積善寺より上ってくる虎口について、土塁等の構造から大手口である可能性がある。未調査区域であり、構造物の確認調査を実施し、その成果に基づいた整備を行う。</li> <li>・傾斜が強く、踏圧によるダメージが強いことから、保護層を設ける、階段を設置する等検討して必要な整備を行う。</li> </ul>
	㊫空堀	<ul style="list-style-type: none"> <li>・除草管理による現状保存を基本とする。</li> <li>・従来の大手口想定では、外郭から馬出郭にかかる橋があったとしているが、未調査区域であり、堀底構造も不明であることから、堀内の橋脚跡の有無も含めて確認調査を行いその成果を整備に反映させていく。</li> </ul>
	㊬郭(平坦面)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・従来の大手口想定では、外郭から馬出郭にかかる橋があったとしているが、未調査区域であり、構造物の確認調査を実施し、その成果に基づいた整備を行う。</li> <li>・散策路として使用する箇所について、踏圧によるダメージがあることから、保護層を設ける等必要な整備を行う。</li> <li>・転落防止の安全対策も含め、据え置き型の柵の設置等について検討し、整備する。</li> </ul>
	㊭西側の帯郭	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現状維持とし、除草管理のみ実施する。</li> <li>・部分的に踏圧によるダメージが強いことから、保護層を設ける等必要な整備を行う。</li> </ul>
ケ 外郭	㊮大手口	<ul style="list-style-type: none"> <li>・従来大手口として想定し、散策路として利用している箇所は、堀脇の狭い部分を通っており、安全柵も無いため転落の可能性もあり危険である。踏圧によるダメージも強いことから、保護層や安全柵の設置等も踏まえて検討し整備する。</li> </ul>
	㊯土塁	<ul style="list-style-type: none"> <li>・除草管理による現状保存を基本とする。</li> <li>・転落防止の安全対策も含め、据え置き型の柵の設置等について検討し、整備する。</li> </ul>

区分	項目	整備内容
ケ 外郭	㊦土塁	・未調査区域であり北側の帯郭への動線が不明確である。現状で散策路としているが、踏圧によるダメージがあることも踏まえ、確認調査を行いその成果に基づいた整備を行う。
	㊧空堀	・除草管理による現状保存を基本とする。
	㊨郭(平坦面)	・従来の大手口想定では、外郭から馬出郭への橋があったとしているが、未調査区域であり、構造物の確認調査を実施し、その成果に基づき整備を行う。 ・散策路として使用する箇所について、踏圧によるダメージがあることから、保護層を設ける等必要な整備を行う。
	㊩切岸	・台風被害の補修箇所とその周辺について、崩落防止のため植生管理については過度な除草を当面の間行わないこととする。
コ 井戸郭	㊪虎口	・除草管理による現状保存を基本とする。 ・踏圧によるダメージが強いため、保護層を設ける等必要な整備を行う。
	㊫空堀	・本郭遺構の構造から井戸郭北東側に本郭への橋が掛けられていたものと考えられるが、堀内の橋脚跡の有無の確認調査を実施し、その成果に基づき構造並びに復元方法を検討し、整備する。
	㊬郭(平坦面)	・草原について、除草管理面から芝による被覆を検討し、必要に応じて芝生の整備を行う。 ・転落防止の安全対策も含め、据え置き型の柵の設置等について検討し、整備する。 ・西側の鎌倉街道上道を望む眺望ポイントについて、解説サインの充実を図る。 ・高木については景観上ふさわしくない場合には伐採を検討する。
	㊭切岸	・現状で、本郭へ抜ける散策路として、北側の堀内へ降りる仮設の散策路を切岸に設けているが、階段もなく危険であり、踏圧によるダメージが強い状況である。本郭への橋の設置も含め、現状の散策路は廃止の方向で検討する。
サ 井戸郭下帯郭	㊮井戸跡	・現状での展示を基本として、覆屋の有無について確認調査を行い、その成果に基づき整備を行う。 ・蓋石について、蚤跡が確認できることから、詳細な調査を行い、その成果を解説に反映させる。 ・トウキョウサンショウウオの産卵場所であり、生息に影響を与えないよう整備に配慮する。
	㊯郭(平坦面)	・除草管理による現状保存を基本とする。 ・散策路として使用する箇所について、踏圧によるダメージがあることから、保護層を設ける等必要な整備を行う。 ・西側斜面への転落防止の安全対策も含め、据え置き型の柵の設置等について検討し、整備する。

(2) II区：植生の取扱いと散策路の整備

①方針

杉山城跡の範囲内では明確な遺構が確認されていない地区で、東側に張り出した丘陵の平坦地については使用用途の解明に課題が残る。また溜池と谷津田、雑木林からなる豊かな里山環境が残されており、それら自然資源の活用を図りながら整備を実施する。散策路の整備にあたっては、地形を変更することなくI区への管理用道路を整備できる唯一の動線であることから、現在のルートを拡張する形で散策路兼管理用道路及び史跡内の管理車両駐車場の整備を行う。

②整備内容

表 35. II区における整備内容

区分	項目	整備内容
ア 東側 丘陵地	㊦平坦地	<ul style="list-style-type: none"> <li>・除草管理による現状保存を基本とする。</li> <li>・平場の埋蔵遺構を確認するため、トレンチを設定して調査を行い、その成果に基づいた整備を検討する。</li> <li>・コナラを主体とした雑木林については、ナラ枯れへの対応を実施しつつ、植生全体の適正管理のため、計画的な伐採更新を行う。</li> <li>・現在の散策路を拡張する形で保護層を兼ねた土舗装を行い、管理用道路を整備する。その際道路排水との兼ね合いも含め雨水排水路の設置を検討し、整備する。</li> <li>・史跡内に入り込む地点に車両止め設備を設置し、一般車両が進入できないよう整備を検討する。</li> <li>・I区の東三の郭に近い位置に保護層を兼ねた土舗装を行い、管理車両駐車場を整備する。</li> </ul>
	㊧斜面	<ul style="list-style-type: none"> <li>・除草管理による現状保存を基本とする。</li> <li>・炭窯跡について、史跡の本質的価値と無関係の遺構であり、埋め戻しを検討する。</li> <li>・コナラを主体とした雑木林については、ナラ枯れへの対応を実施しつつ植生全体の適正管理のため、計画的な伐採更新を行う。</li> <li>・北側駐車場の利便性を高めることも踏まえ、北側エリアをつなぐ谷津田跡への散策路整備を検討する。</li> </ul>
	㊨谷津田跡	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中心部から北側に延びる谷津田跡については、湿地環境であり、安全に見学するための擬木等による木道散策路の設置を検討する。その際、北側駐車場から北三の郭方面への散策路整備もあわせて検討する。</li> <li>・湿地環境については、ボランティアとの連携による湿生植物園やビオトープ等への活用を図り、希少生物の生息域を確保すると共に自然観察会や昆虫採集体験など里山環境を活かした生涯学習活動に活用できるエリアとして整備する。</li> </ul>

区分	項目	整備内容
イ 北三の郭 ～六万坂 東側斜面	㊦斜面	<ul style="list-style-type: none"> <li>・除草管理による現状保存を基本とする。</li> <li>・コナラを主体とした雑木林については、ナラ枯れへの対応を実施しつつ植生全体の適正管理のため、計画的な伐採更新を行う。</li> <li>・竹林は範囲の拡大を防止する観点からも、定期的な間伐を実施する。</li> <li>・自然観察会や昆虫採集体験など里山環境を活かした生涯学習活動に活用できるエリアとして、北側駐車場の利便性を高めることも踏まえ、谷津田跡を通り北側エリアをつなぐ散策路の整備を検討する。</li> </ul>

### (3) III区：斜面地、豎堀の整備

#### ①方針

杉山城跡を鎌倉街道上道側より見た際の景観上最も重要な区域であり、I区（城跡の主要部）からの眺望を確保する際にも同様のことがいえる。また西側斜面は一部が急傾斜で土砂災害警戒区域に指定されていることから、崩落防止に最大限の配慮をしなければならない。これらを踏まえ、整備については西側の四ツ山城と鎌倉街道上道への眺望に配慮し、樹木の伐採・管理を実施する。また地上に観察される豎堀等の遺構については解説表示サインを活用して、現状を補う整備を中心に行う。

#### ②整備内容

表 36. III区における整備内容

区分	項目	整備内容
ア 南側斜面	㊦斜面	<ul style="list-style-type: none"> <li>・除草管理による現状保存を基本とする。</li> <li>・景観、眺望に影響を及ぼす樹木については伐採を検討する。</li> <li>・出郭から馬出郭南東側虎口につながる散策路は踏圧によるダメージがかなり強いことから、保護層を設ける等必要な整備を行う。</li> </ul>
イ 西側斜面	㊦豎堀	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現状で見せ、復元等を行わない。</li> <li>・解説表示サインを整備する。</li> </ul>
	㊧斜面途中の横堀	<ul style="list-style-type: none"> <li>・未調査区域で、現状で見学路にも入っていないことから、遺構構造の確認を目的とした調査を行い、見学路や解説表示サインも含め整備方針を検討する。</li> </ul>
	㊦斜面	<ul style="list-style-type: none"> <li>・除草管理による現状保存を基本とする。</li> <li>・景観、眺望に影響を及ぼす樹木については伐採を検討する。その際、斜面下の土砂災害警戒区域に最大限の配慮を行う。</li> <li>・コナラを主体とした雑木林については、ナラ枯れへの対応を実施しつつ、植生全体の適正管理のため、計画的な伐採更新を行う。</li> <li>・竹林については、生育範囲の拡大を抑える管理を行うため、定期的な伐採を行う。</li> </ul>

区分	項目	整備内容
ウ 北側斜面	㊦斜面	<ul style="list-style-type: none"> <li>・除草管理による現状保存を基本とする。</li> <li>・六万坂の入口については、現状の仮設階段について手すり等安全施設も含めて再整備する。</li> <li>・散策路の傾斜が急な箇所については階段の設置を検討する。</li> <li>・景観、眺望に影響を及ぼす樹木については伐採を検討する。</li> <li>・雑木林については、ナラ枯れへの対応を実施しつつ、植生全体の適正管理のため、計画的な伐採更新を行う。</li> <li>・竹林については、生育範囲の拡大を抑える管理を行うため、定期的な伐採を行う。</li> </ul>

#### (4) IV区：ガイダンス施設や駐車場等の便益施設の設置

##### ①方針

この地区は北側駐車場を起点とした史跡への導入部であり、出郭は城の玄関口として機能しており、この地区にガイダンス機能や便益施設を整備していくことが求められる。現在の町立玉ノ岡中学校は町立小中学校の再編により令和11年度に菅谷小学校跡地へ移転・統合されることから、施設を解体後にその跡地を利用して新たな施設を整備する、あるいは既存施設を改修することで、ガイダンス機能、便益施設機能を持つビジターセンターとしての再利用を検討する。

##### ②整備内容

表 37. IV区における整備内容

区分	項目	整備内容
ア 出郭	㊦郭(平坦面)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・城跡の入口として位置づけられ、外郭へ通じる散策路は踏圧によるダメージがかなり強い状況であり、管理上車両の侵入も想定されることから、保護層を兼ねた土舗装を行い、管理用道路として整備する。その際、南側竹林との間に転落防止のための安全柵の整備を検討する。</li> <li>・従来の手口は手前斜面が急傾斜であり、散策路として安全性に問題があることから、ルート設定を再検討する。</li> <li>・東側の史跡境界付近に設置されている案内サインについて、設置位置や内容の再検討を行い整備する。</li> <li>・ベンチ等休憩施設について、土舗装も含めて整備する。</li> <li>・史跡に隣接する学校敷地にボランティアによる仮設案内所(テント)と仮設トイレが設置されているが、ガイダンス施設の整備と併せて再検討する。</li> </ul>
	㊧土塁	<ul style="list-style-type: none"> <li>・北側及び西側の土塁について、復元のための確認調査を行い、その成果に基づいた整備を行う。</li> <li>・北側の土塁について、転落防止の安全対策も含め、据え置き型の柵の設置等について検討し整備する。</li> </ul>

区分	項目	整備内容
イ 駐車場～中学校敷地	㊦北側駐車場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・砂利舗装について、アスファルト舗装し、駐車位置の表示等整備する。</li> <li>・駐車場への誘導サイン、駐車場から出郭までの案内サインについて、必要な再整備を行う。</li> <li>・大型観光バス等が進入できるよう入口付近の道路拡幅、電線等の設置位置変更の整備を行う。</li> </ul>
	㊧中学校敷地	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校再編に伴い既存の校舎施設の再整備も含め検討し、ガイダンス施設を整備し、展示解説の充実を図る。</li> <li>・トイレ、水道等便益施設について、適切規模に基づきガイダンス施設と共に整備する。</li> <li>・北側駐車場から出郭までの道標（案内サイン）を整備する。</li> </ul>
	㊨町道	<ul style="list-style-type: none"> <li>・北側から個人宅東側を通り史跡境界に上ってくる町道について、管理上車両の侵入も想定されることから、保護層を兼ねた土舗装を行い、管理用道路として整備する。</li> <li>・史跡内に入り込む地点に車両止め設備を設置し、一般車両が進入できないよう整備を検討する。</li> </ul>

## 第4節 動線計画

各区域の整備計画の効果を高めるため、史跡内とその周辺の動線計画を設定する。見学ルートは、城の設計の意図を示すことで、来訪者の杉山城に対する理解や追体験の一助とする。史跡が持つ本質的価値の真実性とその正しい理解を促すため、新たに発掘調査が必要となる区域については成果が得られるまでの暫定的な見学ルートとして定めることとする。また、現在は仮の見学ルートとしている動線は、史跡の遺構保存及び来訪者の安全確保上好ましくない箇所が含まれていることから、それらに最大限配慮した見学ルートの設定を行い、やむを得ずルートに含める場合には保護措置、安全対策の徹底を図るものとする。

図 54-1. 北側駐車場から  
I 区へのアクセス  
ルート（広域動線  
計画図）

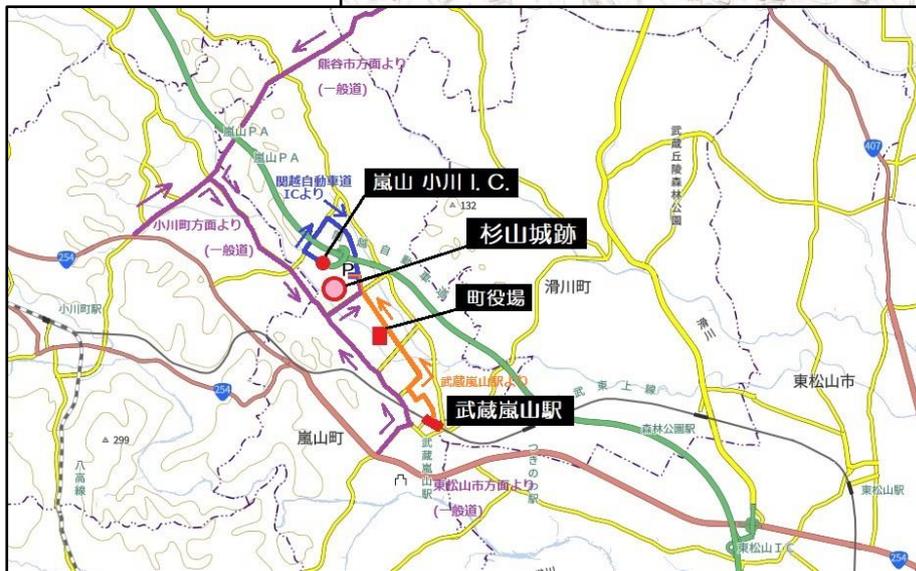
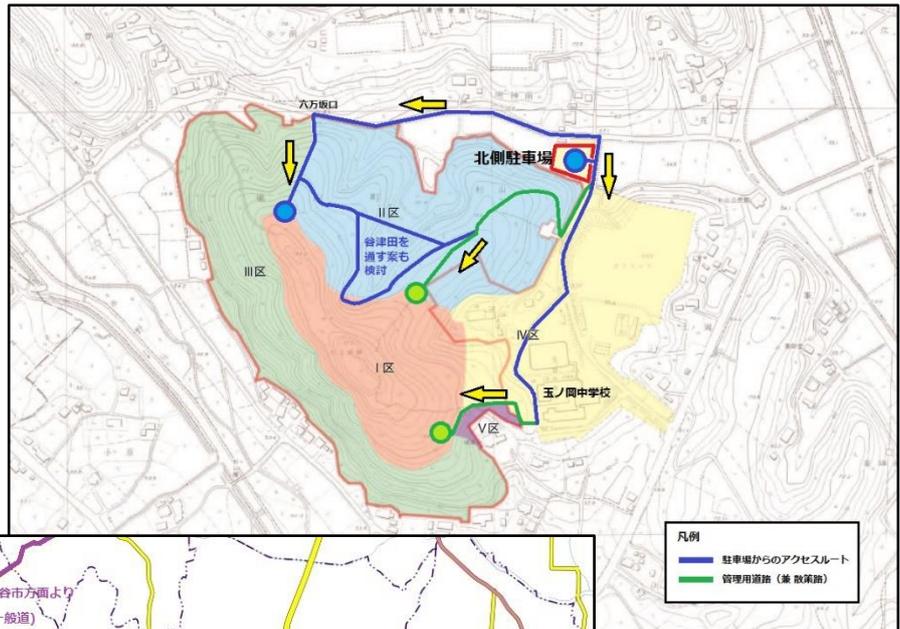


図 54-2. 周辺地域から杉山城跡へのアクセスルート（広域動線計画図）

# 杉山城跡の動線を活かした見学ルートの設定

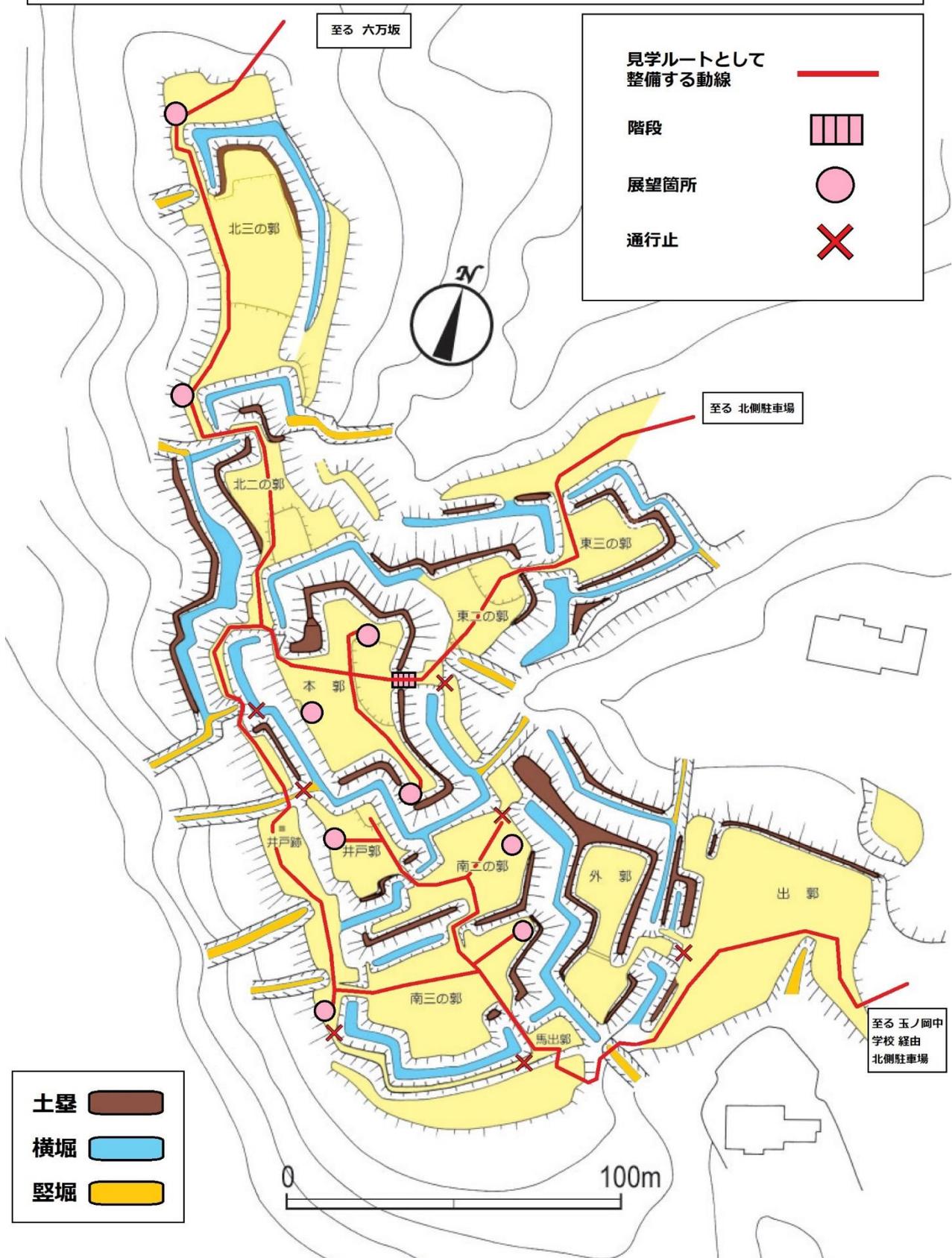


図 55. I 区における杉山城の動線を活かした見学ルート案 (詳細動線計画図)

(1) I 区の動線計画

・図 55 から 58 に示すとおり、城の構造や技法を体感してもらう見学ルートを設定する。

- ① 見学ルート 1 : 出郭—本郭登城—北三の郭ルート (1 時間コース)
- ② 見学ルート 2 : 横矢掛かり体験ルート (1 時間コース)
- ③ 見学ルート 3 : 杉山城完全攻略ルート (2 時間コース)
- ④ 見学ルート 4 : 本郭見学ルート (30 分コース)

・出郭から本郭を中心に、北三の郭までの主要な郭を通る順路として、時間や目的別のルートを設定する。

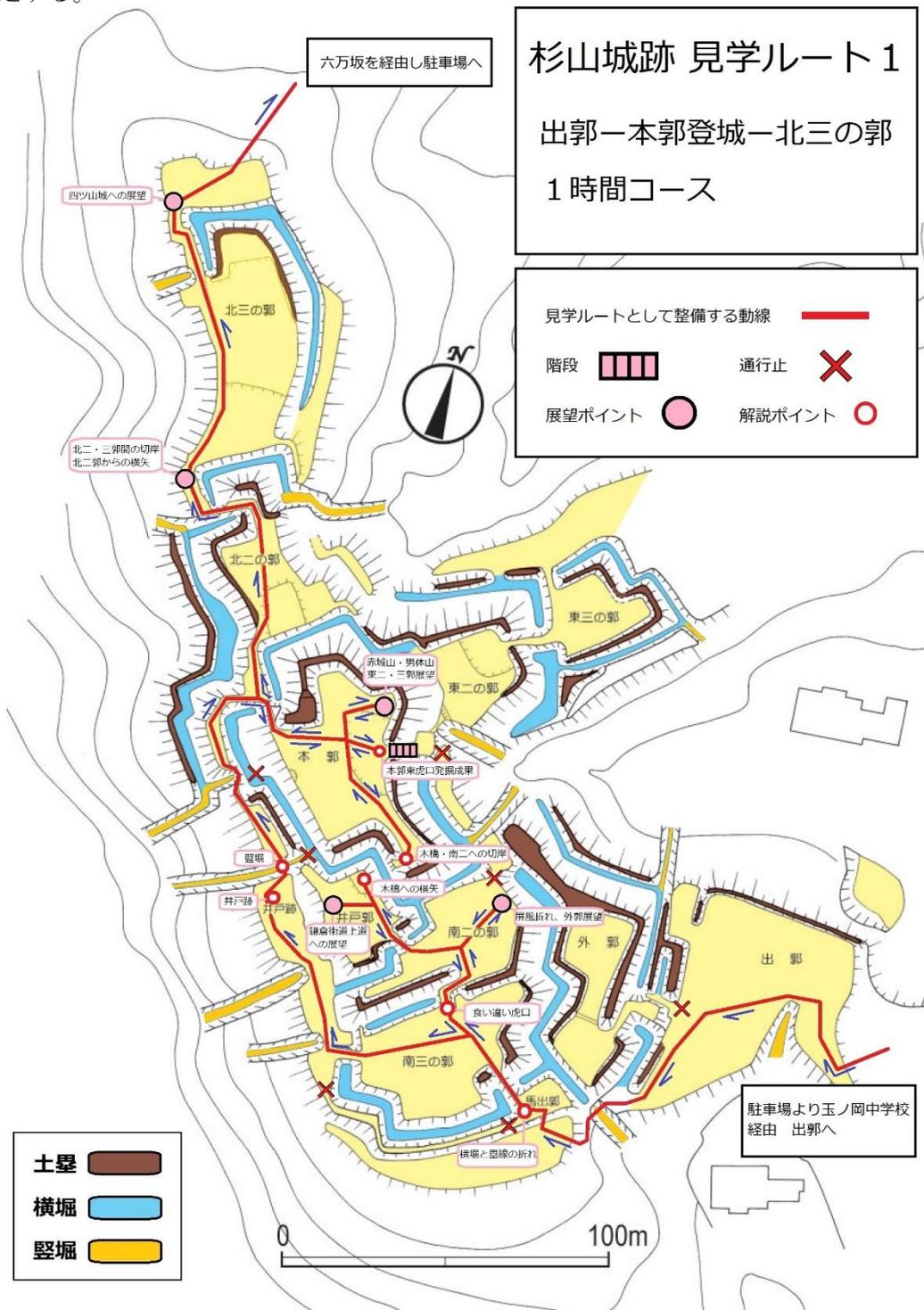


図 56. 見学ルート 1

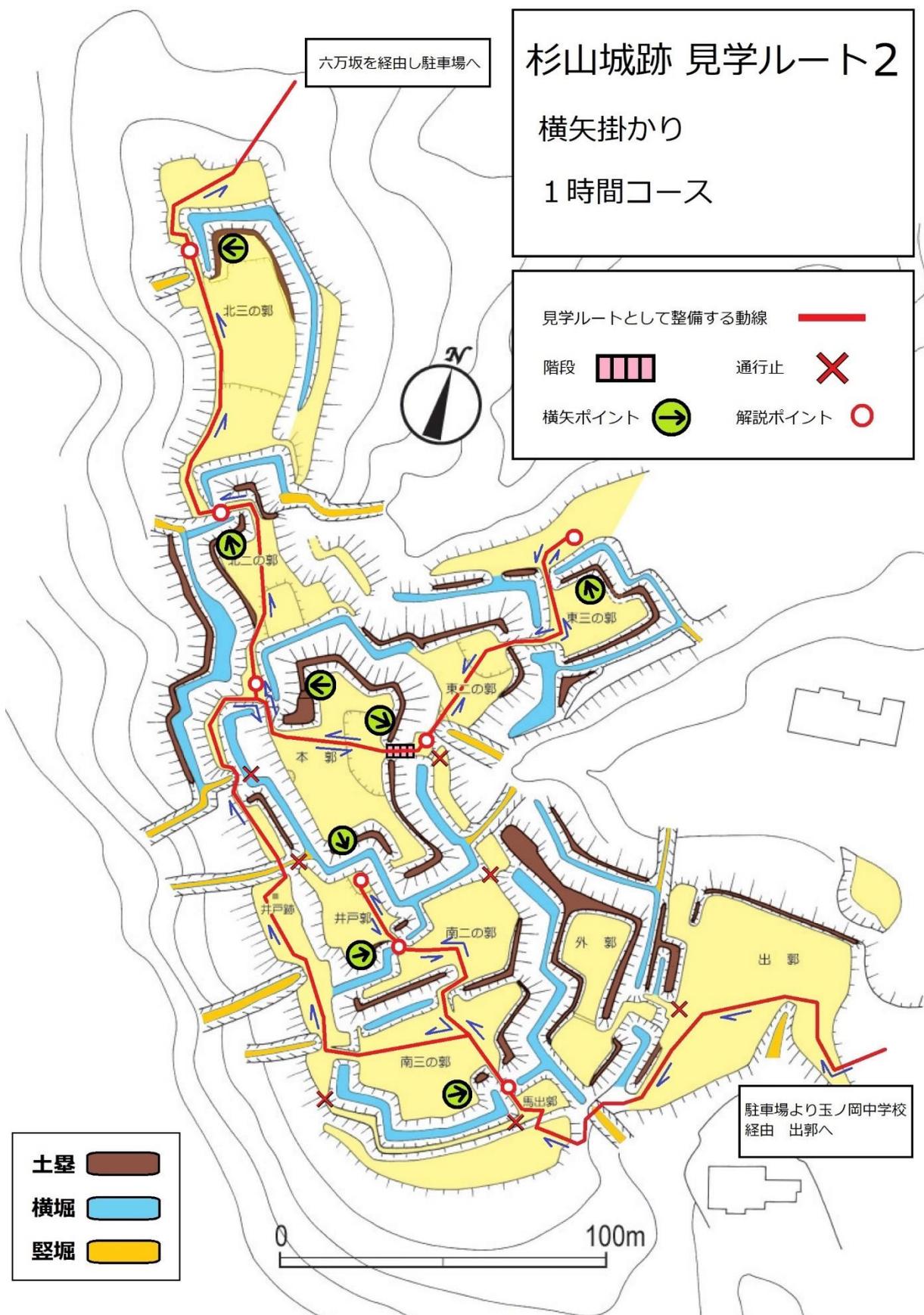


図 57. 見学ルート2

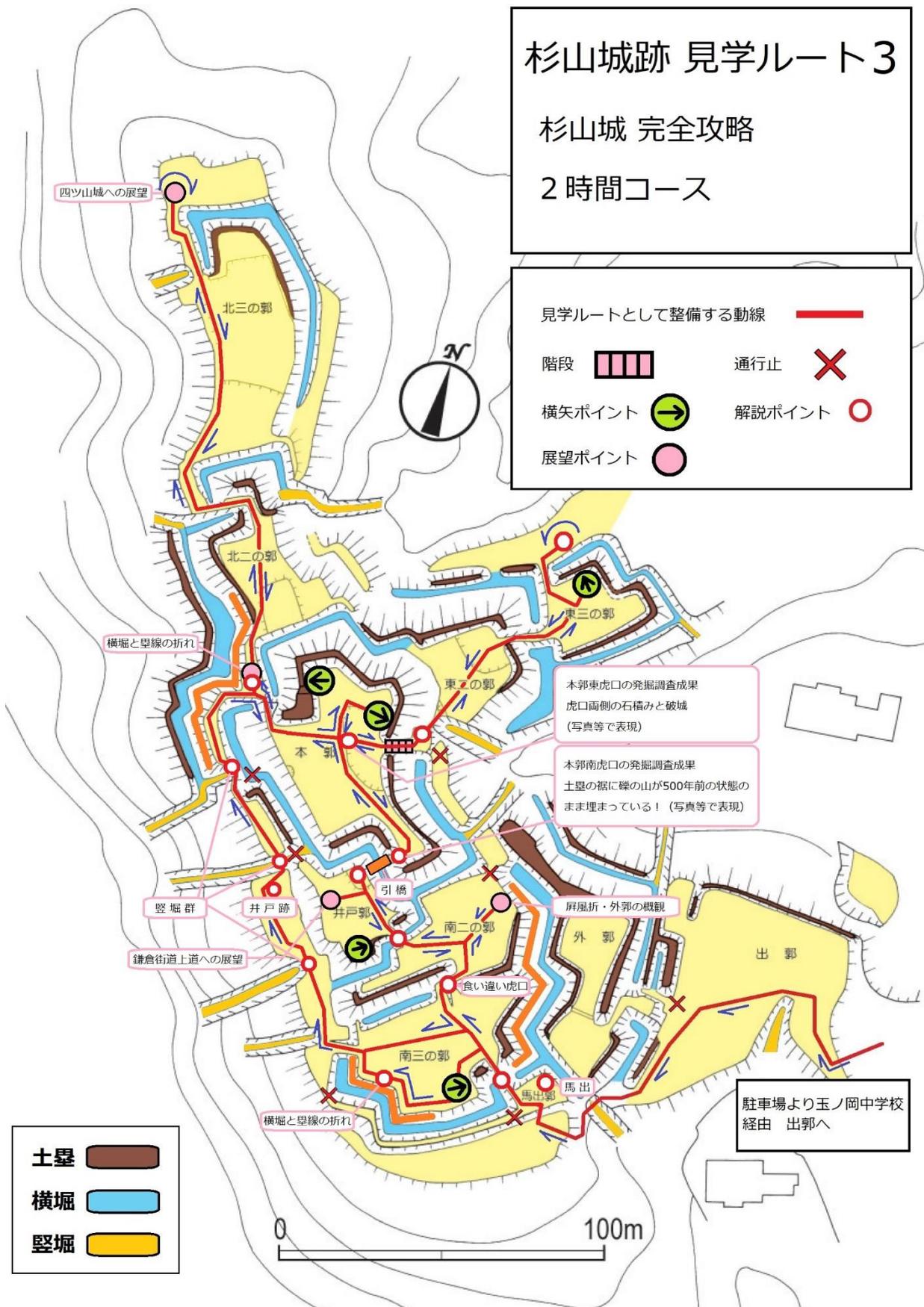


図 58. 見学ルート 3

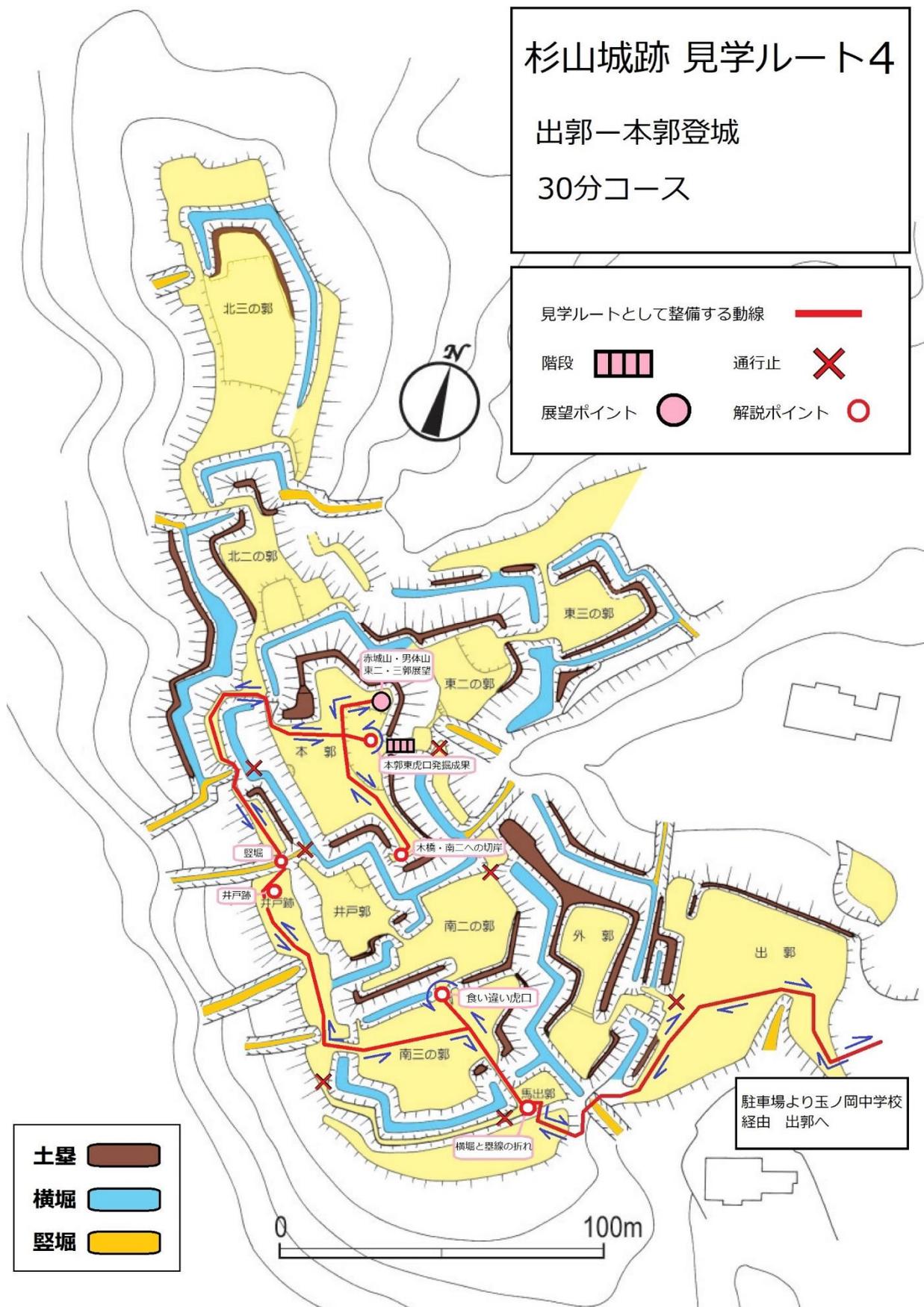


図 59. 見学ルート4

(2) II区・III区の動線計画

- ・北側駐車場から六万坂口を経て、II区・III区の境界を通り、I区の北三の郭を結ぶ現行ルート  
を正規ルートとして設定する。
- ・北側駐車場から個人墓地手前の緩斜面を利用して、I区の東三の郭方面に至る現行ルート  
を管理車両進入路として整備し、散策ルートを兼ねた正規ルートとして設定する。
- ・上記2ルートを結ぶ横断ルートについて、谷津田の上流側を迂回するルート、または湿地に木  
道を整備して横断するルートを検討し設定する。

①見学ルート5：里山ルート（1時間コース）

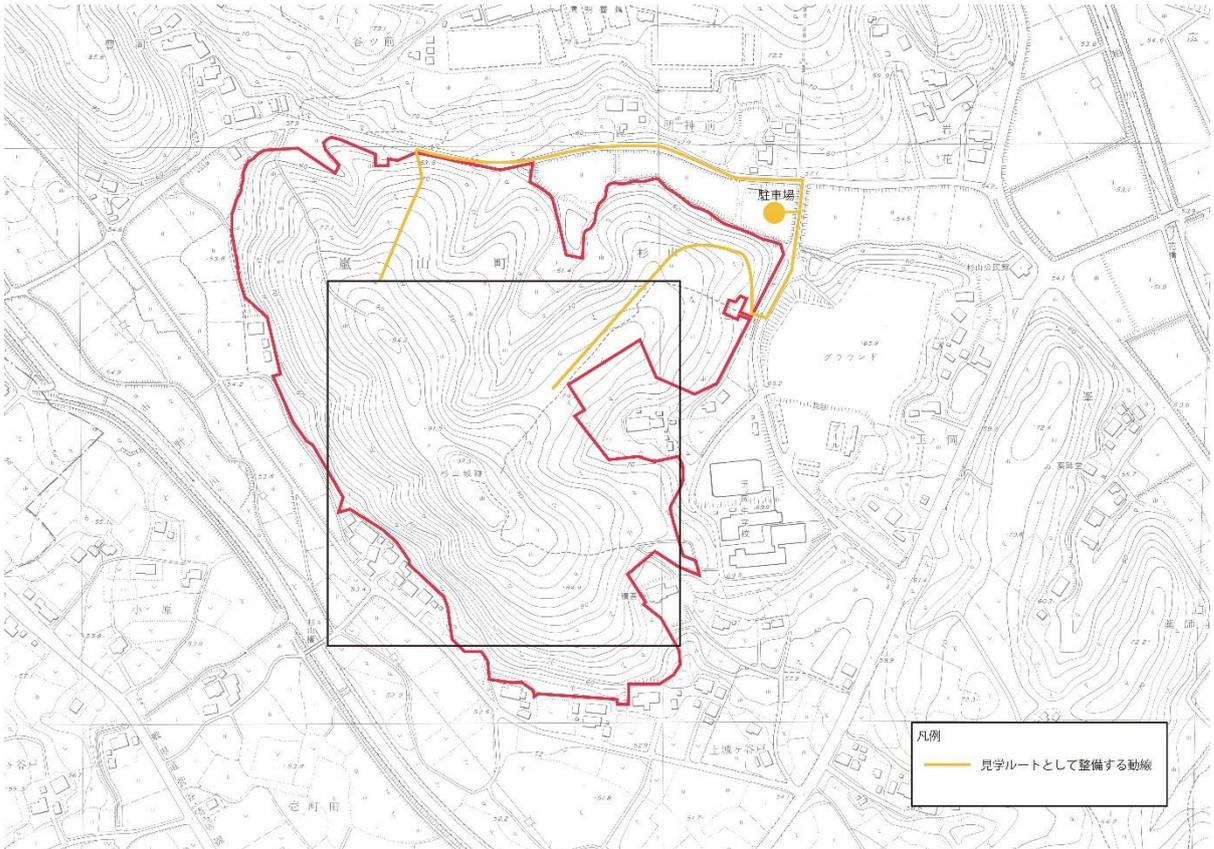


図 60-1. 見学ルート5（全体）

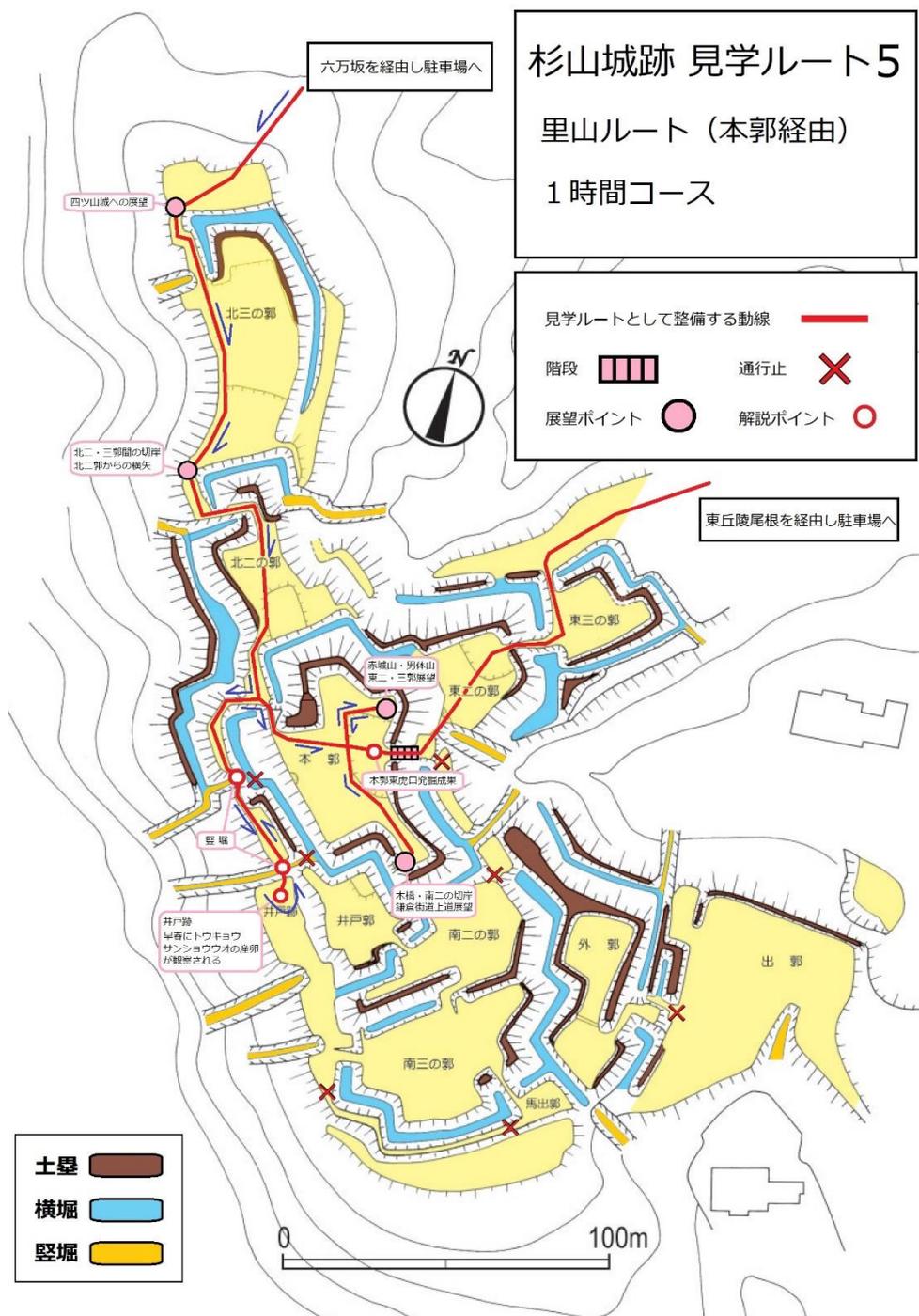


図 60-2. 見学ルート5 (部分)

(3) IV区の動線計画

- ・北側駐車場から玉ノ岡中学校敷地内を経て、I区出郭の案内看板へ誘導する正規ルートとして設定する。
- ・II区との史跡境界を通り、個人宅前を經由してI区出郭の史跡境界へ至る町道について、外郭東虎口の手前までを整備し、管理用道路に設定する。

## 第10章 運営と体制整備

### 第1節 運営と体制整備の方向性

杉山城跡は、地域住民により大切に保存されてきた史跡であり、日頃の除草等の維持管理についても、地元の杉山城跡保存会等のボランティアの協力がなければ現在の状態を保つことは困難であり、地域の協力がたいへん重要である。また、史跡の案内についても嵐山町観光ボランティアガイドのボランティアが主体的に担っている。こうしたことを踏まえて運営・体制を整備していく必要がある。その方向性は以下の通りとする。

- ①常に最新のデータを持って史跡の活用を進めるため、調査研究と専門委員会による委員会開催を継続して実施する。
- ②保存、活用及び整備事業を効果的に実施するため、嵐山町教育委員会及び関係部署との情報共有を図る。
- ③運営に町民や各種団体の参画が引き続き得られるように、官民一体となって協働できる体制を構築する。
- ④杉山城跡を訪れる人々の利便性・安全性を高め、史跡の価値を体感できる施設管理を行うための体制を構築する。

### 第2節 運営と体制整備の方法

第1節の方向性にに基づき、運営と体制整備の方法を次のとおり示す。

#### (1) 調査研究の継続実施と人材育成

現時点で、史跡の調査は完全ではなく、調査結果に基づき遺構の表現やルート整備の再検討が必要な場所が出てくる可能性がある。このため、今後も継続して調査を実施できる専門的知識を有する職員や作業員の確保・育成を図っていく。

表 38. 町教育委員会生涯学習課の職員体制

嵐山町教育委員会 生涯学習課	
教育長	1人
課長	1人
副課長	1人（社会教育・人権教育・公民館施設管理・体育施設管理等兼務）
文化財主担当	1人（主査、国際交流担当・放課後子供教室担当・ボランティア担当兼務）
他の担当	3人

(2) 庁内外協力体制の強化

史跡の調査、保存、活用、整備を行うには庁内の教育、公園、観光、まちづくり、土木、防災などの関連部署との役割分担やそれぞれの人的リソースを把握したうえで、史跡の管理者である嵐山町全体で情報共有や連絡会議等の開催により、適切な取り組みを進めて行く必要がある。また従来のおり、文化庁や埼玉県などから指導助言が得られる体制を今後も維持する。

(3) 官民一体の協働体制の推進

本計画において示した史跡の本質的価値を理解していただき、町民や各種団体の参画および協働の取り組みについて、効果的に情報の周知、広報、展示、学習機会の提供を行い、杉山城跡への愛着を持っていただくことを継続して取り組む。

また史跡の運営・管理に係る参画の方法は、除草ボランティアや伐木等維持管理等、史跡と直接的な関係を持つものから、嵐山町や4城を訪れる観光客等へのおもてなしなど間接的なものまで多様であるが、各団体等がそれぞれの強みを活かし発揮して参画できるよう嵐山町も調整に務める。

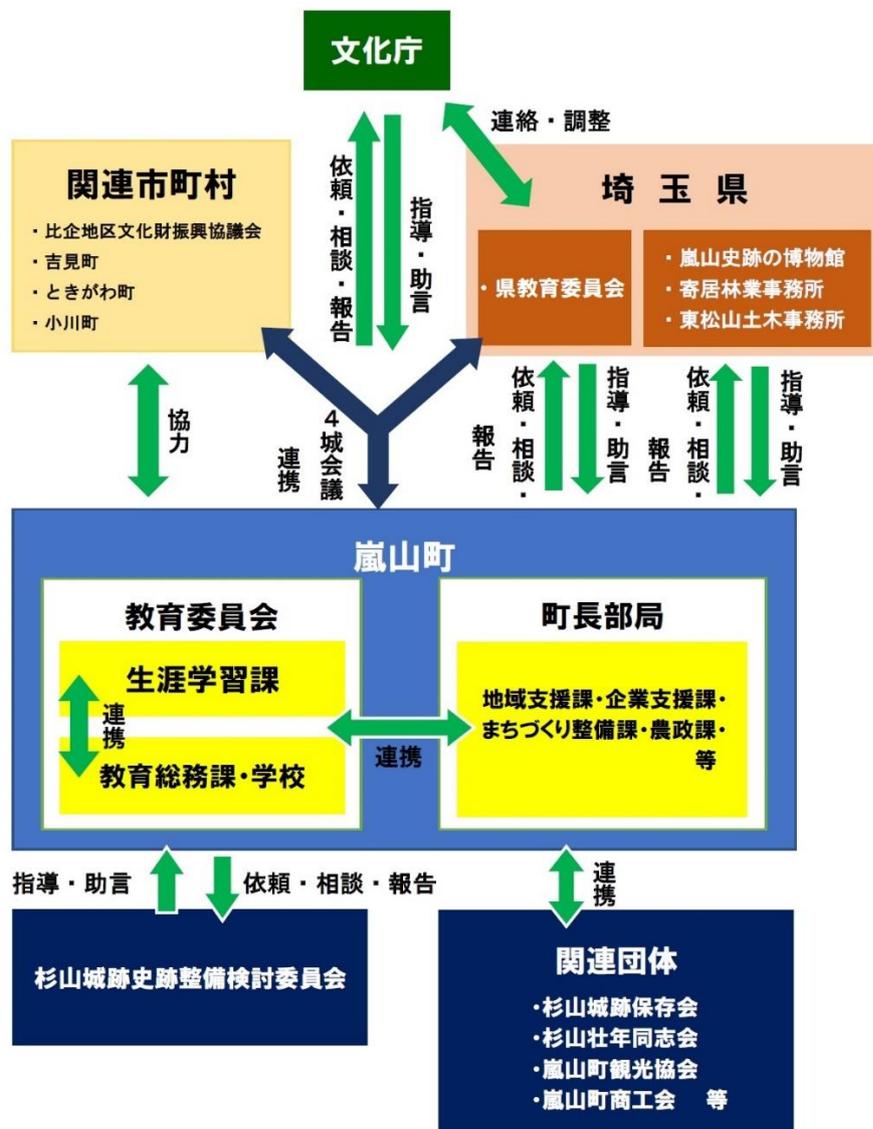


図 61. 史跡の保存・活用のための体制図



## 第2節 経過観察

前節に掲げた実施計画について、以下の項目について経過観察を行う。観察時期は計画期間と同様に5年間隔とする。

表 40. 経過観察項目の一覧

区分	項目	観察時期			観察主体	結果に対する対応
		前期計画	中期計画	後期計画		
計画全体	町総合振興計画における位置づけとの整合性	○	○	○	事務局	杉山城跡整備調査委員会、嵐山町教育委員会への実績報告
	予算確保のための取り組みはあるか	○	○	○		
	保存活用計画の見直しは検討されているか		○	○		
	発掘調査等の進展はあったか	○	○			
保存管理	公有地化は進捗したか	○	○		事務局	杉山城跡整備調査委員会、嵐山町教育委員会への実績報告
	史跡の周囲は埋蔵文化財として適切に対応され、追加指定の検討はされたか	○	○	○		
	遺構・出土遺物の適切な保存管理はされたか	○	○	○		
	樹木・草本の管理は適正に行われたか	○	○	○		
	建築物・工作物の管理は適正に行われたか	○	○	○		
	災害対策に取り組んでいるか	○	○	○		
	現状変更の取扱基準は適正に運用されているか	○	○	○		
活用	史跡の公開は適切に実施されたか	○	○	○	事務局	活用実績や年間利用者数、利用者意見の公開
	出土遺物や歴史資料は活用されたか	○	○	○		
	企画・イベント等は計画的に実施されたか	○	○	○		
	民間団体等の利用が実施されたか	○	○	○		
	学校との連携が図られたか	○	○	○		
	景観・眺望の活用が図られたか	○	○	○		
	アクセスの利便性は向上したか	○	○	○		
	産業・観光事業との連携が図られたか	○	○	○		
	史跡の情報発信はされているか	○	○	○		

区分	項目	観察時期			観察主体	結果に対する対応
		前期計画	中期計画	後期計画		
整備	整備基本計画は作成されたか	○			整備調査委員会・事務局	杉山城跡整備調査委員会への実施状況の報告
	基本・実施設計が行われたか	○	○	○		
	遺構の復元展示等の整備が行われたか	○	○	○		
	散策路の整備は行われたか	○	○	○		
	既存施設の段階的整理、撤去の検討を行ったか	○	○	○		
	便益施設（駐車場・トイレ・休憩施設等）の整備を行ったか	○	○	○		
	説明サインの設置等によってガイダンス機能が向上したか	○	○	○		
	樹木伐採、剪定等による景観整備は進んだか	○	○	○		
運営・体制	委員会が開催されたか	○	○	○	事務局・調整会議	
	ボランティアガイドの充実は図られたか	○	○	○		
	各関係機関との連携は十分であったか	○	○	○		
	組織の運用は適切に行われているか	○	○	○		

## 引用・参考文献、ホームページ

- 伊禮正雄(1969)一つの謎ー・杉山城址考. 『埼玉史談』16(3):2333-3348. 埼玉県郷土文化会  
(山崎 一原図「杉山城址見取図」p.3335).
- 伊禮正雄(1974)『関東合戦記』.240pp. 新人物往来社(本田 昇原図「杉山城図」p.164).
- 梅沢太久夫(2003)『城郭資料集成 中世北武蔵の城』.248pp. 岩田書院.
- 梅沢太久夫(2008)歴史的環境保全調査から28年ー比企城館跡群の国指定史跡化へのあゆみー. 『埼玉県立史跡の博物館紀要』2:33-36. 埼玉県立さきたま史跡の博物館.
- 片桐昭彦(2025)『新選和漢合図』にみる戦国期関東の政治動向. 『日本歴史』第931号. 71-77. 日本歴史学会.
- 金子慶助(1944)『杉山城址平面図』
- 金子慶助(1953)『埼玉県史跡 杉山城址之図』
- 環境省(2007)哺乳類、汽水・淡水魚類、昆虫類、貝類、植物I及び植物IIのレッドリストの見直しについて. (報道発表資料)
- 環境省(2020)環境省レッドリスト2020の公表について. (報道発表資料)
- 国土交通省 気象庁ホームページ <https://www.data.jma.go.jp/> (2023.2.17 閲覧)
- 国土地理院 地理院地図Vector <https://maps.gsi.go.jp/vector/> (2023.2.22 閲覧)
- 埼玉県(2005)『埼玉県レッドデータブック2005植物編』358pp.
- 埼玉県(2011)『埼玉県の希少野生生物 埼玉県レッドデータブック2011植物編』433pp.
- 埼玉県(2022)『埼玉県5か年計画 令和4年度2022ー令和8年度2026 日本一暮らしやすい埼玉へ』263pp.
- 埼玉県・埼玉県教育委員会(2019)『第3期2019~2023年度 埼玉県教育振興基本計画 豊かな学びで未来を拓く埼玉教育』158pp.
- 埼玉県環境部(2010)さいたま自然公園・緑マップ
- 埼玉県教育委員会(1991)『比企歴史のむら整備事業基本構想』.91pp.
- 埼玉県教育委員会(1992)『比企歴史のむら整備事業基本計画』.81pp.
- 埼玉県教育委員会(2020)『埼玉県文化財保存活用大綱』.59pp.
- 埼玉県教育委員会(2024)『史跡比企城館跡群菅谷館跡保存活用計画』.112pp. + 巻末資料36.
- 埼玉県立自然史博物館(1992)種子植物(1)岩田コレクション1.『埼玉県立自然史博物館収蔵資料目録(6)』.409pp.
- 埼玉県立自然史博物館(1995)種子植物(2).『埼玉県立自然史博物館収蔵資料目録(8)』.225pp.
- 埼玉県立自然史博物館(2005)種子植物(3).『埼玉県立自然史博物館収蔵資料目録(18)』.446pp.
- 齋藤慎一(2008)戦国大名北条家と城館. 浅野晴樹・齋藤慎一編『中世東国の世界3 戦国大名北条氏』. pp.163-190. 高志書院.
- 史跡を活用した体験と学習の拠点形成事業実行委員会(2005)『シンポジウム埼玉の戦国時代 検証 比企の城』.266pp. 埼玉県立嵐山史跡の博物館.
- 関口和也(1987)杉山城. 村田修三編『図説中世城郭辞典』第1巻 北海道 東北 関東. pp.232-234. 新人物往来社(関口和也原図「杉山城図」p.233).
- 竹井英文(2007)戦国期東国の戦争と城郭ー「杉山城問題」に寄せて. 『千葉史学』,(51). pp.83-103. 千葉歴史学会.
- 竹井英文(2022)『杉山城問題と戦国期東国城郭』.444pp. 戎光祥出版.

- 竹井英文(2025)新出の杉山城関係史料について－『新選和漢合図』の検討－. 『研究紀要』, 2. pp. 49－61. 公益財団法人日本城郭協会.
- 大類 伸監修・鳥羽正雄他編(1967)『日本城郭全集』4 東京・神奈川・埼玉編. 313pp. 人物往来社 (竹村正雄原図「杉山城」p. 248) .
- 中井 均(2009)検出遺構よりみた城郭構造の年代観. 峰岸純夫・萩原三雄編『戦国時代の城 遺跡の年代を考える』. pp. 91－116. 高志書院.
- 中田正光(1983)『埼玉の古城址』. 324pp. 有峰書店新社 (池田 誠原図「杉山城」p. 147) .
- 中西義昌(2011)杉山城. 『歴史読本』2011年5月号: 128－131. 新人物往来社.
- 七郷村役場(1911)『明治四十四年十一月改装 大字杉山一筆限地図』.
- 西股総生(2003)城の外に広がるもの. 『中世城郭研究』17: 4－43. 中世城郭研究会.
- 西股総生(2017)『杉山城の時代』. 282pp. 角川選書 (西股総生原図「杉山城縄張り図」p. 19) .
- 博物館周辺文化財の複合的活用事業実行委員会(2008)『歩いて廻る「比企の中世・再発見」』. 108pp. 埼玉県立嵐山史跡の博物館.
- 藤木久志監修・埼玉県立歴史資料館編(2005)『戦国の城』. 241pp. 高志書院.
- 文化庁文化財保護部(2008)新指定の文化財－記念物－. 『月刊文化財』533: 4－21. 第一法規株式会社
- 本田 昇(1987)杉山城について『中世城郭研究』創刊号: 1－2. 中世城郭研究会 (本田 昇原図「杉山城」p. 1) .
- 松岡 進(2003)『戦国期城館群の景観』. 388 pp. 校倉書房 (松岡 進原図「杉山城」p. 256) .
- 村上伸二(2005)杉山城跡の発掘成果. 『シンポジウム埼玉の戦国時代「検証 比企の城」』. pp. 21－30. 史跡を活用した体験と学習の拠点形成事業実行委員会.
- 嵐山町(1983)『嵐山町史』. 1044pp (嵐山町原図「別添 杉山城跡航空写真測量図」) .
- 嵐山町(1997)『戦い・祈り・人々の暮らし』. 嵐山町博物誌第五巻・中世編. 242pp.
- 嵐山町(2003)『RANZAN アニマリア』. 嵐山町博物誌第一巻・動物編. 294pp.
- 嵐山町(2003)『丘陵人の叙事詩』. 嵐山町博物誌第四巻－嵐山町の原始・古代－・考古歴史編. 254pp.
- 嵐山町(2012)『嵐山ジオロジア』. 嵐山町 Web 博物誌 <http://www.ranhaku.com/web03/index.html>
- 嵐山町(2018)『嵐山町森林整備計画書 嵐山町森林整備計画概要図(その2)』
- 嵐山町(2021)『国指定史跡 比企城館跡群 杉山城跡』(リーフレット). 7pp.
- 嵐山町(2021)『第6次嵐山町総合振興計画』. 129pp.
- 嵐山町(2021)『第2次嵐山町都市計画マスタープラン』. 76pp.
- 嵐山町(2024)『第2次嵐山町環境基本計画・嵐山町地球温暖化対策実行計画(区域施策編)』. 52pp. + 資料編 9pp.
- 嵐山町教育委員会(1992)『埼玉県指定史跡 杉山城跡保存管理計画書』. 22pp. + plt. 10.
- 嵐山町教育委員会(1993)『学校沿革誌』. 110pp.
- 嵐山町教育委員会(2004)付図 嵐山町と周辺地域の地質図. 『嵐山町博物誌調査報告』9. pp. 1－117 + plt. 1.
- 嵐山町教育委員会(2005)町内遺跡 IV 埼玉県指定史跡 杉山城跡 第1・2次発掘調査報告書. 『嵐山町埋蔵文化財調査報告』8. pp. 1－63 + plt. 10 (植木 弘・村上伸二原図「杉山城跡縄張り図」p. 8) .

- 嵐山町教育委員会(2008)町内遺跡Ⅴ 杉山城跡 第3～5次発掘調査報告書. 『嵐山町埋蔵文化財調査報告』9. pp.1-35 + plt.4.
- 嵐山町教育委員会(2009)『比企城館跡群 菅谷館跡 松山城跡 杉山城跡 小倉城跡 杉山城跡現況調査報告書』. pp.1-97 +参考資料 pp.1-44.
- 嵐山町教育委員会(2010)『比企城館跡群 菅谷館跡 松山城跡 杉山城跡 小倉城跡 杉山城跡保存管理計画書』. pp.1-147.
- 嵐山町教育委員会(2011)『ボランティアガイド用 杉山城跡 見学解説マニュアル』. 8pp.

# 文化財保護に係る関係法令等・連携事業

## 1 関係法令

### (1) 文化財保護法（第一章 総則、第七章 史跡名勝天然記念物）

#### 第一章 総則

##### （この法律の目的）

**第一条** この法律は、文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もって国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする。

##### （文化財の定義）

**第二条** この法律で「文化財」とは、次に掲げるものをいう。

一 建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの（これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。）並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料（以下「有形文化財」という。）

二 演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの（以下「無形文化財」という。）

三 衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で我が国民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの（以下「民俗文化財」という。）

四 貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとって歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で我が国にとって芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）、植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む。）で我が国にとって学術上価値の高いもの（以下「記念物」という。）

五 地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの（以下「文化的景観」という。）

六 周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高いもの（以下「伝統的建造物群」という。）

2 この法律の規定（第二十七条から第二十九条まで、第三十七条、第五十五条第一項第四号、第百五十三条第一項第一号、第百六十五条、第百七十一条及び附則第三条の規定を除く。）中「重要文化財」には、国宝を含むものとする。

3 この法律の規定（第百九条、第百十条、第百十二条、第百二十二条、第百三十一条第一項第四号、第百五十三条第一項第十号及び第十一号、第百六十五条並びに第百七十一条の規定を除く。）中「史跡名勝天然記念物」には、特別史跡名勝天然記念物を含むものとする。

##### （政府及び地方公共団体の任務）

**第三条** 政府及び地方公共団体は、文化財がわが国の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできないものであり、且つ、将来の文化の向上発展の基礎をなすものであることを認識し、その保存が適切に行われるように、周到の注意をもってこの法律の趣旨の徹底に努めなければならない。

##### （国民、所有者等の心構）

**第四条** 一般国民は、政府及び地方公共団体がこの法律の目的を達成するために行う措置に誠実に協力しなければならない。

2 文化財の所有者その他の関係者は、文化財が貴重な国民的財産であることを自覚し、これを公共のために大切に保存するとともに、できるだけこれを公開する等その文化的活用に努めなければならない。

3 政府及び地方公共団体は、この法律の執行に当たって関係者の所有権その他の財産権を尊重しなければならない。

（略）

#### 第七章 史跡名勝天然記念物

##### （指定）

**第九十九条** 文部科学大臣は、記念物のうち重要なものを史跡、名勝又は天然記念物（以下「史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定することができる。

2 文部科学大臣は、前項の規定により指定された史跡名勝天然記念物のうち特に重要なものを特別史跡、特別名勝又は特別天然記念物（以下「特別史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定することができる。

3 前二項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所有者及び権原に基づく占有者に通知してする。

4 前項の規定により通知すべき相手方が著しく多数で個別に通知し難い事情がある場合には、文部科学大臣は、同項の規定による通知に代えて、その通知すべき事項を当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所在地の市町村の事務所又はこれに準ずる施設の掲示場に掲示することができる。この場合においては、その掲示を始めた日から二週間を経過した時に同項の規定による通知が相手方に到達したものとみなす。

5 第一項又は第二項の規定による指定は、第三項の規定による官報の告示があった日からその効力を生ずる。ただし、当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所有者又は権原に基づく占有者に対しては、第三項の規定による通知が到達した時又は前項の規定によりその通知が到達したものとみなされる時からその効力を生ずる。

6 文部科学大臣は、第一項の規定により名勝又は天然記念物の指定をしようとする場合において、その指定に係る記念物が自然環境の保護の見地から価値の高いものであるときは、環境大臣と協議しなければならない。

##### （仮指定）

**第一百十条** 前条第一項の規定による指定前において緊急の必要があると認めるときは、都道府県の教育委員会（当該記念物が指定都市の区域内に存する場合にあっては、当該指定都市の教育委員会。第百三十三条を除き、以下この章において同じ。）は、史跡名勝天然記念物の仮指定を行うことができる。

- 2 前項の規定により仮指定を行ったときは、都道府県の教育委員会は、直ちにその旨を文部科学大臣に報告しなければならない。
- 3 第一項の規定による仮指定には、前条第三項から第五項までの規定を準用する。

**(所有権等の尊重及び他の公益との調整)**

**第百十一条** 文部科学大臣又は都道府県の教育委員会は、第百九条第一項若しくは第二項の規定による指定又は前条第一項の規定による仮指定を行うに当たっては、特に、関係者の所有権、鉱業権その他の財産権を尊重するとともに、国土の開発その他の公益との調整に留意しなければならない。

2 文部科学大臣又は文化庁長官は、名勝又は天然記念物に係る自然環境の保護及び整備に関し必要があると認めるときは、環境大臣に対し、意見を述べることができる。この場合において、文化庁長官が意見を述べるときは、文部科学大臣を通じて行うものとする。

3 環境大臣は、自然環境の保護の見地から価値の高い名勝又は天然記念物の保存及び活用に関し必要があると認めるときは、文部科学大臣に対し、又は文部科学大臣を通じ文化庁長官に対して意見を述べるすることができる。

**(解除)**

**第百十二条** 特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物はその価値を失った場合その他特殊の事由のあるときは、文部科学大臣又は都道府県の教育委員会は、その指定又は仮指定を解除することができる。

2 第百十条第一項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物につき第百九条第一項の規定による指定があったとき、又は仮指定があった日から二年以内に同項の規定による指定がなかったときは、仮指定は、その効力を失う。

3 第百十条第一項の規定による仮指定が適当でないとき、又は、文部科学大臣は、これを解除することができる。

4 第一項又は前項の規定による指定又は仮指定の解除には、第百九条第三項から第五項までの規定を準用する。

**(管理団体による管理及び復旧)**

**第百十三条** 史跡名勝天然記念物につき、所有者がないか若しくは判明しない場合又は所有者若しくは第百九条第二項の規定により選任された管理の責めに任ずべき者による管理が著しく困難若しくは不相当であると明らかに認められる場合には、文化庁長官は、適当な地方公共団体その他の法人を指定して、当該史跡名勝天然記念物の保存のために必要な管理及び復旧（当該史跡名勝天然記念物の保存のために必要な施設、設備その他の物件で当該史跡名勝天然記念物の所有者の所有又は管理に属するものの管理及び復旧を含む。）を行わせることができる。

2 前項の規定による指定をするには、文化庁長官は、あらかじめ、指定しようとする地方公共団体その他の法人の同意を得なければならない。

3 第一項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、当該史跡名勝天然記念物の所有者及び権原に基づく占有者並びに指定しようとする地方公共団体その他の法人に通知してする。

4 第一項の規定による指定には、第百九条第四項及び第五項の規定を準用する。

**第百十四条** 前条第一項に規定する事由が消滅した場合その他特殊の事由があるときは、文化庁長官は、管理団体の指定を解除することができる。

2 前項の規定による解除には、前条第三項並びに第百九条第四項及び第五項の規定を準用する。

**第百十五条** 第百十三条第一項の規定による指定を受けた地方公共団体その他の法人（以下この章（第百三十三条の二第一項を除く。）及び第百八十七条第一項第三号において「管理団体」という。）は、文部科学省令の定める基準により、史跡名勝天然記念物の管理に必要な標識、説明板、境界標、囲いその他の施設を設置しなければならない。

2 史跡名勝天然記念物の指定地域内の土地について、その土地の所在、地番、地目又は地積に異動があったときは、管理団体は、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。

3 管理団体が復旧を行う場合は、管理団体は、あらかじめ、その復旧の方法及び時期について当該史跡名勝天然記念物の所有者（所有者が判明しない場合を除く。）及び権原に基づく占有者の意見を聞かなければならない。

4 史跡名勝天然記念物の所有者又は占有者は、正当な理由がなく、管理団体が行う管理若しくは復旧又はその管理若しくは復旧のために必要な措置を拒み、妨げ、又は忌避してはならない。

**第百十六条** 管理団体が行う管理及び復旧に要する費用は、この法律に特別の定めのある場合を除いて、管理団体の負担とする。

2 前項の規定は、管理団体と所有者との協議により、管理団体が行う管理又は復旧により所有者の受ける利益の限度において、管理又は復旧に要する費用の一部を所有者の負担とすることを妨げるものではない。

3 管理団体は、その管理する史跡名勝天然記念物につき観覧料を徴収することができる。

**第百十七条** 管理団体が行う管理又は復旧によって損失を受けた者に対しては、当該管理団体は、その通常生ずべき損失を補償しなければならない。

2 前項の補償の額は、管理団体（管理団体が地方公共団体であるときは、当該地方公共団体の教育委員会）が決定する。

3 前項の規定による補償額については、第四十一条第三項の規定を準用する。

4 前項で準用する第四十一条第三項の規定による訴えにおいては、管理団体を被告とする。

**第百十八条** 管理団体が行う管理には、第三十条、第三十一条第一項及び第三十三条の規定を、管理団体が行う管理及び復旧には、第三十五条及び第四十七条の規定を、管理団体が指定され、又はその指定が解除された場合には、第五十六条第三項の規定を準用する。

**(所有者による管理及び復旧)**

**第百十九条** 管理団体がある場合を除いて、史跡名勝天然記念物の所有者は、当該史跡名勝天然記念物の管理及び復旧に当たるものとする。

2 前項の規定により史跡名勝天然記念物の管理に当たる所有者は、当該史跡名勝天然記念物の適切な管理のため必要があるときは、第百九十二条の二第一項に規定する文化財保存活用支援団体その他の適当な者を専ら自己に代わり当該史跡名勝天然記念物の管理の責めに任ずべき者（以下この章及び第百八十七条第一項第三号において「管理責任者」という。）に選任することができる。この場合には、第三十一条第三項の規定を準用する。

**第百二十条** 所有者が行う管理には、第三十条、第三十一条第一項、第三十二条、第三十三条並びに第百十五条第一項及び第二項（同条第二項については、管理責任者がある場合を除く。）の規定を、所有者が行う管理及び復旧には、第三十五条及び第四十七条の規定を、所有者が変更した場合の権利義務の承継には、第五十六条第一項の規定を、管理責任者が行う管理には、第三十条、第三十一条第一項、第三十二条第三項、第三十三条、第四十七条第四項及び第百十五条第二項の規定を準用する。

**(管理に関する命令又は勧告)**

**第百二十一条** 管理が適当でないため史跡名勝天然記念物が滅失し、き損し、衰亡し、又は盗み取られるおそれがあると認めるときは、文化庁長官は、管理団体、所有者又は管理責任者に対し、管理方法の改善、保存施設の設置その他管理に関し必要な措置を命じ、又は勧告することができる。

2 前項の場合には、第三十六条第二項及び第三項の規定を準用する。

#### (復旧に関する命令又は勧告)

**第二百二十二条** 文化庁長官は、特別史跡名勝天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、管理団体又は所有者に対し、その復旧について必要な命令又は勧告をすることができる。

2 文化庁長官は、特別史跡名勝天然記念物以外の史跡名勝天然記念物が、き損し、又は衰亡している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、管理団体又は所有者に対し、その復旧について必要な勧告をすることができる。

3 前二項の場合には、第三十七条第三項及び第四項の規定を準用する。

#### (文化庁長官による特別史跡名勝天然記念物の復旧等の施行)

**第二百二十三条** 文化庁長官は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、特別史跡名勝天然記念物につき自ら復旧を行い、又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置をすることができる。

一 管理団体、所有者又は管理責任者が前二条の規定による命令に従わないとき。

二 特別史跡名勝天然記念物がき損し、若しくは衰亡している場合又は滅失し、き損し、衰亡し、若しくは盗み取られるおそれのある場合において、管理団体、所有者又は管理責任者に復旧又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置をさせることが適当でないと認められるとき。

2 前項の場合には、第三十八条第二項及び第三十九条から第四十一条までの規定を準用する。

#### (補助等に係る史跡名勝天然記念物譲渡の場合の納付金)

**第二百二十四条** 国が復旧又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置につき第一百八条及び第二百二条で準用する第三十五条第一項の規定により補助金を交付し、又は第二百十一条第二項で準用する第三十六条第二項、第二百二十二条第三項で準用する第三十七条第三項若しくは前条第二項で準用する第四十条第一項の規定により費用を負担した史跡名勝天然記念物については、第四十二条の規定を準用する。

#### (現状変更等の制限及び原状回復の命令)

**第二百五十五条** 史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、文部科学省令で定める。

3 第一項の規定による許可を与える場合には、第四十三条第三項の規定を、第一項の規定による許可を受けた者には、同条第四項の規定を準用する。

4 第一項の規定による処分には、第一百一十一条第一項の規定を準用する。

5 第一項の許可を受けることができなかつたことにより、又は第三項で準用する第四十三条第三項の許可の条件を付せられたことによつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

6 前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

7 第一項の規定による許可を受けず、又は第三項で準用する第四十三条第三項の規定による許可の条件に従わないで、史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をした者に対しては、文化庁長官は、原状回復を命ずることができる。この場合には、文化庁長官は、原状回復に関し必要な指示をすることができる。

#### (関係行政庁による通知)

**第二百二十六条** 前条第一項の規定により許可を受けなければならないこととされている行為であつてその行為をするについて、他の法令の規定により許可、認可その他の処分で政令に定めるものを受けなければならないこととされている場合において、当該他の法令において当該処分の権限を有する行政庁又はその委任を受けた者は、当該処分をするときは、政令の定めるところにより、文化庁長官（第八十四条第一項又は第八十四条の二第一項の規定により前条第一項の規定による許可を都道府県又は市町村の教育委員会が行う場合には、当該都道府県又は市町村の教育委員会）に対し、その旨を通知するものとする。

#### (復旧の届出等)

**第二百二十七条** 史跡名勝天然記念物を復旧しようとするときは、管理団体又は所有者は、復旧に着手しようとする日の三十日前までに、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。ただし、第二百五条第一項の規定により許可を受けなければならない場合その他文部科学省令の定める場合は、この限りでない。

2 史跡名勝天然記念物の保護上必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項の届出に係る史跡名勝天然記念物の復旧に関し技術的な指導と助言を与えることができる。

#### (環境保全)

**第二百二十八条** 文化庁長官は、史跡名勝天然記念物の保存のため必要があると認めるときは、地域を定めて一定の行為を制限し、若しくは禁止し、又は必要な施設をすることを命ずることができる。

2 前項の規定による処分によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

3 第一項の規定による制限又は禁止に違反した者には、第二百五条第七項の規定を、前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

#### (管理団体による買取りの補助)

**第二百二十九条** 管理団体である地方公共団体その他の法人が、史跡名勝天然記念物の指定に係る土地又は建造物その他の土地の定着物で、その管理に係る史跡名勝天然記念物の保存のため特に買い取る必要があると認められるものを買い取る場合には、国は、その買取りに要する経費の一部を補助することができる。

2 前項の場合には、第三十五条第二項及び第三項並びに第四十二条の規定を準用する。

#### (史跡名勝天然記念物保存活用計画の認定)

**第二百二十九条の二** 史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者は、文部科学省令で定めるところにより、史跡名勝天然記念物の保存及び活用に関する計画（以下「史跡名勝天然記念物保存活用計画」という。）を作成し、文化庁長官の認定を申請することができる。

2 史跡名勝天然記念物保存活用計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 当該史跡名勝天然記念物の名称及び所在地

二 当該史跡名勝天然記念物の保存及び活用のために行う具体的な措置の内容

三 計画期間

四 その他文部科学省令で定める事項

3 前項第二号に掲げる事項には、当該史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為に関する事項を記載することができる。

4 文化庁長官は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、その史跡名勝天然記念物保存活用計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

- 一 当該史跡名勝天然記念物保存活用計画の実施が当該史跡名勝天然記念物の保存及び活用に寄与するものであると認められること。
  - 二 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。
  - 三 第八十三条の二第一項に規定する文化財保存活用大綱又は第八十三条の五第一項に規定する認定文化財保存活用地域計画が定められているときは、これらに照らし適切なものであること。
  - 四 当該史跡名勝天然記念物保存活用計画に前項に規定する事項が記載されている場合には、その内容が史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為を適切に行うために必要なものとして文部科学省令で定める基準に適合するものであること。
  - 五 文化庁長官は、前項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を当該認定を申請した者に通知しなければならない。  
**(認定を受けた史跡名勝天然記念物保存活用計画の変更)**
- 第二百二十九条の三** 前条第四項の認定を受けた史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者は、当該認定を受けた史跡名勝天然記念物保存活用計画の変更（文部科学省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、文化庁長官の認定を受けなければならない。
- 2 前条第四項及び第五項の規定は、前項の認定について準用する。  
**(現状変更等の許可の特例)**
- 第二百二十九条の四** 第二百二十九条の二第三項に規定する事項が記載された史跡名勝天然記念物保存活用計画が同条第四項の認定（前条第一項の変更の認定を含む。以下この章及び第五十三条第二項第二十五号において同じ。）を受けた場合において、当該史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為をその記載された事項の内容に即して行うに当たり、第二十五条第一項の許可を受けなければならないときは、同項の規定にかかわらず、当該現状変更又は保存に影響を及ぼす行為が終了した後遅滞なく、文部科学省令で定めるところにより、その旨を文化庁長官に届け出ることをもって足りる。  
**(認定史跡名勝天然記念物保存活用計画の実施状況に関する報告の徴収)**
- 第二百二十九条の五** 文化庁長官は、第二百二十九条の二第四項の認定を受けた史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者に対し、当該認定を受けた史跡名勝天然記念物保存活用計画（変更があったときは、その変更後のもの。次条第一項及び第二百二十九条の七において「認定史跡名勝天然記念物保存活用計画」という。）の実施の状況について報告を求めることができる。  
**(認定の取消し)**
- 第二百二十九条の六** 文化庁長官は、認定史跡名勝天然記念物保存活用計画が第二百二十九条の二第四項各号のいずれかに適合しなくなったと認めるときは、その認定を取り消すことができる。
- 2 文化庁長官は、前項の規定により認定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を当該認定を受けていた者に通知しなければならない。  
**(管理団体等への指導又は助言)**
- 第二百二十九条の七** 都道府県及び市町村の教育委員会は、史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者の求めに応じ、史跡名勝天然記念物保存活用計画の作成及び認定史跡名勝天然記念物保存活用計画の円滑かつ確実な実施に関し必要な指導又は助言をすることができる。
- 2 文化庁長官は、史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者の求めに応じ、史跡名勝天然記念物保存活用計画の作成及び認定史跡名勝天然記念物保存活用計画の円滑かつ確実な実施に関し必要な指導又は助言をするように努めなければならない。  
**(保存のための調査)**
- 第三十条** 文化庁長官は、必要があると認めるときは、管理団体、所有者又は管理責任者に対し、史跡名勝天然記念物の現状又は管理、復旧若しくは環境保全の状況につき報告を求めることができる。
- 第三十一条** 文化庁長官は、次の各号のいずれかに該当する場合において、前条の報告によってもなお史跡名勝天然記念物に関する状況を確認することができず、かつ、その確認のため他に方法がないと認めるときは、調査に当たる者を定め、その所在する土地又はその隣接地に立ち入ってその現状又は管理、復旧若しくは環境保全の状況につき実地調査及び土地の発掘、障害物の除却その他調査のため必要な措置をさせることができる。ただし、当該土地の所有者、占有者その他の関係者に対し、著しい損害を及ぼすおそれのある措置は、させてはならない。
- 一 史跡名勝天然記念物に関する現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可の申請があったとき。
  - 二 史跡名勝天然記念物がき損し、又は衰亡しているとき。
  - 三 史跡名勝天然記念物が滅失し、き損し、衰亡し、又は盗み取られるおそれのあるとき。
  - 四 特別の事情によりあらためて特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物としての価値を調査する必要があるとき。
- 2 前項の規定による調査又は措置を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。
  - 3 第一項の規定により立ち入り、調査する場合には、第五十五条第二項の規定を、前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。  
**(登録記念物)**
- 第三十二条** 文部科学大臣は、史跡名勝天然記念物（第十十条第一項に規定する仮指定を都道府県の教育委員会が行ったものを含む。）以外の記念物（第八十二条第二項に規定する指定を地方公共団体が行っているものを除く。）のうち、その文化財としての価値にかんがみ保存及び活用のための措置が特に必要とされるものを文化財登録原簿に登録することができる。
- 2 前項の規定による登録には、第五十七条第二項及び第三項、第九条第三項から第五項まで並びに第一百一十一条第一項の規定を準用する。
- 第三十三条** 前条の規定により登録された記念物（以下「登録記念物」という。）については、第五十九条第一項から第五項まで、第六十四条、第六十八条、第一百一十一条第二項及び第三項並びに第十三条から第二十項までの規定を準用する。この場合において、第五十九条第一項中「第二十七条第一項の規定により重要文化財に指定したとき」とあるのは「第九条第一項の規定により史跡名勝天然記念物に指定したとき（第十十条第一項に規定する仮指定を都道府県の教育委員会（当該記念物が指定都市の区域内に存する場合にあっては、当該指定都市の教育委員会）が行ったときを含む。）」と、同条第四項中「所有者に通知する」とあるのは「所有者及び権原に基づく占有者に通知する。ただし、通知すべき相手方が著しく多数で個別に通知し難い事情がある場合には、文部科学大臣は、当該通知に代えて、その通知すべき事項を当該登録記念物の所在地の市町村の事務所又はこれに準ずる施設の掲示場に掲示することができる。この場合においては、その掲示を始めた日から二週間を経過した時に当該通知が相手方に到達したものとみなす」と、同条第五項中「抹消には、前条第二項の規定を準用する」とあるのは「抹消は、前項の規定による官報の告示があった日からその効力を生ずる。ただし、当該登録記念物の所有者又は権原に基づく占有者に対しては、前項の規定による通知が到達した時又は同項の規定によりその通知が到達したものとみなされる時からその効力を生ずる」と、第十三条第一項中「不適當であると明らかに認められる場合には」とあるのは「不適當であることが明らかである旨の関係地方公共団体の申出があった場合には、関係地方公共団体の意見を聴いて」と、第十八条及び第二十條中「第三十条、第三十一条第一項」とあるのは「第三十一条第一項」と、「準用する」とあるのは「準用する。この場合において、第三十一条第一項中「並びにこれに基

て発する文部科学省令及び文化庁長官の指示に従い」とあるのは「及びこれに基づく文部科学省令に従い」と読み替えるものとする」と、第百十八条中「第三十五条及び第四十七条の規定を、管理団体が指定され、又はその指定が解除された場合には、第五十六条第三項」とあるのは「第四十七条第四項」と、第百二十条中「第三十五条及び第四十七条の規定を、所有者が変更した場合の権利義務の承継には、第五十六条第一項」とあるのは「第四十七条第四項」と読み替えるものとする。

#### (登録記念物保存活用計画の認定)

**第百三十三条の二** 登録記念物の管理団体（前条において準用する第百三十三条第一項の規定による指定を受けた地方公共団体その他の法人をいう。）又は所有者は、文部科学省令で定めるところにより、登録記念物の保存及び活用に関する計画（以下「登録記念物保存活用計画」という。）を作成し、文化庁長官の認定を申請することができる。

2 登録記念物保存活用計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 当該登録記念物の名称及び所在地

二 当該登録記念物の保存及び活用のために行う具体的な措置の内容

三 計画期間

四 その他文部科学省令で定める事項

3 前項第二号に掲げる事項には、当該登録記念物の現状変更に関する事項を記載することができる。

4 文化庁長官は、第一項の規定による認定の申請があった場合において、その登録記念物保存活用計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 当該登録記念物保存活用計画の実施が当該登録記念物の保存及び活用に寄与するものであると認められること。

二 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

三 第百八十三条の二第一項に規定する文化財保存活用大綱又は第百八十三条の五第一項に規定する認定文化財保存活用地域計画が定められているときは、これらに照らし適切なものであること。

四 当該登録記念物保存活用計画に前項に規定する事項が記載されている場合には、その内容が登録記念物の現状変更を適切に行うために必要なものとして文部科学省令で定める基準に適合するものであること。

5 文化庁長官は、前項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を当該認定を申請した者に通知しなければならない。

#### (現状変更の届出の特例)

**第百三十三条の三** 前条第三項に規定する事項が記載された登録記念物保存活用計画が同条第四項の認定（次条において準用する第六十七条の三第一項の変更の認定を含む。第百五十三条第二項第二十六号において同じ。）を受けた場合において、当該登録記念物の現状変更をその記載された事項の内容に即して行うに当たり、第百三十三条において準用する第六十四条第一項の規定による届出を行わなければならないときは、同項の規定にかかわらず、当該現状変更が終了した後遅滞なく、文部科学省令で定めるところにより、その旨を文化庁長官に届け出ることをもって足りる。

#### (準用)

**第百三十三条の四** 登録記念物保存活用計画については、第六十七条の三及び第六十七条の五から第六十七条の七までの規定を準用する。この場合において、第六十七条の三第一項中「前条第四項」とあるのは「第百三十三条の二第四項」と、同条第二項中「前条第四項及び第五項」とあるのは「第百三十三条の二第四項及び第五項」と、第六十七条の五中「第六十七条の二第四項」とあるのは「第百三十三条の二第四項」と、第六十七条の六第一項中「第六十七条の二第四項各号」とあるのは「第百三十三条の二第四項各号」と読み替えるものとする。

(以後略)

## (2) 都市計画法（第一章 総則、第三章 都市計画制限等）

### 第一章 総則

#### (目的)

**第一条** この法律は、都市計画の内容及びその決定手続、都市計画制限、都市計画事業その他都市計画に関し必要な事項を定めることにより、都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、もつて国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

#### (都市計画の基本理念)

**第二条** 都市計画は、農林漁業との健全な調和を図りつつ、健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を確保すべきこと並びにこのためには適正な制限のもとに土地の合理的な利用が図られるべきことを基本理念として定めるものとする。

#### (国、地方公共団体及び住民の責務)

**第三条** 国及び地方公共団体は、都市の整備、開発その他都市計画の適切な遂行に努めなければならない。

2 都市の住民は、国及び地方公共団体がこの法律の目的を達成するため行なう措置に協力し、良好な都市環境の形成に努めなければならない。

3 国及び地方公共団体は、都市の住民に対し、都市計画に関する知識の普及及び情報の提供に努めなければならない。

#### (定義)

**第四条** この法律において「都市計画」とは、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する計画で、次章の規定に従い定められたものをいう。

2 この法律において「都市計画区域」とは次条の規定により指定された区域を、「準都市計画区域」とは第五条の二の規定により指定された区域をいう。

3 この法律において「地域地区」とは、第八条第一項各号に掲げる地域、地区又は街区をいう。

4 この法律において「促進区域」とは、第十条の二第一項各号に掲げる区域をいう。

5 この法律において「都市施設」とは、都市計画において定められるべき第十一条第一項各号に掲げる施設をいう。

6 この法律において「都市計画施設」とは、都市計画において定められた第十一条第一項各号に掲げる施設をいう。

7 この法律において「市街地開発事業」とは、第十二条第一項各号に掲げる事業をいう。

8 この法律において「市街地開発事業等予定区域」とは、第十二条の二第一項各号に掲げる予定区域をいう。

9 この法律において「地区計画等」とは、第十二条の四第一項各号に掲げる計画をいう。

10 この法律において「建築物」とは建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第一号に定める建築物を、「建築」とは同条第十三号に定める建築をいう。

- 11 この法律において「特定工作物」とは、コンクリートプラントその他周辺の地域の環境の悪化をもたらすおそれがある工作物で政令で定めるもの（以下「第一種特定工作物」という。）又はゴルフコースその他大規模な工作物で政令で定めるもの（以下「第二種特定工作物」という。）をいう。
- 12 この法律において「開発行為」とは、主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行なう土地の区画形質の変更をいう。
- 13 この法律において「開発区域」とは、開発行為をする土地の区域をいう。
- 14 この法律において「公共施設」とは、道路、公園その他政令で定める公共の用に供する施設をいう。
- 15 この法律において「都市計画事業」とは、この法律で定めるところにより第五十九条の規定による認可又は承認を受けて行なわれる都市計画施設の整備に関する事業及び市街地開発事業をいう。
- 16 この法律において「施行者」とは、都市計画事業を施行する者をいう。

(略)

### 第三章 都市計画制限等

#### 第一節 開発行為等の規制

##### (開発行為の許可)

**第二十九条** 都市計画区域又は準都市計画区域内において開発行為をしようとする者は、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市又は同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「指定都市等」という。）の区域内にあっては、当該指定都市等の長。以下この節において同じ。）の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる開発行為については、この限りでない。

一 市街化区域、区域区分が定められていない都市計画区域又は準都市計画区域内において行う開発行為で、その規模が、それぞれの区域の区分に応じて政令で定める規模未満であるもの

二 市街化調整区域、区域区分が定められていない都市計画区域又は準都市計画区域内において行う開発行為で、農業、林業若しくは漁業の用に供する政令で定める建築物又はこれらの業務を営む者の居住の用に供する建築物の建築の用に供する目的で行うもの

三 駅舎その他の鉄道の施設、図書館、公民館、変電所その他これらに類する公益上必要な建築物のうち開発区域及びその周辺の地域における適正かつ合理的な土地利用及び環境の保全を図る上で支障がないものとして政令で定める建築物の建築の用に供する目的で行う開発行為

四 都市計画事業の施行として行う開発行為

五 土地区画整理事業の施行として行う開発行為

六 市街地再開発事業の施行として行う開発行為

七 住宅街区整備事業の施行として行う開発行為

八 防災街区整備事業の施行として行う開発行為

九 公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の免許を受けた埋立地であって、まだ同法第二十二条第二項の告示がないものにおいて行う開発行為

十 非常災害のため必要な応急措置として行う開発行為

十一 通常管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの

2 都市計画区域及び準都市計画区域外の区域内において、それにより一定の市街地を形成すると見込まれる規模として政令で定める規模以上の開発行為をしようとする者は、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる開発行為については、この限りでない。

一 農業、林業若しくは漁業の用に供する政令で定める建築物又はこれらの業務を営む者の居住の用に供する建築物の建築の用に供する目的で行う開発行為

二 前項第三号、第四号及び第九号から第十一号までに掲げる開発行為

3 開発区域が、市街化区域、区域区分が定められていない都市計画区域、準都市計画区域又は都市計画区域及び準都市計画区域外の区域のうち二以上の区域にわたる場合における第一項第一号及び前項の規定の適用については、政令で定める。

##### (許可申請の手続)

**第三十条** 前条第一項又は第二項の許可（以下「開発許可」という。）を受けようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

一 開発区域（開発区域を工区に分けたときは、開発区域及び工区）の位置、区域及び規模

二 開発区域内において予定される建築物又は特定工作物（以下「予定建築物等」という。）の用途

三 開発行為に関する設計（以下この節において「設計」という。）

四 工事施行者（開発行為に関する工事の請負人又は請負契約によらないで自らその工事を施行する者をいう。以下同じ。）

五 その他国土交通省令で定める事項

2 前項の申請書には、第三十二条第一項に規定する同意を得たことを証する書面、同条第二項に規定する協議の経過を示す書面その他国土交通省令で定める図書を添付しなければならない。

##### (設計者の資格)

**第三十一条** 前条の場合において、設計に係る設計図書（開発行為に関する工事のうち国土交通省令で定めるものを実施するために必要な図面（現寸図その他これに類するものを除く。）及び仕様書をいう。）は、国土交通省令で定める資格を有する者の作成したものでなければならない。

##### (公共施設の管理者の同意等)

**第三十二条** 開発許可を申請しようとする者は、あらかじめ、開発行為に関係がある公共施設の管理者と協議し、その同意を得なければならない。

2 開発許可を申請しようとする者は、あらかじめ、開発行為又は開発行為に関する工事により設置される公共施設を管理することとなる者その他政令で定める者と協議しなければならない。

3 前二項に規定する公共施設の管理者又は公共施設を管理することとなる者は、公共施設の適切な管理を確保する観点から、前二項の協議を行うものとする。

##### (開発許可の基準)

**第三十三条** 都道府県知事は、開発許可の申請があった場合において、当該申請に係る開発行為が、次に掲げる基準（第四項及び第五項の条例が定められているときは、当該条例で定める制限を含む。）に適合しており、かつ、その申請の手続がこの法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反していないと認めるときは、開発許可をしなければならない。

一 次のイ又はロに掲げる場合には、予定建築物等の用途が当該イ又はロに定める用途の制限に適合していること。ただし、都市再生特別地区の区域内において当該都市再生特別地区に定められた誘導すべき用途に適合するものにあつては、この限りでない。

イ 当該申請に係る開発区域内の土地について用途地域、特別用途地区、特定用途制限地域、居住環境向上用途誘導地区、特定用途誘導地区、流通業務地区又は港湾法第三十九条第一項の分区（以下「用途地域等」という。）が定められている場合 当該用途地域等内における用途の制限（建築基準法第四十九条第一項若しくは第二項、第四十九条の二、第六十条の二の二第四項若しくは第六十条の三第三項（これらの規定を同法第八十八条第二項において準用する場合を含む。）又は港湾法第四十条第一項（同法第五十条の五第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の条例による用途の制限を含む。）

ロ 当該申請に係る開発区域内の土地（都市計画区域（市街化調整区域を除く。）又は準都市計画区域内の土地に限る。）について用途地域等が定められていない場合 建築基準法第四十八条第十四項及び第六十八条の三第七項（同法第四十八条第十四項に係る部分に限る。）（これらの規定を同法第八十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定による用途の制限

二 主として、自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為以外に開発行為にあつては、道路、公園、広場その他の公共の用に供する空地（消防に必要な水利が十分でない場合に設置する消防の用に供する貯水施設を含む。）が、次に掲げる事項を勘案して、環境の保全上、災害の防止上、通行の安全上又は事業活動の効率上支障がないような規模及び構造で適当に配置され、かつ、開発区域内の主要な道路が、開発区域外の相当規模の道路に接続するように設計が定められていること。この場合において、当該空地に関する都市計画が定められているときは、設計がこれに適合していること。

イ 開発区域の規模、形状及び周辺の状況

ロ 開発区域内の土地の地形及び地盤の性質

ハ 予定建築物等の用途

ニ 予定建築物等の敷地の規模及び配置

三 排水路その他の排水施設が、次に掲げる事項を勘案して、開発区域内の下水道法（昭和三十二年法律第七十九号）第二条第一号に規定する下水を有効に排出するとともに、その排出によって開発区域及びその周辺の地域に溢水等による被害が生じないような構造及び能力で適当に配置されるように設計が定められていること。この場合において、当該排水施設に関する都市計画が定められているときは、設計がこれに適合していること。

イ 当該地域における降水量

ロ 前号イからニまでに掲げる事項及び放流先の状況

四 主として、自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為以外に開発行為にあつては、水道その他の給水施設が、第二号イからニまでに掲げる事項を勘案して、当該開発区域について想定される需要に支障を来さないような構造及び能力で適当に配置されるように設計が定められていること。この場合において、当該給水施設に関する都市計画が定められているときは、設計がこれに適合していること。

五 当該申請に係る開発区域内の土地について地区計画等（次のイからホまでに掲げる地区計画等の区分に応じて、当該イからホまでに定める事項が定められているものに限る。）が定められているときは、予定建築物等の用途又は開発行為の設計が当該地区計画等に定められた内容に即して定められていること。

イ 地区計画 再開発等促進区若しくは開発整備促進区（いずれも第十二条の五第五項第一号に規定する施設の配置及び規模が定められているものに限る。）又は地区整備計画

ロ 防災街区整備地区計画 地区防災施設の区域、特定建築物地区整備計画又は防災街区整備地区整備計画

ハ 歴史的風致維持向上地区計画 歴史的風致維持向上地区整備計画

ニ 沿道地区計画 沿道再開発等促進区（幹線道路の沿道の整備に関する法律第九条第四項第一号に規定する施設の配置及び規模が定められているものに限る。）又は沿道地区整備計画

ホ 集落地区計画 集落地区整備計画

六 当該開発行為の目的に照らして、開発区域における利便の増進と開発区域及びその周辺の地域における環境の保全とが図られるように公共施設、学校その他の公益的施設及び開発区域内において予定される建築物の用途の配分が定められていること。

七 地盤の沈下、崖崩れ、出水その他による災害を防止するため、開発区域内の土地について、地盤の改良、擁壁又は排水施設の設置その他安全上必要な措置が講ぜられるように設計が定められていること。この場合において、開発区域内の土地の全部又は一部が次の表の上欄に掲げる区域内の土地であるときは、当該土地における同表の中欄に掲げる工事の計画が、同表の下欄に掲げる基準に適合していること。

宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和三十六年法律第九十一号）第十条第一項の宅地造成等工事規制区域	開発行為に関する工事	宅地造成及び特定盛土等規制法第十三条の規定に適合するものであること。
宅地造成及び特定盛土等規制法第二十六条第一項の特定盛土等規制区域	開発行為（宅地造成及び特定盛土等規制法第三十条第一項の政令で定める規模（同法第三十二条の条例が定められているときは、当該条例で定める規模）のものに限る。）に関する工事	宅地造成及び特定盛土等規制法第三十一条の規定に適合するものであること。
津波防災地域づくりに関する法律第七十二条第一項の津波災害特別警戒区域	津波防災地域づくりに関する法律第七十三条第一項に規定する特定開発行為（同条第四項各号に掲げる行為を除く。）に関する工事	津波防災地域づくりに関する法律第七十五条に規定する措置を同条の国土交通省令で定める技術的基準に従い講ずるものであること。

八 主として、自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為以外に開発行為にあつては、開発区域内に建築基準法第三十九条第一項の災害危険区域、地すべり等防止法（昭和三十二年法律第三十号）第三条第一項の地すべり防止区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第一項の土砂災害特別警戒区域及び特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）第五十六条第一項の浸水被害防止区域（次条第八号の二において「災害危険区域等」という。）その他政令で定める開発行為を行うのに適当でない区域内の土地を含まないこと。ただし、開発区域及びその周辺の地域の状況等により支障がないと認められるときは、この限りでない。

九 政令で定める規模以上の開発行為にあつては、開発区域及びその周辺の地域における環境を保全するため、開発行為の目的及び第二号イからニまでに掲げる事項を勘案して、開発区域における植物の生育の確保上必要な樹木の保存、表土の保全その他の必要な措置が講ぜられるように設計が定められていること。

十 政令で定める規模以上の開発行為にあつては、開発区域及びその周辺の地域における環境を保全するため、第二号イからニまでに掲げる事項を勘案して、騒音、振動等による環境の悪化の防止上必要な緑地帯その他の緩衝帯が配置されるように設計が定め

られていること。

**十一** 政令で定める規模以上の開発行為にあつては、当該開発行為が道路、鉄道等による輸送の便等からみて支障がないと認められること。

**十二** 主として、自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為（当該開発行為に関する工事が宅地造成及び特定盛土等規制法第十二条第一項又は第三十条第一項の許可を要するものを除く。）又は住宅以外の建築物若しくは特定工作物で自己の業務の用に供するものの建築若しくは建設の用に供する目的で行う開発行為（当該開発行為に関する工事が当該許可を要するもの並びに当該開発行為の中断により当該開発区域及びその周辺の地域に出水、崖崩れ、土砂の流出等による被害が生じるおそれがあることを考慮して政令で定める規模以上のものを除く。）以外の開発行為にあつては、申請者に当該開発行為を行うために必要な資力及び信用があること。

**十三** 主として、自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為（当該開発行為に関する工事が宅地造成及び特定盛土等規制法第十二条第一項又は第三十条第一項の許可を要するものを除く。）又は住宅以外の建築物若しくは特定工作物で自己の業務の用に供するものの建築若しくは建設の用に供する目的で行う開発行為（当該開発行為に関する工事が当該許可を要するもの並びに当該開発行為の中断により当該開発区域及びその周辺の地域に出水、崖崩れ、土砂の流出等による被害が生じるおそれがあることを考慮して政令で定める規模以上のものを除く。）以外の開発行為にあつては、工事施行者に当該開発行為に関する工事を完成するために必要な能力があること。

**十四** 当該開発行為をしようとする土地若しくは当該開発行為に関する工事をしようとする土地の区域内の土地又はこれらの土地にある建築物その他の工作物につき当該開発行為の施行又は当該開発行為に関する工事の実施の妨げとなる権利を有する者の相当数の同意を得ていること。

**2** 前項各号に規定する基準を適用するについて必要な技術的細目は、政令で定める。

**3** 地方公共団体は、その地方の自然的条件の特殊性又は公共施設の整備、建築物の建築その他の土地利用の現状及び将来の見通しを勘案し、前項の政令で定める技術的細目のみによっては環境の保全、災害の防止及び利便の増進を図ることが困難であると認められ、又は当該技術的細目によらなくとも環境の保全、災害の防止及び利便の増進上支障がないと認められる場合においては、政令で定める基準に従い、条例で、当該技術的細目において定められた制限を強化し、又は緩和することができる。

**4** 地方公共団体は、良好な住居等の環境の形成又は保持のため必要と認める場合においては、政令で定める基準に従い、条例で、区域、目的又は予定される建築物の用途を限り、開発区域内において予定される建築物の敷地面積の最低限度に関する制限を定めることができる。

**5** 景観行政団体（景観法第七条第一項に規定する景観行政団体をいう。）は、良好な景観の形成を図るため必要と認める場合においては、同法第八条第二項第一号の景観計画区域内において、政令で定める基準に従い、同条第一項の景観計画に定められた開発行為についての制限の内容を、条例で、開発許可の基準として定めることができる。

**6** 指定都市等及び地方自治法第二百五十二条の十七の二第一項の規定に基づきこの節の規定により都道府県知事の権限に属する事務の全部を処理することとされた市町村（以下この節において「事務処理市町村」という。）以外の市町村は、前三項の規定により条例を定めようとするときは、あらかじめ、都道府県知事と協議し、その同意を得なければならない。

**7** 公有水面埋立法第二十二条第二項の告示があつた埋立地において行う開発行為については、当該埋立地に関する同法第二条第一項の免許の条件において第一項各号に規定する事項（第四項及び第五項の条例が定められているときは、当該条例で定める事項を含む。）に関する定めがあるときは、その定めをもつて開発許可の基準とし、第一項各号に規定する基準（第四項及び第五項の条例が定められているときは、当該条例で定める制限を含む。）は、当該条件に抵触しない限度において適用する。

**8** 居住調整地域又は市街地再開発促進区域内における開発許可に関する基準については、第一項に定めるもののほか、別に法律で定める。

**第三十四条** 前条の規定にかかわらず、市街化調整区域に係る開発行為（主として第二種特定工作物の建設の用に供する目的で行う開発行為を除く。）については、当該申請に係る開発行為及びその申請の手續が同条に定める要件に該当するほか、当該申請に係る開発行為が次の各号のいずれかに該当すると認める場合でなければ、都道府県知事は、開発許可をしてはならない。

**一** 主として当該開発区域の周辺の地域において居住している者の利用に供する政令で定める公益上必要な建築物又はこれらの者の日常生活のため必要な物品の販売、加工若しくは修理その他の業務を営む店舗、事業場その他これらに類する建築物の建築の用に供する目的で行う開発行為

**二** 市街化調整区域内に存する鉱物資源、観光資源その他の資源の有効な利用上必要な建築物又は第一種特定工作物の建築又は建設の用に供する目的で行う開発行為

**三** 温度、湿度、空気等について特別の条件を必要とする政令で定める事業の用に供する建築物又は第一種特定工作物で、当該特別の条件を必要とするため市街化区域内において建築し、又は建設することが困難なものの建築又は建設の用に供する目的で行う開発行為

**四** 農業、林業若しくは漁業の用に供する建築物で第二十九条第一項第二号の政令で定める建築物以外のものの建築又は市街化調整区域内において生産される農産物、林産物若しくは水産物の処理、貯蔵若しくは加工に必要な建築物若しくは第一種特定工作物の建築若しくは建設の用に供する目的で行う開発行為

**五** 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成五年法律第七十二号）第九条第一項の規定による公告があつた所有権移転等促進計画の定めるところによって設定され、又は移転された同法第二条第三項第三号の権利に係る土地において当該所有権移転等促進計画に定める利用目的（同項第二号に規定する農林業等活性化基盤施設である建築物の建築の用に供するためのものに限る。）に従つて行う開発行為

**六** 都道府県が国又は独立行政法人中小企業基盤整備機構と一体となって助成する中小企業者の行う他の事業者との連携若しくは事業の共同化又は中小企業の集積の活性化に寄与する事業の用に供する建築物又は第一種特定工作物の建築又は建設の用に供する目的で行う開発行為

**七** 市街化調整区域内において現に工業の用に供されている工場施設における事業と密接な関連を有する事業の用に供する建築物又は第一種特定工作物で、これらの事業活動の効率化を図るため市街化調整区域内において建築し、又は建設することが必要なものの建築又は建設の用に供する目的で行う開発行為

**八** 政令で定める危険物の貯蔵又は処理に供する建築物又は第一種特定工作物で、市街化区域内において建築し、又は建設することが不適当なものとして政令で定めるものの建築又は建設の用に供する目的で行う開発行為

**八の二** 市街化調整区域のうち災害危険区域等その他の政令で定める開発行為を行うのに適当でない区域内に存する建築物又は第一種特定工作物に代わるべき建築物又は第一種特定工作物（いずれも当該区域外において従前の建築物又は第一種特定工作物の用途と同一の用途に供されることとなるものに限る。）の建築又は建設の用に供する目的で行う開発行為

**九** 前各号に規定する建築物又は第一種特定工作物のほか、市街化区域内において建築し、又は建設することが困難又は不適当なものとして政令で定める建築物又は第一種特定工作物の建築又は建設の用に供する目的で行う開発行為

十 地区計画又は集落地区計画の区域（地区整備計画又は集落地区整備計画が定められている区域に限る。）内において、当該地区計画又は集落地区計画に定められた内容に適合する建築物又は第一種特定工作物の建築又は建設の用に供する目的で行う開発行為

十一 市街化区域に隣接し、又は近接し、かつ、自然的社会的諸条件から市街化区域と一体的な日常生活圏を構成していると認められる地域であっておおむね五十以上の建築物（市街化区域内に存するものを含む。）が連たんしている地域のうち、災害の防止その他の事情を考慮して政令で定める基準に従い、都道府県（指定都市等又は事務処理市町村の区域内にあっては、当該指定都市等又は事務処理市町村。以下この号及び次号において同じ。）の条例で指定する土地の区域内において行う開発行為で、予定建築物等の用途が、開発区域及びその周辺の地域における環境の保全上支障があると認められる用途として都道府県の条例で定めるものに該当しないもの

十二 開発区域の周辺における市街化を促進するおそれがないと認められ、かつ、市街化区域内において行うことが困難又は著しく不適当と認められる開発行為として、災害の防止その他の事情を考慮して政令で定める基準に従い、都道府県の条例で区域、目的又は予定建築物等の用途を限り定められたもの

十三 区域区分に関する都市計画が決定され、又は当該都市計画を変更して市街化調整区域が拡張された際、自己の居住若しくは業務の用に供する建築物を建築し、又は自己の業務の用に供する第一種特定工作物を建設する目的で土地又は土地の利用に関する所有権以外の権利を有していた者で、当該都市計画の決定又は変更の日から起算して六月以内に国土交通省令で定める事項を都道府県知事に届け出たものが、当該目的に従って、当該土地に関する権利の行使として行う開発行為（政令で定める期間内に行うものに限る。）

十四 前各号に掲げるもののほか、都道府県知事が開発審査会の議を経て、開発区域の周辺における市街化を促進するおそれなく、かつ、市街化区域内において行うことが困難又は著しく不適当と認める開発行為

#### （開発許可の特例）

**第三十四条の二** 国又は都道府県、指定都市等若しくは事務処理市町村若しくは都道府県、指定都市等若しくは事務処理市町村がその組織に加わっている一部事務組合、広域連合若しくは港務局（以下「都道府県等」という。）が行う都市計画区域若しくは準都市計画区域内における開発行為（第二十九条第一項各号に掲げる開発行為を除く。）又は都市計画区域及び準都市計画区域外の区域内における開発行為（同条第二項の政令で定める規模未満の開発行為及び同項各号に掲げる開発行為を除く。）については、当該国の機関又は都道府県等と都道府県知事との協議が成立することをもって、開発許可があったものとみなす。

2 第三十二条の規定は前項の協議を行おうとする国の機関又は都道府県等について、第四十一条の規定は都道府県知事が同項の協議を成立させる場合について、第四十七条の規定は同項の協議が成立したときについて準用する。

#### （許可又は不許可の通知）

**第三十五条** 都道府県知事は、開発許可の申請があったときは、遅滞なく、許可又は不許可の処分をしなければならない。

2 前項の処分をするには、文書をもって当該申請者に通知しなければならない。

#### （変更の許可等）

**第三十五条の二** 開発許可を受けた者は、第三十条第一項各号に掲げる事項の変更をしようとする場合においては、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、変更の許可の申請に係る開発行為が、第二十九条第一項の許可に係るものにあつては同項各号に掲げる開発行為、同条第二項の許可に係るものにあつては同項の政令で定める規模未満の開発行為若しくは同項各号に掲げる開発行為に該当するとき、又は国土交通省令で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。

2 前項の許可を受けようとする者は、国土交通省令で定める事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

3 開発許可を受けた者は、第一項ただし書の国土交通省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

4 第三十一条の規定は変更後の開発行為に関する工事が同条の国土交通省令で定める工事に該当する場合について、第三十二条の規定は開発行為に係る公共施設若しくは当該開発行為若しくは当該開発行為に関する工事により設置される公共施設に関する事項の変更をしようとする場合又は同条の政令で定める者との協議に係る開発行為に関する事項であつて政令で定めるものの変更をしようとする場合について、第三十三条、第三十四条、前条及び第四十一条の規定は第一項の規定による許可について、第三十四条の二の規定は第一項の規定により国又は都道府県等が同項の許可を受けなければならない場合について、第四十七条第一項の規定は第一項の規定による許可及び第三項の規定による届出について準用する。この場合において、第四十七条第一項中「次に掲げる事項」とあるのは、「変更の許可又は届出の年月日及び第二号から第六号までに掲げる事項のうち当該変更に係る事項」と読み替えるものとする。

5 第一項又は第三項の場合における次条、第三十七条、第三十九条、第四十条、第四十二条から第四十五条まで及び第四十七条第二項の規定の適用については、第一項の規定による許可又は第三項の規定による届出に係る変更後の内容を開発許可の内容とみなす。

#### （工事完了の検査）

**第三十六条** 開発許可を受けた者は、当該開発区域（開発区域を工区に分けたときは、工区）の全部について当該開発行為に関する工事（当該開発行為に関する工事のうち公共施設に関する部分については、当該公共施設に関する工事）を完了したときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定による届出があつたときは、遅滞なく、当該工事が開発許可の内容に適合しているかどうかについて検査し、その検査の結果当該工事が当該開発許可の内容に適合していると認めるときは、国土交通省令で定める様式の検査済証を当該開発許可を受けた者に交付しなければならない。

3 都道府県知事は、前項の規定により検査済証を交付したときは、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、当該工事が完了した旨を公告しなければならない。この場合において、当該工事が津波災害特別警戒区域（津波防災地域づくりに関する法律第七十二条第一項の津波災害特別警戒区域をいう。以下この項において同じ。）内における同法第七十三条第一項に規定する特定開発行為（同条第四項各号に掲げる行為を除く。）に係るものであり、かつ、当該工事の完了後において当該工事に係る同条第四項第一号に規定する開発区域（津波災害特別警戒区域内のものに限る。）に地盤面の高さが同法第五十三条第二項に規定する基準水位以上である土地の区域があるときは、その区域を併せて公告しなければならない。

#### （建築制限等）

**第三十七条** 開発許可を受けた開発区域内の土地においては、前条第三項の公告があるまでの間は、建築物を建築し、又は特定工作物を建設してはならない。ただし、次の各号の一に該当するときは、この限りでない。

一 当該開発行為に関する工事に用いた仮設建築物又は特定工作物を建築し、又は建設するとき、その他都道府県知事が支障がないと認めたとき。

二 第三十三条第一項第十四号に規定する同意をしていない者が、その権利の行使として建築物を建築し、又は特定工作物を建設するとき。

**(開発行為の廃止)**

**第三十八条** 開発許可を受けた者は、開発行為に関する工事を廃止したときは、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

**(開発行為等により設置された公共施設の管理)**

**第三十九条** 開発許可を受けた開発行為又は開発行為に関する工事により公共施設が設置されたときは、その公共施設は、第三十六条第三項の公告の日の翌日において、その公共施設の存する市町村の管理に属するものとする。ただし、他の法律に基づく管理者が別にあるとき、又は第三十二条第二項の協議により管理者について別段の定めをしたときは、それらの者の管理に属するものとする。

**(公共施設の用に供する土地の帰属)**

**第四十条** 開発許可を受けた開発行為又は開発行為に関する工事により、従前の公共施設に代えて新たな公共施設が設置されることとなる場合においては、従前の公共施設の用に供していた土地で国又は地方公共団体が所有するものは、第三十六条第三項の公告の日の翌日において当該開発許可を受けた者に帰属するものとし、これに代わるものとして設置された新たな公共施設の用に供する土地は、その日においてそれぞれ国又は当該地方公共団体に帰属するものとする。

**2** 開発許可を受けた開発行為又は開発行為に関する工事により設置された公共施設の用に供する土地は、前項に規定するもの及び開発許可を受けた者が自ら管理するものを除き、第三十六条第三項の公告の日の翌日において、前条の規定により当該公共施設を管理すべき者（その者が地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務（以下単に「第一号法定受託事務」という。）として当該公共施設を管理する地方公共団体であるときは、国）に帰属するものとする。

**3** 市街化区域内における都市計画施設である幹線街路その他の主要な公共施設で政令で定めるものの用に供する土地が前項の規定により国又は地方公共団体に帰属することとなる場合においては、当該帰属に伴う費用の負担について第三十二条第二項の協議において別段の定めをした場合を除き、従前の所有者（第三十六条第三項の公告の日において当該土地を所有していた者をいう。）は、国又は地方公共団体に対し、政令で定めるところにより、当該土地の取得に要すべき費用の額の全部又は一部を負担すべきことを求めることができる。

**(建築物の建蔽率等の指定)**

**第四十一条** 都道府県知事は、用途地域の定められていない土地の区域における開発行為について開発許可をする場合において必要があると認めるときは、当該開発区域内の土地について、建築物の建蔽率、建築物の高さ、壁面の位置その他建築物の敷地、構造及び設備に関する制限を定めることができる。

**2** 前項の規定により建築物の敷地、構造及び設備に関する制限が定められた土地の区域内においては、建築物は、これらの制限に違反して建築してはならない。ただし、都道府県知事が当該区域及びその周辺の地域における環境の保全上支障がないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可したときは、この限りでない。

**(開発許可を受けた土地における建築等の制限)**

**第四十二条** 何人も、開発許可を受けた開発区域内においては、第三十六条第三項の公告があった後は、当該開発許可に係る予定建築物等以外の建築物又は特定工作物を新築し、又は新設してはならず、また、建築物を改築し、又はその用途を変更して当該開発許可に係る予定の建築物以外の建築物としてはならない。ただし、都道府県知事が当該開発区域における利便の増進上若しくは開発区域及びその周辺の地域における環境の保全上支障がないと認めて許可したとき、又は建築物及び第一種特定工作物で建築基準法第八十八条第二項の政令で指定する工作物に該当するものにあつては、当該開発区域内の土地について用途地域等が定められているときは、この限りでない。

**2** 国又は都道府県等が行う行為については、当該国の機関又は都道府県等と都道府県知事との協議が成立することをもつて、前項ただし書の規定による許可があつたものとみなす。

**(開発許可を受けた土地以外の土地における建築等の制限)**

**第四十三条** 何人も、市街化調整区域のうち開発許可を受けた開発区域以外の区域内においては、都道府県知事の許可を受けなければ、第二十九条第一項第二号若しくは第三号に規定する建築物以外の建築物を新築し、又は第一種特定工作物を新設してはならず、また、建築物を改築し、又はその用途を変更して同項第二号若しくは第三号に規定する建築物以外の建築物としてはならない。ただし、次に掲げる建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設については、この限りでない。

- 一 都市計画事業の施行として行う建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設
- 二 非常災害のため必要な応急措置として行う建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設
- 三 仮設建築物の新築

**四** 第二十九条第一項第九号に掲げる開発行為その他の政令で定める開発行為が行われた土地の区域内において行う建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設

**五** 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの

**2** 前項の規定による許可の基準は、第三十三条及び第三十四条に規定する開発許可の基準の例に準じて、政令で定める。

**3** 国又は都道府県等が行う第一項本文の建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設（同項各号に掲げるものを除く。）については、当該国の機関又は都道府県等と都道府県知事との協議が成立することをもつて、同項の許可があつたものとみなす。

**(許可に基づく地位の承継)**

**第四十四条** 開発許可又は前条第一項の許可を受けた者の相続人その他の一般承継人は、被承継人が有していた当該許可に基づく地位を承継する。

**第四十五条** 開発許可を受けた者から当該開発区域内の土地の所有権その他当該開発行為に関する工事を施行する権原を取得した者は、都道府県知事の承認を受けて、当該開発許可を受けた者が有していた当該開発許可に基づく地位を承継することができる。

**(開発登録簿)**

**第四十六条** 都道府県知事は、開発登録簿（以下「登録簿」という。）を調製し、保管しなければならない。

**第四十七条** 都道府県知事は、開発許可をしたときは、当該許可に係る土地について、次に掲げる事項を登録簿に登録しなければならない。

- 一 開発許可の年月日
  - 二 予定建築物等（用途地域等の区域内の建築物及び第一種特定工作物を除く。）の用途
  - 三 公共施設の種類、位置及び区域
  - 四 前三号に掲げるもののほか、開発許可の内容
  - 五 第四十一条第一項の規定による制限の内容
  - 六 前各号に定めるもののほか、国土交通省令で定める事項
- 2** 都道府県知事は、第三十六条の規定による完了検査を行なつた場合において、当該工事が当該開発許可の内容に適合すると認

めたときは、登録簿にその旨を附記しなければならない。

3 第四十一条第二項ただし書若しくは第四十二条第一項ただし書の規定による許可があったとき、又は同条第二項の協議が成立したときも、前項と同様とする。

4 都道府県知事は、第八十一条第一項の規定による処分により第一項各号に掲げる事項について変動を生じたときは、登録簿に必要な修正を加えなければならない。

5 都道府県知事は、登録簿を常に公衆の閲覧に供するように保管し、かつ、請求があったときは、その写しを交付しなければならない。

6 登録簿の調製、閲覧その他登録簿に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。

#### (国及び地方公共団体の援助)

第四十八条 国及び地方公共団体は、市街化区域内における良好な市街地の開発を促進するため、市街化区域内において開発許可を受けた者に対する必要な技術上の助言又は資金上その他の援助に努めるものとする。

#### 第四十九条 削除

##### (不服申立て)

第五十条 第二十九条第一項若しくは第二項、第三十五条の二第一項、第四十一条第二項ただし書、第四十二条第一項ただし書若しくは第四十三条第一項の規定に基づく処分若しくはその不作為又はこれらの規定に違反した者に対する第八十一条第一項の規定に基づく監督処分についての審査請求は、開発審査会に対してするものとする。この場合において、不作為についての審査請求は、開発審査会に代えて、当該不作為に係る都道府県知事に対してすることもできる。

2 開発審査会は、前項前段の規定による審査請求がされた場合においては、当該審査請求がされた日（行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第二十三条の規定により不備を補正すべきことを命じた場合にあつては、当該不備が補正された日）から二月以内に、裁決をしなければならない。

3 開発審査会は、前項の裁決を行う場合においては、行政不服審査法第二十四条の規定により当該審査請求を却下する場合を除き、あらかじめ、審査請求人、処分をした行政庁その他の関係人又はこれらの者の代理人の出頭を求めて、公開による口頭審理を行わなければならない。

4 第一項前段の規定による審査請求については、行政不服審査法第三十一条の規定は適用せず、前項の口頭審理については、同法第九条第三項の規定により読み替えられた同法第三十一条第二項から第五項までの規定を準用する。

第五十一条 第二十九条第一項若しくは第二項、第三十五条の二第一項、第四十二条第一項ただし書又は第四十三条第一項の規定による処分に不服がある者は、その不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、公害等調整委員会に裁定の申請をすることができる。この場合においては、審査請求をすることができない。

2 行政不服審査法第二十二条の規定は、前項に規定する処分につき、処分をした行政庁が誤って審査請求又は再調査の請求をすることができる旨を教示した場合に準用する。

(以後略)

### (3) 建築基準法（第一章 総則）

#### 第一章 総則

##### (目的)

第一条 この法律は、建築物の敷地、構造、設備及び用途に関する最低の基準を定めて、国民の生命、健康及び財産の保護を図り、もつて公共の福祉の増進に資することを目的とする。

##### (用語の定義)

第二条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 建築物 土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱若しくは壁を有するもの（これに類する構造のものを含む。）、これに附属する門若しくは扉、観覧のための工作物又は地下若しくは高架の工作物内に設ける事務所、店舗、興行場、倉庫その他これらに類する施設（鉄道及び軌道の線路敷地内の運転保安に関する施設並びに跨線橋、プラットホームの上家、貯蔵槽その他これらに類する施設を除く。）をいい、建築設備を含むものとする。

二 特殊建築物 学校（専修学校及び各種学校を含む。以下同様とする。）、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、市場、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、旅館、共同住宅、寄宿舎、下宿、工場、倉庫、自動車庫、危険物の貯蔵場、と畜場、火葬場、汚物処理場その他これらに類する用途に供する建築物をいう。

三 建築設備 建築物に設ける電気、ガス、給水、排水、換気、暖房、冷房、消火、排煙若しくは汚物処理の設備又は煙突、昇降機若しくは避雷針をいう。

四 居室 居住、執務、作業、集会、娯楽その他これらに類する目的のために継続的に使用する室をいう。

五 主要構造部 壁、柱、床、はり、屋根又は階段をいい、建築物の構造上重要でない間仕切壁、間柱、付け柱、揚げ床、最下階の床、回り舞台の床、小ばり、ひさし、局部的な小階段、屋外階段その他これらに類する建築物の部分を除くものとする。

六 延焼のおそれのある部分 隣地境界線、道路中心線又は同一敷地内の二以上の建築物（延べ面積の合計が五百平方メートル以内の建築物は、一の建築物とみなす。）相互の外壁間の中心線（ロにおいて「隣地境界線等」という。）から、一階にあつては三メートル以下、二階以上にあつては五メートル以下の距離にある建築物の部分を除く。

イ 防火上有効な公園、広場、川その他の空地又は水面、耐火構造の壁その他これらに類するものに面する部分

ロ 建築物の外壁面と隣地境界線等との角度に応じて、当該建築物の周囲において発生する通常の火災時における火熱により燃焼するおそれのないものとして国土交通大臣が定める部分

七 耐火構造 壁、柱、床その他の建築物の部分の構造のうち、耐火性能（通常の火災が終了するまでの間当該火災による建築物の倒壊及び延焼を防止するために当該建築物の部分に必要とされる性能をいう。）に関して政令で定める技術的基準に適合する鉄筋コンクリート造、れんが造その他の構造で、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものをいう。

七の二 準耐火構造 壁、柱、床その他の建築物の部分の構造のうち、準耐火性能（通常の火災による延焼を抑制するために当該建築物の部分に必要とされる性能をいう。第九号の三口及び第二十六条第二項第二号において同じ。）に関して政令で定める技術的基準に適合するもので、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものをいう。

八 防火構造 建築物の外壁又は軒裏の構造のうち、防火性能（建築物の周囲において発生する通常の火災による延焼を抑制するために当該外壁又は軒裏に必要とされる性能をいう。）に関して政令で定める技術的基準に適合する鉄網モルタル塗、しつくい塗その他の構造で、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものをいう。

九 不燃材料 建築材料のうち、不燃性能（通常の火災時における火熱により燃焼しないことその他の政令で定める性能をいう。）に関して政令で定める技術的基準に適合するもので、国土交通大臣が定めたもの又は国土交通大臣の認定を受けたものをいう。

九の二 耐火建築物 次に掲げる基準に適合する建築物をいう。

イ その主要構造部のうち、防火上及び避難上支障がないものとして政令で定める部分以外の部分（以下「特定主要構造部」という。）が、（１）又は（２）のいずれかに該当すること。

（１） 耐火構造であること。

（２） 次に掲げる性能（外壁以外の特定主要構造部にあっては、（イ）に掲げる性能に限る。）に関して政令で定める技術的基準に適合するものであること。

（イ） 当該建築物の構造、建築設備及び用途に応じて屋内において発生が予測される火災による火熱に当該火災が終了するまで耐えること。

（ii） 当該建築物の周囲において発生する通常の火災による火熱に当該火災が終了するまで耐えること。

ロ その外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に、防火戸その他の政令で定める防火設備（その構造が遮炎性能（通常の火災時における火災を有効に遮るために防火設備に必要とされる性能をいう。第二十七条第一項において同じ。）に関して政令で定める技術的基準に適合するもので、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものに限る。）を有すること。

九の三 準耐火建築物 耐火建築物以外の建築物で、イ又はロのいずれかに該当し、外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に前号ロに規定する防火設備を有するものをいう。

イ 主要構造部を準耐火構造としたもの

ロ イに掲げる建築物以外の建築物であって、イに掲げるものと同等の準耐火性能を有するものとして主要構造部の防火の措置その他の事項について政令で定める技術的基準に適合するもの

十 設計 建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第二条第六項に規定する設計をいう。

十一 工事監理者 建築士法第二条第八項に規定する工事監理をする者をいう。

十二 設計図書 建築物、その敷地又は第八十八条第一項から第三項までに規定する工作物に関する工事用の図面（現寸図その他これに類するものを除く。）及び仕様書をいう。

十三 建築 建築物を新築し、増築し、改築し、又は移転することをいう。

十四 大規模の修繕 建築物の主要構造部の一種以上について行う過半の修繕をいう。

十五 大規模の模様替 建築物の主要構造部の一種以上について行う過半の模様替をいう。

十六 建築主 建築物に関する工事の請負契約の注文者又は請負契約によらないで自らその工事をする者をいう。

十七 設計者 その者の責任において、設計図書を作成した者をいい、建築士法第二十条の二第三項又は第二十条の三第三項の規定により建築物が構造関係規定（同法第二十条の二第二項に規定する構造関係規定をいう。第五条の六第二項及び第六条第三項第二号において同じ。）又は設備関係規定（同法第二十条の三第二項に規定する設備関係規定をいう。第五条の六第三項及び第六条第三項第三号において同じ。）に適合することを確認した構造設計一級建築士（同法第十条の三第四項に規定する構造設計一級建築士をいう。第五条の六第二項及び第六条第三項第二号において同じ。）又は設備設計一級建築士（同法第十条の三第四項に規定する設備設計一級建築士をいう。第五条の六第三項及び第六条第三項第三号において同じ。）を含むものとする。

十八 工事施工者 建築物、その敷地若しくは第八十八条第一項から第三項までに規定する工作物に関する工事の請負人又は請負契約によらないで自らこれらの工事をする者をいう。

十九 都市計画 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四条第一項に規定する都市計画をいう。

二十 都市計画区域又は準都市計画区域 それぞれ、都市計画法第四条第二項に規定する都市計画区域又は準都市計画区域をいう。

二十一 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、田園住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域、特別用途地区、特定用途制限地域、特例容積率適用地区、高層住居誘導地区、高度地区、高度利用地区、特定街区、都市再生特別地区、居住環境向上用途誘導地区、特定用途誘導地区、防火地域、準防火地域、特定防災街区整備地区又は景観地区 それぞれ、都市計画法第八条第一項第一号から第六号までに掲げる第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、田園住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域、特別用途地区、特定用途制限地域、特例容積率適用地区、高層住居誘導地区、高度地区、高度利用地区、特定街区、都市再生特別地区、居住環境向上用途誘導地区、特定用途誘導地区、防火地域、準防火地域、特定防災街区整備地区又は景観地区をいう。

二十二 地区計画 都市計画法第十二条の四第一項第一号に掲げる地区計画をいう。

二十三 地区整備計画 都市計画法第十二条の五第二項第一号に掲げる地区整備計画をいう。

二十四 防災街区整備地区計画 都市計画法第十二条の四第一項第二号に掲げる防災街区整備地区計画をいう。

二十五 特定建築物地区整備計画 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号。以下「密集市街地整備法」という。）第三十二条第二項第一号に規定する特定建築物地区整備計画をいう。

二十六 防災街区整備地区整備計画 密集市街地整備法第三十二条第二項第二号に規定する防災街区整備地区整備計画をいう。

二十七 歴史的風致維持向上地区計画 都市計画法第十二条の四第一項第三号に掲げる歴史的風致維持向上地区計画をいう。

二十八 歴史的風致維持向上地区整備計画 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成二十年法律第四十号。以下「地域歴史的風致法」という。）第三十一条第二項第一号に規定する歴史的風致維持向上地区整備計画をいう。

二十九 沿道地区計画 都市計画法第十二条の四第一項第四号に掲げる沿道地区計画をいう。

三十 沿道地区整備計画 幹線道路の沿道の整備に関する法律（昭和五十五年法律第三十四号。以下「沿道整備法」という。）第九条第二項第一号に掲げる沿道地区整備計画をいう。

三十一 集落地区計画 都市計画法第十二条の四第一項第五号に掲げる集落地区計画をいう。

三十二 集落地区整備計画 集落地域整備法（昭和六十二年法律第六十三号）第五条第三項に規定する集落地区整備計画をいう。

三十三 地区計画等 都市計画法第四条第九項に規定する地区計画等をいう。

三十四 プログラム 電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。

三十五 特定行政庁 この法律の規定により建築主事又は建築副主事を置く市町村の区域については当該市町村の長をいい、その他の市町村の区域については都道府県知事をいう。ただし、第九十七条の二第一項若しくは第二項又は第九十七条の三第一項若しくは第二項の規定により建築主事又は建築副主事を置く市町村の区域内の政令で定める建築物については、都道府県知事とする。

(略)

#### (建築物の建築等に関する申請及び確認)

**第六条** 建築主は、第一号から第三号までに掲げる建築物を建築しようとする場合（増築しようとする場合においては、建築物が増築後において第一号から第三号までに掲げる規模のものとなる場合を含む。）、これらの建築物の大規模の修繕若しくは大規模の模様替をしようとする場合又は第四号に掲げる建築物を建築しようとする場合においては、当該工事に着手する前に、その計画が建築基準関係規定（この法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定（以下「建築基準法令の規定」という。）その他建築物の敷地、構造又は建築設備に関する法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定で政令で定めるものをいう。以下同じ。）に適合するものであることについて、確認の申請書を提出して建築主事又は建築副主事（以下「建築主事等」という。）の確認（建築副主事の確認にあつては、大規模建築物以外の建築物に係るものに限る。以下この項において同じ。）を受け、確認済証の交付を受けなければならない。当該確認を受けた建築物の計画の変更（国土交通省令で定める軽微な変更を除く。）をして、第一号から第三号までに掲げる建築物を建築しようとする場合（増築しようとする場合においては、建築物が増築後において第一号から第三号までに掲げる規模のものとなる場合を含む。）、これらの建築物の大規模の修繕若しくは大規模の模様替をしようとする場合又は第四号に掲げる建築物を建築しようとする場合も、同様とする。

一 別表第一（い）欄に掲げる用途に供する特殊建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が二百平方メートルを超えるもの

二 木造の建築物で三以上の階数を有し、又は延べ面積が五百平方メートル、高さが十三メートル若しくは軒の高さが九メートルを超えるもの

三 木造以外の建築物で二以上の階数を有し、又は延べ面積が二百平方メートルを超えるもの

四 前三号に掲げる建築物を除くほか、都市計画区域若しくは準都市計画区域（いずれも都道府県知事が都道府県都市計画審議会の意見を聴いて指定する区域を除く。）若しくは景観法（平成十六年法律第百十号）第七十四条第一項の準景観地区（市町村長が指定する区域を除く。）内又は都道府県知事が関係市町村の意見を聴いてその区域の全部若しくは一部について指定する区域内における建築物

2 前項の規定は、防火地域及び準防火地域外において建築物を増築し、改築し、又は移転しようとする場合で、その増築、改築又は移転に係る部分の床面積の合計が十平方メートル以内であるときについては、適用しない。

3 建築主事等は、第一項の申請書が提出された場合において、その計画が次の各号のいずれかに該当するときは、当該申請書を受理することができない。

一 建築士法第三条第一項、第三条の二第一項、第三条の三第一項、第二十条の二第一項若しくは第二十条の三第一項の規定又は同法第三条の二第三項の規定に基づく条例の規定に違反するとき。

二 構造設計一級建築士以外の一級建築士が建築士法第二十条の二第一項の建築物の構造設計を行った場合において、当該建築物が構造関係規定に適合することを構造設計一級建築士が確認した構造設計によるものでないとき。

三 設備設計一級建築士以外の一級建築士が建築士法第二十条の三第一項の建築物の設備設計を行った場合において、当該建築物が設備関係規定に適合することを設備設計一級建築士が確認した設備設計によるものでないとき。

4 建築主事等は、第一項の申請書を受理した場合においては、同項第一号から第三号までに係るものにあつてはその受理した日から三十五日以内に、同項第四号に係るものにあつてはその受理した日から七日以内に、申請に係る建築物の計画が建築基準関係規定に適合するかどうかを審査し、審査の結果に基づいて建築基準関係規定に適合することを確認したときは、当該申請者に確認済証を交付しなければならない。

5 建築主事等は、前項の場合において、申請に係る建築物の計画が第六条の三第一項の構造計算適合性判定を要するものであるときは、建築主から同条第七項の適合判定通知書又はその写しの提出を受けた場合に限り、第一項の規定による確認をすることができる。

6 建築主事等は、第四項の場合（申請に係る建築物の計画が第六条の三第一項の特定構造計算基準（第二十条第一項第二号イの政令で定める基準に従った構造計算で同号イに規定する方法によるものによって確かめられる安全性を有することに係る部分に限る。）に適合するかどうかを審査する場合その他国土交通省令で定める場合に限る。）において、第四項の期間内に当該申請者に第一項の確認済証を交付することができない合理的な理由があるときは、三十五日の範囲内において、第四項の期間を延長することができる。この場合においては、その旨及びその延長する期間並びにその期間を延長する理由を記載した通知書を同項の期間内に当該申請者に交付しなければならない。

7 建築主事等は、第四項の場合において、申請に係る建築物の計画が建築基準関係規定に適合しないことを認めるとき、又は建築基準関係規定に適合するかどうかを決定することができない正当な理由があるときは、その旨及びその理由を記載した通知書を同項の期間（前項の規定により第四項の期間を延長した場合にあつては、当該延長後の期間）内に当該申請者に交付しなければならない。

8 第一項の確認済証の交付を受けた後でなければ、同項の建築物の建築、大規模の修繕又は大規模の模様替の工事は、することができない。

9 第一項の規定による確認の申請書、同項の確認済証並びに第六項及び第七項の通知書の様式は、国土交通省令で定める。

(以後略)

## (4) 森林法（第一章 総則、第二章 森林計画等）

### 第一章 総則

#### (この法律の目的)

**第一条** この法律は、森林計画、保安林その他の森林に関する基本的事項を定めて、森林の保続培養と森林生産力の増進とを図り、もつて国土の保全と国民経済の発展とに資することを目的とする。

#### (定義)

**第二条** この法律において「森林」とは、左に掲げるものをいう。但し、主として農地又は住宅地若しくはこれに準ずる土地として使用される土地及びこれらの上にある立木竹を除く。

一 木竹が集団して生育している土地及びその土地の上にある立木竹

二 前号の土地の外、木竹の集団的な生育に供される土地

- 2 この法律において「森林所有者」とは、権原に基き森林の土地の上に木竹を所有し、及び育成することができる者をいう。
- 3 この法律において「国有林」とは、国が森林所有者である森林及び国有林野の管理経営に関する法律（昭和二十六年法律第二百四十六号）第十条第一号に規定する分収林である森林をいい、「民有林」とは、国有林以外の森林をいう。

**（承継人に対する効力）**

**第三条** この法律又はこの法律に基き命令の規定によつてした処分、手続その他の行為は、森林所有者、権原に基き森林の立木竹の使用若しくは収益をする者又は土地の所有者若しくは占有者の承継人に対しても、その効力を有する。

（略）

## 第二章 森林計画等

**（開発行為の許可）**

**第十条の二** 地域森林計画の対象となっている民有林（第二十五条又は第二十五条の二の規定により指定された保安林並びに第四十一条の規定により指定された保安施設地区の区域内及び海岸法（昭和三十一年法律第一号）第三条の規定により指定された海岸保全区域内の森林を除く。）において開発行為（土石又は樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為で、森林の土地の自然的条件、その行為の態様等を勘案して政令で定める規模をこえるものをいう。以下同じ。）をしようとする者は、農林水産省令で定める手続に従い、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、次の各号の一に該当する場合は、この限りでない。

- 一 国又は地方公共団体が行なう場合
- 二 火災、風水害その他の非常災害のために必要な応急措置として行なう場合
- 三 森林の土地の保全に著しい支障を及ぼすおそれが少なく、かつ、公益性が高いと認められる事業で農林水産省令で定めるものの施行として行なう場合

2 都道府県知事は、前項の許可の申請があった場合において、次の各号のいずれにも該当しないと認めるときは、これを許可しなければならない。

一 当該開発行為をする森林の現に有する土地に関する災害の防止の機能からみて、当該開発行為により当該森林の周辺の地域において土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれがあること。

一の二 当該開発行為をする森林の現に有する水害の防止の機能からみて、当該開発行為により当該機能に依存する地域における水害を発生させるおそれがあること。

二 当該開発行為をする森林の現に有する水源のかん養の機能からみて、当該開発行為により当該機能に依存する地域における水の確保に著しい支障を及ぼすおそれがあること。

三 当該開発行為をする森林の現に有する環境の保全の機能からみて、当該開発行為により当該森林の周辺の地域における環境を著しく悪化させるおそれがあること。

3 前項各号の規定の適用につき同項各号に規定する森林の機能を判断するに当たっては、森林の保続培養及び森林生産力の増進に留意しなければならない。

4 第一項の許可には、条件を附することができる。

5 前項の条件は、森林の現に有する公益的機能を維持するために必要最小限度のものに限り、かつ、その許可を受けた者に不当な義務を課することとなるものであってはならない。

6 都道府県知事は、第一項の許可をしようとするときは、都道府県森林審議会及び関係市町村長の意見を聴かななければならない。

**（監督処分）**

**第十条の三** 都道府県知事は、森林の有する公益的機能を維持するために必要があると認めるときは、前条第一項の規定に違反した者若しくは同項の許可に附した同条第四項の条件に違反して開発行為をした者又は偽りその他の不正な手段により同条第一項の許可を受けて開発行為をした者に対し、その開発行為の中止を命じ、又は期間を定めて復旧に必要な行為をすべき旨を命ずることができる。

（以後略）

## （5）農業振興地域の整備に関する法律（第一章 総則、第五章 土地利用に関する措置）

### 第一章 総則

**（目的）**

**第一条** この法律は、自然的経済的社会的諸条件を考慮して総合的に農業の振興を図ることが必要であると認められる地域について、その地域の整備に関し必要な施策を計画的に推進するための措置を講ずることにより、農業の健全な発展を図るとともに、国土資源の合理的な利用に寄与することを目的とする。

**（農業振興地域の整備の原則）**

**第二条** この法律に基づく農業振興地域の指定及び農業振興地域整備計画の策定は、農業の健全な発展を図るため、土地の自然的条件、土地利用の動向、地域の人口及び産業の将来の見通し等を考慮し、かつ、国土資源の合理的な利用の見地からする土地の農業上の利用と他の利用との調整に留意して、農業の近代化のための必要な条件をそなえた農業地域を保全し及び形成すること並びに当該農業地域について農業に関する公共投資その他農業振興に関する施策を計画的に推進することを旨として行なうものとする。

**（定義）**

**第三条** この法律において「農用地等」とは、次に掲げる土地をいう。

一 耕作の目的又は主として耕作若しくは養畜の業務のための採草若しくは家畜の放牧の目的に供される土地（以下「農用地」という。）

二 木竹の生育に供され、併せて耕作又は養畜の業務のための採草又は家畜の放牧の目的に供される土地（農用地を除く。）

三 農用地又は前号に掲げる土地の保全又は利用上必要な施設の用に供される土地

四 耕作又は養畜の業務のために必要な農業用施設（前号の施設を除く。）で農林水産省令で定めるものの用に供される土地

（略）

## 第五章 土地利用に関する措置

### (農地等の転用の制限)

**第十七条** 都道府県知事及び農地法第四条第一項に規定する指定市町村の長は、農用地区域内にある同法第二条第一項に規定する農地及び採草放牧地についての同法第四条第一項及び第五条第一項の許可に関する処分を行うに当たっては、これらの土地が農用地利用計画において指定された用途以外の用途に供されないようにしなければならない。

(以後略)

## (6) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 (第一章 総則、第三章 土砂災害警戒区域、第四章 土砂災害特別警戒区域、第五章 避難に資する情報の提供等)

### 第一章 総則

#### (目的)

**第一条** この法律は、土砂災害から国民の生命及び身体を保護するため、土砂災害が発生するおそれがある土地の区域を明らかにし、当該区域における警戒避難体制の整備を図るとともに、著しい土砂災害が発生するおそれがある土地の区域において一定の開発行為を制限し、建築物の構造の規制に関する所要の措置を定めるほか、土砂災害の急迫した危険がある場合において避難に資する情報を提供すること等により、土砂災害の防止のための対策の推進を図り、もって公共の福祉の確保に資することを目的とする。

#### (定義)

**第二条** この法律において「土砂災害」とは、急傾斜地の崩壊（傾斜度が三十度以上である土地が崩壊する自然現象をいう。）、土石流（山腹が崩壊して生じた土石等又は溪流の土石等が水と一体となって流下する自然現象をいう。第二十七条第二項及び第二十八条第一項において同じ。）若しくは地滑り（土地の一部が地下水等に起因して滑る自然現象又はこれに伴って移動する自然現象をいう。同項において同じ。）（以下「急傾斜地の崩壊等」と総称する。）又は河道閉塞による湛水（土石等が河道を閉塞したことによって水がたまる自然現象をいう。第七条第一項及び第二十八条第一項において同じ。）を発生原因として国民の生命又は身体に生ずる被害をいう。

(略)

### 第三章 土砂災害警戒区域

#### (土砂災害警戒区域)

**第七条** 都道府県知事は、基本指針に基づき、急傾斜地の崩壊等が発生した場合には住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、当該区域における土砂災害（河道閉塞による湛水を発生原因とするものを除く。以下この章、次章及び第二十七条において同じ。）を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域として政令で定める基準に該当するものを、土砂災害警戒区域（以下「警戒区域」という。）として指定することができる。

**2** 前項の規定による指定（以下この条において「指定」という。）は、第二条に規定する土砂災害の発生原因ごとに、指定の区域及びその発生原因となる自然現象の種類を定めてするものとする。

**3** 都道府県知事は、指定をしようとするときは、あらかじめ、関係のある市町村の長の意見を聴かなければならない。

**4** 都道府県知事は、指定をするときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨並びに指定の区域及び土砂災害の発生原因となる自然現象の種類を公示しなければならない。

**5** 都道府県知事は、前項の規定による公示をしたときは、速やかに、国土交通省令で定めるところにより、関係のある市町村の長に、同項の規定により公示された事項を記載した図書を送付しなければならない。

**6** 前三項の規定は、指定の解除について準用する。

#### (警戒避難体制の整備等)

**第八条** 市町村防災会議（災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第十六条第一項の市町村防災会議をいい、これを設置しない市町村にあつては、当該市町村の長とする。次項において同じ。）は、前条第一項の規定による警戒区域の指定があつたときは、市町村地域防災計画（同法第四十二条第一項の市町村地域防災計画をいう。以下同じ。）において、当該警戒区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項

二 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

三 災害対策基本法第四十八条第一項の防災訓練として市町村長が行う土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項

**四** 警戒区域内に、要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設をいう。以下同じ。）であつて、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあつては、当該要配慮者利用施設の名称及び所在地

**五** 救助に関する事項

**六** 前各号に掲げるもののほか、警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

**2** 市町村防災会議は、前項の規定により市町村地域防災計画において同項第四号に掲げる事項を定めるときは、当該市町村地域防災計画において、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、同項第一号に掲げる事項として土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項を定めるものとする。

**3** 警戒区域をその区域に含む市町村の長は、市町村地域防災計画に基づき、国土交通省令で定めるところにより、土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じなければならない。

#### (要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等)

**第八条の二** 前条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。

- 2 前項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項の規定による計画を作成したときは、遅滞なく、これを市町村長に報告しなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 3 市町村長は、第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者が同項に規定する計画を作成していない場合において、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。
- 4 市町村長は、前項の規定による指示を受けた第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。
- 5 第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項に規定する計画で定めるところにより、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における同項の要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行うとともに、その結果を市町村長に報告しなければならない。
- 6 市町村長は、第二項又は前項の規定により報告を受けたときは、第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言又は勧告をすることができる。

## 第四章 土砂災害特別警戒区域

### (土砂災害特別警戒区域)

- 第九条** 都道府県知事は、基本指針に基づき、警戒区域のうち、急傾斜地の崩壊等が発生した場合には建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為の制限及び居室（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第二条第四号に規定する居室をいう。以下同じ。）を有する建築物の構造の規制をすべき土地の区域として政令で定める基準に該当するものを、土砂災害特別警戒区域（以下「特別警戒区域」という。）として指定することができる。
- 2 前項の規定による指定（以下この条において「指定」という。）は、第二条に規定する土砂災害の発生原因ごとに、指定の区域並びにその発生原因となる自然現象の種類及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項（土砂災害の発生を防止するために行う建築物の構造の規制に必要な事項として政令で定めるものに限る。）を定めてするものとする。
- 3 都道府県知事は、指定をしようとするときは、あらかじめ、関係のある市町村の長の意見を聴かなければならない。
- 4 都道府県知事は、指定をするときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨並びに指定の区域、土砂災害の発生原因となる自然現象の種類及び第二項の政令で定める事項を公示しなければならない。
- 5 都道府県知事は、前項の規定による公示をしたときは、速やかに、国土交通省令で定めるところにより、関係のある市町村の長に、同項の規定により公示された事項を記載した図書を送付しなければならない。
- 6 指定は、第四項の規定による公示によってその効力を生ずる。
- 7 関係のある市町村の長は、第五項の図書を当該市町村の事務所において、一般の縦覧に供しなければならない。
- 8 都道府県知事は、土砂災害の防止に関する工事の実施等により、特別警戒区域の全部又は一部について指定の事由がなくなつたと認めるときは、当該特別警戒区域の全部又は一部について指定を解除するものとする。
- 9 第三項から第六項までの規定は、前項の規定による解除について準用する。

### (特定開発行為の制限)

- 第十条** 特別警戒区域内において、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四条第十二項に規定する開発行為で当該開発行為をする土地の区域内において建築が予定されている建築物（当該区域が特別警戒区域の内外にわたる場合においては、特別警戒区域外において建築が予定されている建築物を除く。以下「予定建築物」という。）の用途が制限用途であるもの（以下「特定開発行為」という。）をしようとする者は、あらかじめ、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置として行う行為その他の政令で定める行為については、この限りでない。
- 2 前項の制限用途とは、予定建築物の用途で、住宅（自己の居住の用に供するものを除く。）並びに高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校及び医療施設（政令で定めるものに限る。）以外の用途でないものをいう。

### (申請の手続)

- 第十一条** 前条第一項の許可を受けようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。
- 一 特定開発行為をする土地の区域（第十四条第二項及び第十九条において「開発区域」という。）の位置、区域及び規模
  - 二 予定建築物（前条第一項の制限用途のものに限る。以下「特定予定建築物」という。）の用途及びその敷地の位置
  - 三 特定予定建築物における土砂災害を防止するため自ら施行しようとする工事（次号において「対策工事」という。）の計画
  - 四 対策工事以外の特定開発行為に関する工事の計画
  - 五 その他国土交通省令で定める事項
- 2 前項の申請書には、国土交通省令で定める図書を添付しなければならない。

### (許可の基準)

- 第十二条** 都道府県知事は、第十条第一項の許可の申請があったときは、前条第一項第三号及び第四号に規定する工事（以下「対策工事等」という。）の計画が、特定予定建築物における土砂災害を防止するために必要な措置を政令で定める技術的基準に従い講じたものであり、かつ、その申請の手続がこの法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反していないと認めるときは、その許可をしなければならない。

### (許可の条件)

- 第十三条** 都道府県知事は、第十条第一項の許可に、対策工事等の施行に伴う災害を防止するために必要な条件を付することができる。

### (既着手の場合の届出等)

- 第十四条** 第九条第一項の規定による特別警戒区域の指定の際当該特別警戒区域内において既に特定開発行為（第十条第一項ただし書の政令で定める行為を除く。）に着手している者は、その指定の日から起算して二十一日以内に、国土交通省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。
- 2 都道府県知事は、前項の規定による届出があった場合において、当該届出に係る開発区域（特別警戒区域内のものに限る。）における土砂災害を防止するために必要があると認めるときは、当該届出をした者に対して、予定建築物の用途の変更その他の必要な助言又は勧告をすることができる。

### (許可の特例)

- 第十五条** 国又は地方公共団体が行う特定開発行為については、国又は地方公共団体と都道府県知事との協議が成立することを

って第十条第一項の許可を受けたものとみなす。

**(許可又は不許可の通知)**

**第十六条** 都道府県知事は、第十条第一項の許可の申請があったときは、遅滞なく、許可又は不許可の処分をしなければならない。

2 前項の処分をするには、文書をもって当該申請をした者に通知しなければならない。

**(変更の許可等)**

**第十七条** 第十条第一項の許可（この項の規定による許可を含む。）を受けた者は、第十一条第一項第二号から第四号までに掲げる事項の変更をしようとする場合においては、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、変更後の予定建築物の用途が第十条第一項の制限用途以外のものであるとき、又は国土交通省令で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。

2 前項の許可を受けようとする者は、国土交通省令で定める事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

3 第十条第一項の許可を受けた者は、第一項ただし書に該当する変更をしたときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

4 第十二条、第十三条及び前二条の規定は、第一項の許可について準用する。

5 第一項の許可又は第三項の規定による届出の場合における次条から第二十条までの規定の適用については、第一項の許可又は第三項の規定による届出に係る変更後の内容を第十条第一項の許可の内容とみなす。

**(工事完了の検査等)**

**第十八条** 第十条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る対策工事等の全てを完了したときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定による届出があったときは、遅滞なく、当該対策工事等が第十二条の政令で定める技術的基準に適合しているかどうかについて検査し、その検査の結果当該対策工事等が当該政令で定める技術的基準に適合していると認めるときは、国土交通省令で定める様式の検査済証を当該届出をした者に交付しなければならない。

3 都道府県知事は、前項の規定により検査済証を交付したときは、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、当該対策工事等が完了した旨を公告しなければならない。

**(建築制限)**

**第十九条** 第十条第一項の許可を受けた開発区域（特別警戒区域内のものに限る。）内の土地においては、前条第三項の規定による公告があるまでの間は、第十条第一項の制限用途の建築物を建築してはならない。

**(特定開発行為の廃止)**

**第二十条** 第十条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る対策工事等を廃止したときは、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

**(監督処分)**

**第二十一条** 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、特定予定建築物における土砂災害を防止するために必要な限度において、第十条第一項若しくは第十七条第一項の許可を取り消し、若しくはその許可に付した条件を変更し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは相当の期限を定めて必要な措置をとることを命ずることができる。

一 第十条第一項又は第十七条第一項の規定に違反して、特定開発行為をした者

二 第十条第一項又は第十七条第一項の許可に付した条件に違反した者

三 特別警戒区域で行われる又は行われた特定開発行為（当該特別警戒区域の指定の際当該特別警戒区域内において既に着手している行為を除く。）であって、特定予定建築物の土砂災害を防止するために必要な措置を第十二条の政令で定める技術的基準に従って講じていないものに関する工事の注文主若しくは請負人（請負工事の下請人を含む。）又は請負契約によらないで自らその工事を行っている者若しくはした者

四 詐欺その他不正な手段により第十条第一項又は第十七条第一項の許可を受けた者

2 前項の規定により必要な措置をとることを命じようとする場合において、過失がなく当該措置を命ずべき者を確知することができないときは、都道府県知事は、その者の負担において、当該措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該措置を行うべき旨及びその期限までに当該措置を行わないときは、都道府県知事又はその命じた者若しくは委任した者が当該措置を行う旨を、あらかじめ、公告しなければならない。

3 都道府県知事は、第一項の規定による命令をした場合においては、標識の設置その他国土交通省令で定める方法により、その旨を公示しなければならない。

4 前項の標識は、第一項の規定による命令に係る土地又は建築物若しくは建築物の敷地内に設置することができる。この場合においては、同項の規定による命令に係る土地又は建築物若しくは建築物の敷地の所有者、管理者又は占有者は、当該標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。

**(立入検査)**

**第二十二条** 都道府県知事又はその命じた者若しくは委任した者は、第十条第一項、第十七条第一項、第十八条第二項、第十九条又は前条第一項の規定による権限を行うため必要がある場合においては、当該土地に立ち入り、当該土地又は当該土地において行われている対策工事等の状況を検査することができる。

2 第五条第五項の規定は、前項の場合について準用する。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

**(報告の徴収等)**

**第二十三条** 都道府県知事は、第十条第一項又は第十七条第一項の許可を受けた者に対し、当該許可に係る土地若しくは当該許可に係る対策工事等の状況について報告若しくは資料の提出を求め、又は当該土地における土砂災害を防止するために必要な助言若しくは勧告をすることができる。

**(特別警戒区域内における居室を有する建築物の構造耐力に関する基準)**

**第二十四条** 特別警戒区域における土砂災害の発生を防止するため、建築基準法第二十条第一項に基づく政令においては、居室を有する建築物の構造が当該土砂災害の発生原因となる自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に対して安全なものとなるよう建築物の構造耐力に関する基準を定めるものとする。

**(特別警戒区域内における居室を有する建築物に対する建築基準法の適用)**

**第二十五条** 特別警戒区域（建築基準法第六条第一項第四号に規定する区域を除く。）内における居室を有する建築物（同項第一号から第三号までに掲げるものを除く。）については、同項第四号の規定に基づき都道府県知事が関係市町村の意見を聴いて指定する区域内における建築物とみなして、同法第六条から第七条の五まで、第十八条、第八十九条、第九十一条及び第九十三条の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する。

**(移転等の勧告)**

**第二十六条** 都道府県知事は、急傾斜地の崩壊等が発生した場合には特別警戒区域内に存する居室を有する建築物に損壊が生じ、

住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれ大きいと認めるときは、当該建築物の所有者、管理者又は占有者に対し、当該建築物の移転その他土砂災害を防止し、又は軽減するために必要な措置をとることを勧告することができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による勧告をした場合において、必要があると認めるときは、その勧告を受けた者に対し、土地の取得についてのあっせんその他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

## 第五章 避難に資する情報の提供等

### (土砂災害警戒情報の提供)

**第二十七条** 都道府県知事は、基本指針に基づき、当該都道府県の区域を分けて定める区域ごとに、土砂災害の急迫した危険が予想される降雨量（以下この条において「危険降雨量」という。）を設定し、当該区域に係る降雨量が危険降雨量に達したときは、災害対策基本法第六十条第一項の規定による避難のための立退きの指示の判断に資するため、土砂災害の発生を警戒すべき旨の情報（次項において「土砂災害警戒情報」という。）を関係のある市町村の長に通知するとともに、一般に周知させるため必要な措置を講じなければならない。

2 前項の規定による土砂災害警戒情報の通知及び周知のための必要な措置は、その区域に係る降雨量が危険降雨量に達した区域（以下この項において「危険降雨量区域」という。）のほか、その周辺の区域のうち土砂災害が発生するおそれがあると認められるもの（危険降雨量区域において土石流が発生した場合には、当該土石流が到達し、土砂災害が発生するおそれがあると認められる区域を含む。）を明らかにしてするものとする。

### (都道府県知事が行う緊急調査)

**第二十八条** 都道府県知事は、土石流、地滑り又は河道閉塞による湛水を発生原因とする重大な土砂災害の急迫した危険が予想されるものとして政令で定める状況があると認めるときは、基本指針に基づき、これらの自然現象を発生原因とする重大な土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするため必要な調査（以下「緊急調査」という。）を行うものとする。ただし、次条第一項の規定により国土交通大臣が緊急調査を行う場合は、この限りでない。

2 都道府県知事は、緊急調査の結果、基本指針に基づき、前項の重大な土砂災害の危険がないと認めるとき、又はその危険が急迫したものでないと認めるときは、当該緊急調査を終了することができる。

### (国土交通大臣が行う緊急調査)

**第二十九条** 国土交通大臣は、前条第一項の政令で定める状況があると認める場合であって、当該土砂災害の発生原因である自然現象が緊急調査を行うために特に高度な専門的知識及び技術を要するものとして政令で定めるものであるときは、基本指針に基づき、緊急調査を行うものとする。

2 国土交通大臣は、前項の規定により緊急調査を行おうとするときは、あらかじめ、緊急調査を行おうとする土地の区域を管轄する都道府県知事にその旨を通知しなければならない。次項において準用する前条第二項の規定により緊急調査を終了しようとするときも、同様とする。

3 前条第二項の規定は、国土交通大臣が行う緊急調査について準用する。

### (緊急調査のための土地の立入り等)

**第三十条** 都道府県知事若しくは国土交通大臣又はこれらの命じた者若しくは委任した者は、緊急調査のためにやむを得ない必要があるときは、これらの必要な限度において、他人の占有する土地に立ち入り、又は特別の用途のない他人の土地を作業場として一時使用することができる。

2 第五条（第一項及び第四項を除く。）の規定は、前項の規定による立入り及び一時使用について準用する。この場合において、同条第八項から第十項までの規定中「都道府県」とあるのは、「都道府県又は国」と読み替えるものとする。

### (土砂災害緊急情報の通知及び周知等)

**第三十一条** 都道府県知事又は国土交通大臣は、緊急調査の結果、基本指針に基づき、第二十八条第一項に規定する自然現象の発生により一定の土地の区域において重大な土砂災害の急迫した危険があると認めるとき、又は当該土砂災害が想定される土地の区域若しくは時期が明らかに変化すると認めるときは、災害対策基本法第六十条第一項及び第六項の規定による避難のための立退きの指示の判断に資するため、当該緊急調査により得られた当該土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報（次項において「土砂災害緊急情報」という。）を、都道府県知事にあっては関係のある市町村の長に、国土交通大臣にあっては関係のある都道府県及び市町村の長に通知するとともに、一般に周知させるため必要な措置を講じなければならない。

2 都道府県知事又は国土交通大臣は、土砂災害緊急情報のほか、緊急調査により得られた情報を、都道府県知事にあっては関係のある市町村の長に、国土交通大臣にあっては関係のある都道府県及び市町村の長に随時提供するよう努めるものとする。

### (避難のための立退きの指示の解除に関する助言)

**第三十二条** 市町村長は、災害対策基本法第六十条第一項の規定による避難のための立退きの指示（土砂災害が発生し、又は発生するおそれがある場合におけるものに限る。）を解除しようとする場合において、必要があると認めるときは、国土交通大臣又は都道府県知事に対し、当該解除に関する事項について、助言を求めることができる。この場合において、助言を求められた国土交通大臣又は都道府県知事は、必要な助言をするものとする。

(以後略)

## (7) 埼玉県屋外広告物条例（第一条、第二条、第四条）

### (目的)

**第一条** この条例は、屋外広告物法（昭和二十四年法律第百八十九号。以下「法」という。）の規定に基づき、屋外広告物及び屋外広告業について必要な規制を行い、もつて良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止することを目的とする。

一部改正〔平成一六年条例五七号・一八年二三号〕

### (定義)

**第二条** この条例において「屋外広告物」とは、常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるものであって、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するものをいう。

2 この条例において「屋外広告業」とは、屋外広告物（以下「広告物」という。）の表示又は広告物を掲出する物件（以下「掲出物件」という。）の設置を行う営業をいう。

(略)

#### (禁止地域等)

**第四条** 次に掲げる地域又は場所においては、広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。

- 一 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第八条第一項の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、田園住居地域、風致地区、特別緑地保全地区又は生産緑地地区（知事が指定する区域を除く。）
- 二 市民農園整備促進法（平成二年法律第四十四号）第二条第二項に規定する市民農園の区域（知事が指定する区域を除く。）
- 三 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第二十七条又は第七十八条第一項の規定により指定された建造物及びその建造物に接する百メートル以内の地域並びに同法第百九条第一項若しくは第二項又は第百十条第一項の規定により指定され、又は仮指定された地域
- 四 埼玉県文化財保護条例（昭和三十年埼玉県条例第四十六号）第五条第一項又は第二十六条第一項の規定により指定された建造物及びその建造物に接する百メートル以内の地域並びに同条例第三十一条の規定により指定された地域
- 五 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項第十一号に掲げる目的を達成するため保安林として指定された森林のある地域
- 六 自然環境保全法（昭和四十七年法律第八十五号）第十四条第一項の規定により指定された原生自然環境保全地域及び同法第二十二條第一項の規定により指定された自然環境保全地域
- 七 埼玉県自然環境保全条例（昭和四十九年埼玉県条例第四号）第十四条第一項の規定により指定された県自然環境保全地域
- 八 高速自動車国道、自動車専用道路及び新幹線鉄道の全区間並びに道路（高速自動車国道及び自動車専用道路を除く。）、鉄道（新幹線鉄道を除く。）及び索道の知事が指定する区間
- 九 道路、鉄道及び索道から展望することができる地域で、知事が指定する区域
- 十 都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二条第一項に規定する都市公園並びに社会資本整備重点計画法施行令（平成十五年政令第百六十二号）第二条第一号に規定する公園又は緑地で政府関係機関又は地方公共団体の補助金、貸付金等の財政援助に係るもの及び同条第二号に規定する公園又は緑地でその設置に要する費用の一部を国が補助するものの区域
- 十一 河川、湖沼、溪谷、高原及び山岳並びにこれらの付近の地域で、知事が指定する区域
- 十二 駅前広場及びその付近の地域で知事が指定する区域
- 十三 官公署、学校、図書館、公会堂、公民館、体育館及び公衆便所の建造物並びにその敷地
- 十四 博物館、美術館及び病院の建造物並びにその敷地で、規則で定めるもの
- 十五 古墳及び墓地並びにこれらの周囲の地域で知事が指定する区域
- 十六 社寺、教会及び火葬場の建造物並びにその境域

(以後略)

## (8) 埼玉県自然環境保全条例（第一章 総則）

### 第一章 総則

#### (目的)

**第一条** この条例は、自然環境を保全することが特に必要な区域等の生物の多様性の確保その他の自然環境の適正な保全を総合的に推進することにより、広く県民が自然環境の恵沢を享受するとともに、将来の県民にこれを継承できるようにし、もつて現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

一部改正〔平成七年条例九号・二三年一七号〕

#### (県等の責務)

**第二条** 県、事業者及び県民は、埼玉県環境基本条例（平成六年埼玉県条例第六十号）第三条に定める環境の保全及び創造についての基本理念にのっとり、自然環境の適正な保全が図られるように、それぞれの立場において努めなければならない。

全部改正〔平成七年条例九号〕、一部改正〔平成一二年条例五号〕

#### (財産権の尊重及び他の公益との調整)

**第三条** 自然環境の保全に当たっては、関係者の所有権その他の財産権を尊重するとともに、県土の保全その他の公益との調整に留意しなければならない。

#### (基礎調査の実施)

**第四条** 県は、地形、地質、植生及び野生動物に関する調査その他自然環境の保全のために講ずべき施策の策定に必要な基礎調査を行うものとする。

一部改正〔平成七年条例九号〕

#### (地域開発施策等における配慮)

**第五条** 県は、地域の開発及び整備その他の自然環境に影響を及ぼすと認められる施策の策定及び実施に当たっては、自然環境の適正な保全について配慮しなければならない。

追加〔平成七年条例九号〕

**第六条から第十二条まで** 削除

(略)

### 第二節 保全

#### (普通地区)

**第十九条** 県自然環境保全地域の区域のうち特別地区に含まれない区域（以下「普通地区」という。）内において次の各号に掲げる行為をしようとする者は、知事に対し、規則で定めるところにより、行為の種類、場所、施行方法及び着手予定日その他規則で定める事項を届け出なければならない。ただし、第一号から第三号までに掲げる行為で森林法第三十四条第二項本文の規定に該当するものを保安林等の区域内においてしようとする者は、この限りでない。

- 一 その規模が規則で定める基準を超える建築物その他の工作物を新築し、改築し、又は増築すること（改築又は増築後において、その規模が規則で定める基準を超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。）。
- 二 宅地を造成し、土地を開墾し、その他土地の形質を変更すること。
- 三 鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。
- 四 水面を埋め立て、又は干拓すること。
- 五 特別地区内の河川、湖沼等の水位又は水量を増減を及ぼさせること。

2 知事は、前項の規定による届出があった場合において、県自然環境保全地域における自然環境の保全のために必要があると認めるときは、その届出をした者に対して、その届出があった日から起算して三十日以内に限り、当該自然環境の保全のために必要な限度において、その届出に係る行為を禁止し、若しくは制限し、又は必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

3 知事は、第一項の規定による届出があった場合において、実地の調査をする必要があるとき、その他前項の期間内に同項の処分をすることができない合理的な理由があるときは、その理由が存続する間、同項の期間を延長することができる。この場合においては、同項の期間内に、第一項の規定による届出をした者に対して、その旨及び期間を延長する理由を通知しなければならない。

4 第一項の規定による届出をした者は、その届出をした日から起算して三十日を経過した後でなければ、当該届出に係る行為に着手してはならない。

5 知事は、当該県自然環境保全地域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれがないと認めるときは、前項の期間を短縮することができる。

6 次の各号に掲げる行為については、第一項から第三項までの規定は、適用しない。

一 非常災害のために必要な応急措置として行う行為

二 県自然環境保全地域に関する保全事業の執行として行う行為

三 法令に基づいて国又は地方公共団体が行う行為のうち、県自然環境保全地域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれがないもので規則で定めるもの

四 通常の管理行為又は軽易な行為のうち、県自然環境保全地域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれがないもので規則で定めるもの

五 県自然環境保全地域が指定され、又はその区域が拡張された際着手している行為

#### （中止命令等）

**第二十条** 知事は、県自然環境保全地域における自然環境の保全のために必要があると認めるときは、第十七条第四項若しくは第十八条第三項の規定に違反し、若しくは第十七条第五項（第十八条第四項において準用する場合を含む。）の規定により許可に付された条件に違反した者、第十九条第一項の規定による届出をせず、同項各号に掲げる行為をした者又は同条第二項の規定による処分に違反した者に対して、その行為の中止を命じ、又は相当の期限を定めて、原状回復を命じ、若しくは原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

2 知事は、規則で定めるところにより、その職員のうちから自然保護取締員を命じ、前項に規定する権限の一部を行わせることができる。

3 前項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

一部改正〔平成二三年条例一七号〕

#### （報告及び検査等）

**第二十一条** 知事は、県自然環境保全地域における自然環境の保全のために必要な限度において第十七条第四項若しくは第十八条第三項第六号の許可を受けた者若しくは第十九条第二項の規定により行為を制限され、若しくは必要な措置をとるべき旨を命ぜられた者に対し、当該行為の実施状況その他必要な事項について報告を求め、又はその職員に、県自然環境保全地域の区域内の土地若しくは建物内に立ち入り、第十七条第四項各号、第十八条第三項本文若しくは第十九条第一項各号に掲げる行為の実施状況を検査させ、若しくはこれらの行為の自然環境に及ぼす影響を調査させることができる。

2 前項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

#### （国等に関する特例）

**第二十二条** 国の機関又は地方公共団体が行う行為については、第十七条第四項又は第十八条第三項第六号の許可を受けることを要しない。この場合において、当該国の機関又は地方公共団体は、その行為をしようとするときは、あらかじめ、知事に協議しなければならない。

2 国の機関又は地方公共団体は、第十七条第七項又は第十九条第一項の規定により届出を要する行為をしたとき、又はしようとするときは、これらの規定による届出の例により、知事にその旨を通知しなければならない。

#### 第四章 雑則

##### （財政上の措置）

**第二十三条** 県は、自然環境の保全のための施策に必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

##### （土地の買入れ）

**第二十四条** 県は、自然環境の保全のために特に必要があると認めるときは、県自然環境保全地域内の土地を買入れるように努めるものとする。

##### （実地調査）

**第二十五条** 知事は、県自然環境保全地域の指定若しくはその区域の拡張、保全計画（県自然環境保全地域に関する保全計画をいう。以下同じ。）の決定若しくは変更又は保全事業（県自然環境保全地域に関する保全事業をいう。以下同じ。）の執行に関し、実地調査のため必要があるときは、その職員に他人の土地に立ち入り、標識を設置させ、測量させ、又は実地調査の障害となる木竹若しくはかき、さく等を伐採させ、若しくは除去させることができる。ただし、法律に実地調査に関する規定があるときは、当該規定の定めるところによる。

2 知事は、その職員に前項の規定による行為をさせようとするときは、あらかじめ、土地の所有者（所有者の住所が明らかでないときは、その占有者。以下この条において同じ。）及び占有者並びに木竹又はかき、さく等の所有者にその旨を通知し、意見書を提出する機会を与えなければならない。

3 第一項の職員は、日出前及び日没後においては、宅地又はかき、さく等で囲まれた土地に立ち入ってはならない。

4 第一項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

5 土地の所有者若しくは占有者又は木竹若しくはかき、さく等の所有者は、正当な理由がない限り、第一項の規定による立ち入りその他の行為を拒み、又は妨げてはならない。

##### （損失の補償）

**第二十六条** 県は、第十七条第四項若しくは第十八条第三項第六号の許可を得ることができないため、第十七条第五項（第十八条第四項において準用する場合を含む。）の規定により許可に条件を付されたため、又は第十九条第二項の規定による処分を受けたため損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償する。

2 県は、県自然環境保全地域の指定若しくはその区域の拡張、保全計画の決定若しくは変更又は保全事業の執行に関し、前条第一項の規定による当該職員の実行によって損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償する。

一部改正〔平成二十三年条例一七号〕

（配慮）

**第二十七条** 県自然環境保全地域に関する規定の適用に当たっては、当該地域に係る住民の農林漁業等の生業の安定及び福祉の向上に配慮しなければならない。

（委任）

**第二十八条** この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

（以後略）

## （9）嵐山町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例

### 第1章 総則

（目的）

**第1条** この条例は、土砂等による土地の埋立て等について必要な規制を行うことにより、土砂等による無秩序な土地の埋立て等を防止し、町民生活の安全を確保し、良好な生活環境の保全を図ることを目的とする。

（定義）

**第2条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1）土砂等 土砂、岩石その他の土地の埋立て、盛土及びたい積の用に供される物で、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する廃棄物以外のものをいう。

（2）土地の埋立て等 土砂等による土地の埋立て（土地の掘削後の埋立てを含む。）、盛土、たい積（製品の製造又は加工のための原材料のたい積を除く。）をいう。

（3）事業 土地の埋立て等であって、当該土地の埋立て等に係る土地の区域（以下「事業区域」という。）の面積が300平方メートル以上であるもの。また、現況地盤高と事業により生じる地盤との高低差が1メートル以上となるもの（現況地盤高と事業により生じる地盤との高低差が1メートル未満の事業で、当該事業区域において、当該事業を施行する日前1年以内に事業が施行され、又は施行中の場合には、既に施行され又は施工中の事業が施行される際の現況地盤高と当該事業により生じる地盤高とを合算した高低差が1メートル以上となるものを含む。）をいう。

（4）事業者 事業を施行する者で、土地の埋立て等を自ら行う者、土地の埋立て等の工事を発注する者又は土地の埋立て等の工事を直接請け負う者をいう。

（5）土地所有者等 事業が行われる土地の所有者、占有者又は管理者をいう。

### 第2章 土砂等による土地の埋立て等の規制

（町の責務）

**第3条** 町は、無秩序な土地の埋立て等を防止するため、必要な施策を総合的に推進するとともに、土地の埋立て等を監視する体制の整備に努めるものとする。

（土壌基準に適合しない土砂等による土地の埋立て等の禁止）

**第4条** 土砂等による土地の埋立て等を行う者は、規則で定める土壌基準（以下「土壌基準」という。）に適合しない土砂等を使用して、土地の埋立て等を行ってはならない。ただし、規則の定めるところにより、土地の埋立て等の場所、方法等からみて当該土砂等が土壌基準に適合しないことによる人の健康に係る被害が生ずるおそれがない旨の町長の確認を受けたときは、この限りでない。

2 町長は、前項ただし書の確認をした場合において、その後の事情により、当該確認に係る土砂等による土地の埋立て等に用いた土砂等が土壌基準に適合しないことにより、人の健康に係る被害が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるに至ったときは、土砂等による土地の埋立て等を行っている者又は土地の埋立て等に係る工事を請け負った者若しくは工事を行っている者に対し、当該土砂等による土地の埋立て等を停止し、又は現状を保全するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（事業者及び土地所有者等の責務）

**第5条** 事業者及び土地所有者等は、無秩序な土地の埋立て等により、土砂等の流出、崩壊その他の災害が発生することのないよう、当該土地を適正に管理しなければならない。

2 事業者は、事業区域の周辺関係者に対し、当該事業の内容について事前に説明し、理解を得なければならない。また、事業者は、事業の施行方法等を工夫することにより、事業に供された土砂等の再利用に努めなければならない。

3 事業者及び土地所有者等は、事業の施行に係る苦情又は紛争が生じた場合は、責任をもってその解決にあたらなければならない。

4 事業者及び土地所有者等は、事業の施行及び跡地の利用計画策定にあたっては、町が定めた土地の利用計画に適合させ、土砂等による土地の埋立て等に係る土砂等の流出、崩壊その他の災害発生防止のため、必要な措置を講ずるとともに、土砂等による土地の埋立て等を行う土地周辺の生活環境の保全に配慮しなければならない。

（事業の許可）

**第6条** 事業者及び土地所有者等は、事業ごとにあらかじめ町長の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる事業については、この限りでない。

（1）法令又は他の条例の規定による許可等の処分その他の行為で規則に定めるものに係る行為として行う土地の埋立て等であって、規則の定めるところにより町長に届け出たもの

（2）非常災害のために必要な応急措置として行う事業

（3）国又は地方公共団体（特別法により設置される公法人を含む。）が直接行う事業

（4）土地の造成その他の事業で、当該事業の区域における土砂等のみを用いて行う土地の埋立て等

- (5) 公益性が高いと認められる事業の実施に係る行為のうち無秩序な土地の埋立て等となるおそれがないものとして規則で定めるものに係る土地の埋立て等
  - (6) 法令若しくは条例又はこれらに基づく処分による義務の履行に伴う土地の埋立て等
  - (7) その他無秩序な土地の埋立て等のおそれがないものとして規則で定める土地の埋立て等
- 2 前項の許可を受けようとする事業者及び土地所有者等は、次に掲げる事項を記載した規則で定める申請書に、事業区域の位置図その他規則で定める書類及び図面等を添付して町長に提出しなければならない。
- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
  - (2) 事業区域の所在地
  - (3) 事業区域の面積
  - (4) 事業の目的
  - (5) 土地の埋立て等の工事を直接請け負う者
  - (6) 事業の種別
  - (7) 事業期間
  - (8) 搬入土の発生地
  - (9) 搬入土の予定量
  - (10) 事業完了時における跡地の利用計画及び土地の形状
  - (11) 排水施設その他土砂の流出又は崩壊を防止する施設の計画
  - (12) 災害、事故の防止等のためにとる措置
  - (13) 最大たい積時における土地の埋立て等に用いる土砂等の数量及び土地の形状
  - (14) 1日当たりの土砂等の搬入車両台数
  - (15) 周囲の生活環境の保全のための方策
  - (16) その他町長が必要と認める事項

**(許可の基準)**

**第7条** 町長は、前条第1項の規定による許可の申請が、土壌の汚染及び災害の発生を防止するために必要な次に掲げる事項に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

- (1) 土地の埋立て等の完了時及び最大たい積時における土砂等の高さ及びのり面の勾配が規則で定める基準に適合していること。
- (2) 排水施設、擁壁その他の施設が規則で定める基準に適合していること。
- (3) 地形、地質又は周囲の状況に応じ配慮すべき事項又は講ずべき措置が規則で定める基準に適合していること。

2 町長は前条第1項の規定による許可の申請をした者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は当該許可の申請に係る事業者が第1号に該当するときは、同項の許可をしないことができる。

- (1) 土砂等による土地の埋立て等に関する計画を実施するために必要な資力及び信用があると認められない場合
- (2) 土砂等による土地の埋立て等に関する計画の実施の妨げとなる権利を有する者の同意を得ていない場合

**(許可の条件)**

**第8条** 町長は、第6条第1項の許可には、早朝や夜間における土地の埋立て等の禁止その他の生活環境の保全のために必要な条件を付すことができる。

**(変更の許可等)**

**第9条** 第6条第1項の規定による許可を受けた事業者及び土地所有者等は、当該許可に係る第6条第2項第2号から第15号までに掲げる事項を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、町長の許可を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。

2 前2条の規定は、前項の規定による許可について準用する。

**(変更の届出)**

**第10条** 第6条第1項又は前条第1項の許可を受けた事業者及び土地所有者等（以下「許可を受けた事業者及び土地所有者等」という。）は、当該許可に係る第6条第2項第1号に掲げる事項に変更があったときには遅滞なく、前条第1項ただし書の規則で定める軽微な変更をしようとするときは、あらかじめ規則で定めるところにより、その旨を町長に届け出なければならない。

**(許可を受けた地位の譲渡及び名義貸しの禁止)**

**第11条** 許可を受けた事業者及び土地所有者等は、当該許可を受けた事業者及び土地所有者等の地位を第三者に譲渡してはならない。

2 第6条第1項又は第9条第1項の許可を受けた事業者（以下「許可事業者」という。）は、自己の名義をもって第三者に事業を行わせてはならない。

**(許可を受けた地位の承継)**

**第12条** 許可を受けた事業者及び土地所有者等について、相続又は合併のあったときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、許可を受けた事業者及び土地所有者等の地位を承継する。

2 前項の規定により許可を受けた事業者及び土地所有者等の地位を承継した者は、その承継のあった日から30日以内に、規則で定める届出書により、町長に届け出なければならない。

**(土砂等の搬入の届出)**

**第13条** 許可事業者は、当該許可に係る事業区域に土砂等を搬入しようとするときは、規則で定めるところにより当該土砂等の発生場所ごとに、当該土砂等が当該発生場所から採取された土砂等であることを証するために必要な書面を添付して、その旨を町長に届け出なければならない。

**(事業に使用された土砂等の量等の報告)**

**第14条** 許可事業者は、規則で定めるところにより、定期的及び第17条第2項の規定による廃止の届出又は第18条第1項の規定による完了の届出の際に、当該許可に係る事業に使用された土砂等の量等を町長に報告しなければならない。

**(土壌検査の報告)**

**第15条** 許可事業者は、規則で定めるところにより、定期的及び第17条第2項の規定による廃止の届出又は第18条第1項の規定による完了の届出の際に、当該許可に係る事業区域の土壌について検査を行い、その結果を町長に報告しなければならない。ただし、当該土地の埋立て等に使用された土砂等について土壌の汚染のおそれがないと町長が認めたときは、この限りでない。

**(標識の設置)**

**第16条** 許可事業者は、当該許可に係る事業の施行期間中、事業区域内の公衆の見やすい場所に、規則で定める標識を設置しなければならない。

#### (事業の廃止等)

**第17条** 許可事業者は、当該許可に係る事業を廃止し、又は中止しようとするときは、当該事業の廃止又は中止後の当該事業による土壌の汚染及び当該事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置を講じなければならない。

2 許可を受けた事業者及び土地所有者等は、当該許可に係る事業を廃止したときは、10日以内に規則で定める届出書により、その旨を町長に届け出なければならない。

3 前項の規定による廃止の届出があったときは、第6条第1項又は第9条第1項の規定による許可は、その効力を失う。

4 町長は、第2項の規定による廃止の届出があったときには、速やかに第1項の措置が講じられているかどうかの確認を行い、規則の定めるところによりその結果を当該届出をした許可を受けた事業者及び土地所有者等に通知しなければならない。

5 前項の規定により、第1項の措置が講じられていない旨の通知を受けた許可事業者は、第2項の規定による廃止の届出に係る事業による土壌の汚染又は当該事業に使用された土砂等の崩落、飛散若しくは流出による災害の発生を防止するために必要な措置を講じなければならない。

6 第4項の規定により、第1項の措置が講じられていない旨の通知を受けた土地所有者等は、許可事業者をして前項の措置を為さしめるために必要な措置を講じなければならない。

#### (事業の完了等)

**第18条** 許可を受けた事業者及び土地所有者等は、当該許可に係る事業を完了したときは、10日以内に規則で定める届出書により、その旨を町長に届け出なければならない。

2 町長は、前項の規定による届出があったときは、速やかに当該届出に係る事業区域が第6条第1項又は第9条第1項の許可の内容に適合しているかどうかの確認を行い、その結果を当該届出をした許可を受けた事業者及び土地所有者等に通知しなければならない。

3 前項の規定により、第1項の規定による完了の届出に係る事業による土壌の汚染又は当該事業に使用された土砂等の崩落、飛散若しくは流出による災害の発生を防止するために必要な措置が講じられていない旨の通知を受けた許可事業者は、当該事業による土壌の汚染又は当該事業に使用された土砂等の崩落、飛散若しくは流出による災害の発生を防止するために必要な措置を講じなければならない。

4 第2項の規定により、前項の措置が講じられていない旨の通知を受けた土地所有者等は、許可事業者をして同項の措置を為さしめるために必要な措置を講じなければならない。

#### (措置命令)

**第19条** 町長は、土砂等による土地の埋立て等において土壌基準に適合しない土砂等が使用され、又は使用されるおそれがあると認めるときは、当該土砂等による土地の埋立て等を行い、又は行っている者に対し、直ちに当該土砂等による土地の埋立て等を停止し、又は期限を定め、当該土砂等による土地の埋立て等を行った区域において現状を保全するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 町長は、第6条第1項又は第9条第1項の規定に違反して土地の埋立て等を行った者（当該土地の埋立て等を行った者に対し、当該違反行為をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、又は当該土地の埋立て等を行った者が当該違反行為をすることを助けた者があるときは、その者を含む。）に対し、土地の埋立て等の中止を命じ、又は、期限を定めて土砂等の除去その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

3 町長は、許可事業者が当該許可に係る申請書の記載事項並びに当該申請書に添付した書類及び図面等に従って事業を行っていないと認めるときは、当該許可事業者に対して、当該事業を停止し、又は期限を定め、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

4 町長は、事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために緊急の必要があると認めるときは、当該事業を行う許可事業者（第9条第1項の規定により許可を受けなければならない事項を同項の許可を受けずに変更した許可事業者を除く。）に対し、直ちに当該事業を停止し、又は当該事業に使用された土砂等の崩落、飛散若しくは流出による災害の発生を防止するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

#### (許可の取消し等)

**第20条** 町長は、許可を受けた事業者及び土地所有者等が次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可を取り消すことができる。

(1) 第4条第2項の規定による命令に違反したとき。

(2) 不正の手段により第6条第1項又は第9条第1項の許可を受けたとき。

(3) 許可事業者が第7条第1項の基準に適合しない土地の埋立て等を行ったとき。

(4) 許可事業者が第8条の条件に違反したとき。

(5) 第9条第1項の規定により許可を受けなければならない事項を同項の許可を受けずに変更したとき。

(6) 許可事業者が第13条から第16条までの規定に違反したとき。

(7) 許可事業者が第6条第1項の許可を受けた日から起算して6月を経過する日までに当該許可に係る土地の埋立て等に着手しなかったとき。

(8) 許可事業者が第6条第1項の許可に係る土地の埋立て等に着手した日後6月を超える期間引き続き土地の埋立て等を行っていないとき。

(9) 許可事業者が前条第1項、第3項又は第4項の規定による命令に違反したとき。

2 前項の規定により許可の取消しを受けた許可事業者（当該取消しに係る事業について、前条第1項、第3項又は第4項の規定による命令を受けた許可事業者を除く。）は、当該取消しに係る事業による土壌の汚染又は事業に使用された土砂等の崩落、飛散若しくは流出による災害の発生を防止するために必要な措置を講じなければならない。

3 第1項の規定により許可の取消しを受けた土地所有者等は、許可事業者をして前項の措置を為さしめるために必要な措置を講じなければならない。

#### (廃止、完了又は取消しに伴う義務違反に対する措置命令)

**第21条** 町長は、第17条第5項、第18条第3項又は前条第2項の規定に違反した許可事業者に対し、期限を定め事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 町長は、第17条第5項、第18条第3項又は前条第2項の規定に違反した許可事業者が行った事業により、当該事業区域の土壌が汚染され、又は汚染のおそれがあると認めるときは、当該事業を行った許可事業者に対し、期限を定め当該事業区域について現状を保全するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

#### (廃止、完了又は取消しに伴う義務違反に対する土地所有者等への措置勧告)

**第22条** 町長は、第17条第6項、第18条第4項又は第20条第3項の規定に違反した土地所有者等に対し、期限を定め許可事業者をして事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置を為さしめるために必要な措置を講じるよう勧告することができる。

2 町長は、第17条第6項、第18条第4項又は第20条第3項の規定に違反した土地所有者等に対し、許可事業者が行った事業により当該事業区域の土壌が汚染され、又は汚染のおそれがあると認めるときは、期限を定め許可事業者をして当該事業区域について現状を保全するために必要な措置を為さしめるために必要な措置を講じるよう勧告することができる。

**(違反事実の公表及び代執行)**

**第23条** 町長は、第6条第1項の規定に基づく許可を受けずに事業を行った事業者が、第19条第2項の規定により当該事業の停止を命ぜられたにもかかわらず、直ちに当該事業を停止しない場合、又は同項の規定により命ぜられた措置を指定された期間内に履行しない場合には、当該事実を公表することができる。

2 町長は、第19条第1項、第3項若しくは第4項又は前条第1項若しくは第2項の規定による措置を行うことを命ぜられた許可事業者が定められた期限までに当該措置を履行しない場合に、土壌の汚染又は災害の発生を防止するために必要があると認めるときは、当該事実を公表することができる。

3 町長は、前条第1項又は第2項の規定による措置をとるべきことの勧告を受けた許可を受けた土地所有者等が、定められた期限までに当該勧告に従わなかった場合に、土壌の汚染又は災害の発生を防止するために必要があると認めるときは、当該事実を公表することができる。

4 町長は、第19条第1項、第3項若しくは第4項又は第21条第1項若しくは第2項の規定により措置命令を受けた許可事業者が指定された期間内に命ぜられた措置を履行しない場合には、自ら当該許可事業者の為すべき行為を為し、又は第三者をしてこれを為さしめ、その費用を当該許可事業者から徴収することができる。

5 町長は、第19条第2項の規定により措置命令を受けた事業者が、指定された期間内に命ぜられた措置を履行しない場合には、自ら事業者等の為すべき行為を為し、又は第三者をしてこれを為さしめ、その費用を当該許可事業者から徴収することができる。

**(関係書類の閲覧)**

**第24条** 許可事業者は、規則の定めるところにより、当該許可に係る事業を行っている間、この条例の規定により町長に提出した書類の写しを、当該事業区域の周辺関係者その他の生活環境の保全上利害関係を有する者の求めに応じ、閲覧させなければならない。

**(協定書の締結)**

**第25条** 町長は、許可を受けた事業者及び土地所有者等と環境保全に関する協定書を締結することができる。

**(報告の徴収)**

**第26条** 町長は、この条例の施行に必要な限度において、事業者、土砂等の搬入を行う者、土地所有者等及びその他の関係者に対し、当該事業に関し報告又は資料の提出を求めることができる。

**(立入検査)**

**第27条** 町長は、この条例の施行に必要な限度において、当該職員に土地の埋立て等を行う事業者及び土地所有者等の事務所、事業場その他業務を行う場所に立ち入り、工事その他の行為の状況若しくは施設、帳簿、書類その他の物件を検査させ、検査のために必要最小限度の分量に限り土地の埋立て等の場所の土砂等を収去させ、又は関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、当該関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

**(土砂等の搬入禁止区域)**

**第28条** 町長は、土地の埋立て等が行われている土地において、土地の埋立て等が継続することにより、人の生命、身体又は財産を著しく害する事態が生ずるおそれがあり、かつ、法令又は他の条例の規定によっては当該事態を回避することが困難であると認める場合は、6月を超えない範囲内で期間を定めて、当該土地を土砂等の搬入を禁止する土地の区域（以下「土砂等搬入禁止区域」という。）として指定することができる。

2 町長は、前項の規定により土砂等搬入禁止区域を指定したときは、規則の定めるところにより、その旨を公示するものとする。

3 第1項の指定は、前項の規定による公示によってその効力を生ずる。

**(土砂等の搬入禁止)**

**第29条** 何人も、土砂等搬入禁止区域に土砂等を搬入してはならない。

**(土砂等搬入禁止区域の指定の解除)**

**第30条** 町長は、土砂等搬入禁止区域の指定の事由が消滅したと認めるときは、速やかに当該土砂等搬入禁止区域の指定を解除するものとする。

2 第28条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による指定の解除について準用する。

## 第3章 雑則

**(委任)**

**第31条** この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 第4章 罰則

**(罰則)**

**第32条** 次の各号のいずれかに該当する者は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

(1) 第6条第1項又は第9条第1項の規定に違反して土地の埋立て等を行った事業者

(2) 第19条第2項の規定による命令に違反した者

**第33条** 第4条第2項又は第19条第1項若しくは第3項又は第21条第1項若しくは第2項の規定による命令に違反した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

**第34条** 第29条の規定に違反した者は、6月以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

**第35条** 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

(1) 第13条の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(2) 第14条、第15条又は第26条の規定に違反して報告をせず、又は虚偽の報告をした者

(3) 第16条の規定に違反して標識を設置しなかった者

(4) 第27条第1項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

**第36条** 第10条、第12条第2項、第17条第2項又は第18条第1項の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、30万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

**第37条** 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して、第32条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に嵐山町環境保全条例(平成7年条例第5号。以下「環境保全条例」という。)第14条第1項又は第18条第1項の規定による許可を受けて土砂の埋立て等を行っている者は、第6条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例により引き続き土砂の埋立て等を行うことができる。

3 この条例の施行の際、現に発せられている環境保全条例第25条、第27条、第28条及び第29条第2項の規定による命令は、なおその効力を有する。

4 この条例の施行前にした行為、第2項の規定により従前の例によることとされる土砂の埋立て等に係るこの条例の施行後にした行為及び前項の規定によりなお効力を有することとされる命令に違反した行為に対する罰則の適用については、なお環境保全条例の例による。

附 則(平成28年条例第12号)

この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

## 2 埼玉県の文化財保護施策

### (1) 埼玉県文化財保存活用大綱(第1章 7)

#### 第1章 本県の概要と特徴

##### 7 これまでの本県文化財行政における保存活用

県では、昭和44年のさきたま資料館(現さきたま史跡の博物館)の設置を皮切りに県立の博物館・美術館等の整備を進め、現在8つの施設を県教育委員会が所管している。

これらの博物館・美術館等による資料収集、調査研究、展示、教育普及事業や、県教育委員会事務局による文化財の修理や整備への補助事業、普及事業を通じて文化財等の保存活用を行っている。

県内市町村の文化財保護行政は、高度経済成長期の開発から文化財を守るため、埋蔵文化財専門職員を中心に配置が進められた結果、全国的にも早期に整備が始められた。現在、市町村で文化財行政に携わっている埋蔵文化財の専門職員数は180名を超え、福岡県、大阪府に次ぐ全国3位の人数である(平成30年度文化庁調査)。

また、市町村立や私立の博物館・美術館等の設置も進められ、県内の博物館・美術館等で構成される埼玉県博物館連絡協議会には現在81館が加盟している。

自治体への専門職員や学芸員の配置が整備されていく中で、専門的、学術的知見に基づき文化財の歴史的、学術的な価値を発見し、展示や普及活動でその魅力を発信する取組が進められていった。

市町村と県が連携した文化財関係団体の設立も古く、昭和36年には市町村の文化財保護審議会委員や学識者による埼玉県文化財保護協会の設立をはじめとして、昭和49年には埼玉県博物館連絡協議会と埼玉縣市町村史編さん連絡協議会(現埼玉県地域史料保存活用連絡協議会)が発足した。これらの団体では文化財関係職員の研修や県民を対象とした講座やイベントなどの開催だけではなく、災害時の文化財レスキュー活動などを通じて埼玉県における文化財の保存活用に大きな役割を果たしてきた。

また、平成15年度には埋蔵文化財保護行政の諸問題について調査検討を行うため、市町村の埋蔵文化財保護行政担当職員を委員とする埼玉県埋蔵文化財諸問題検討委員会が設置された。本委員会の調査検討を踏まえ埼玉県埋蔵文化財発掘調査標準や埼玉県埋蔵文化財発掘調査積算基準が策定されるなど、本県埋蔵文化財保護行政の推進に重要な役割を担っている。

#### (1) 保存のための取組

##### ア 文化財の調査

昭和40年代以降、国、県、市町村が一体となり県内各分野にわたる文化財の悉皆調査などの基礎的な調査を行ってきた(参考資料1「県・県教育委員会及び県立博物館・美術館等刊行の調査報告書等一覧」)。現在、県や市町村が積極的に保護している文化財の多くがこれらの調査成果に基づき価値づけられたものである。

文化財の基礎的な調査は、文化財の指定だけではなく未指定文化財の把握など市町村が文化財保存活用地域計画を策定する際にも貴重なデータを提供するものである。

##### イ 文化財の指定等

埼玉県文化財保護条例に基づき、県教育委員会が指定及び選定、選択できる文化財として有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、旧跡、選定保存技術の6つを規定し、文化財保護審議会の意見を参考に、本県にとって重要なものについて指定等を実施している。

##### ウ 国県指定文化財・埋蔵文化財の保護に対する財政的補助

国県指定文化財の保存修理、後継者の養成事業や記録の作成及び埋蔵文化財の調査や保存事業への補助を実施している。

## エ 防火、防犯等文化財防災への取組

文化財の盗難や流出を防ぐために、3年ごとに国県指定文化財の所在確認調査を実施している。また、平成31年4月のノートルダム寺院の火災を受け、文化庁が行った国指定文化財の防災設備に関する緊急調査に合わせて、県指定文化財についても調査を実施した。その結果を踏まえ、適切な防災対策が講じられるよう専門的、技術的な助言など支援に努めている。さらに、令和元年10月に発生した首里城跡の火災を受け、史跡等に設置されている復元施設等についても防火管理の徹底が求められている。

### (2) 活用のための取組

#### ア 県立博物館・美術館等の取組

県立の博物館・美術館等では調査研究の成果を踏まえ魅力的で質の高い特別展・企画展を開館以来継続して開催している（\*1及び参考資料2「平成20年度～令和元年度の各館の特別展・企画展一覧」）。これらの実績が埼玉県の文化、文化財に関する情報の大きな蓄積となっている。また、近年は漫画やゲームなどこれまでになかったメディアやアート等との連携による展示も実施している（\*2）。

また、ラグビーワールドカップ2019TMや東京2020オリンピック・パラリンピック開催を本県の歴史文化の魅力発信の好機と捉え、県立博物館・美術館等の合同ホームページや外国人の利用促進のための案内パンフレットや館内案内表示の多言語化など、「おもてなし環境」の整備をするとともに、県の歴史文化の魅力を発信する企画展や体験事業を実施している。

さらに、学習指導要領に即した展示コースの設定や体験プログラムを準備して学校団体を受け入れているほか、学校への出前授業を行うなど学校教育との連携を進めている。図書館とも特別展、企画展に関連した図書の紹介をするなどの事業を行っている。このほか博物館・美術館等では近隣施設や住民と連携し、地域の一員として魅力発信の事業を行い地域の振興にも一定の役割を担っている（\*3）。

#### イ 県教育委員会事務局（文化資源課）の取組

文化資源課では文化遺産調査活用事業として県立の博物館と連携してこれまで調査対象としてこなかった分野の文化財について学術調査を始め、埼玉県の歴史や伝統文化の再発見と発信を実施している（\*4）。

また、県民に身近な文化財等への興味関心を持っていただくために、文化財等に関する分かりやすいテーマを設定し、県民参加により文化財等の情報収集と発信する事業を行っている。令和元年度はテーマを「101匹の埼玉狛犬」として実施し、SNSを活用し県民参加で身近な狛犬についての情報の収集、発信を行った。

さらに、東日本有数の規模を誇る埼玉古墳群の保存と活用を図るため、学術調査や復元整備を行う史跡埼玉古墳群保存活用事業を実施しているほか、県が所蔵している埋蔵文化財の整理、保存と学校教育や生涯学習での活用を目的とした埋蔵文化財の保存活用事業を行っている。

平成30年度からは、学校と博物館・美術館等が連携し児童生徒が地域の文化財等をとおして学んだ成果を実社会に発信する取組を実施している。

また、埼玉県のホームページに国県指定等文化財の概要や歴史的建造物のマップを掲載し、埋蔵文化財についても遺跡地図や情報を掲載している。そのほか、市町村が作成している文化財を紹介するホームページのリンクを一覧にまとめて作成している。

##### \*1 近年の主な特別展・企画展

歴史と民俗の博物館：特別展「東国の地獄極楽」。

さきたま史跡の博物館：企画展「埼玉の古墳3 一北足立・北埼玉・南埼玉・北葛飾」。

嵐山史跡の博物館：企画展「越山一上杉謙信侵攻と関東の城一」。

自然の博物館：特別展「ハチを知る」。

川の博物館：特別展「神になったオオカミ～秩父山地のオオカミとお犬様信仰～」。

近代美術館：企画展「インポッシブル・アーキテクチャー」。

##### \*2 漫画やゲームなどと連携した展示会

歴史と民俗の博物館：平成29年度特別展「上杉家の名刀と三十五腰」。ゲーム「刀剣乱舞-ONLINE-」と連携して開催。

近代美術館：平成30年度企画展「浦沢直樹展 描いて描いて描きまくる！埼玉の巻」。

さいたま文学館：平成29年度、30年度特集展「文豪ストレイドッグス×さいたま文学館」。漫画「文豪ストレイドッグス」と連携。

##### \*3 県立博物館・美術館等における地域や近隣住民との連携の例

歴史と民俗の博物館：大宮公園駅周辺の9施設で構成される「ミュージアムヴィレッジ大宮公園」で、スタンプラリーや多言語のガイドブックの作成などを実施。特別展、企画展開催時に近隣自治会向けの特別観覧会を開催。

さきたま史跡の博物館：古代蓮の里、行田市郷土博物館、足袋蔵などと連携した地域の魅力アップ事業の実施。

嵐山史跡の博物館：比企地区の市町村教育委員会と連携して巡回文化財展を実施。

自然の博物館：秩父鉄道と連携した「SLミュージアムトレイン」の開催や長瀬町観光協会と連携した「紅葉ライトアップ」の実施。

近代美術館：県内の市立美術館と連携したSaitama Muse Forumにより、美術、建築、音楽など多彩なアートプログラムを実施。

ミュージアムカレッジ：埼玉大学と歴史と民俗の博物館、近代美術館が隔年で共催し一般の方を対象に年4回を開催。

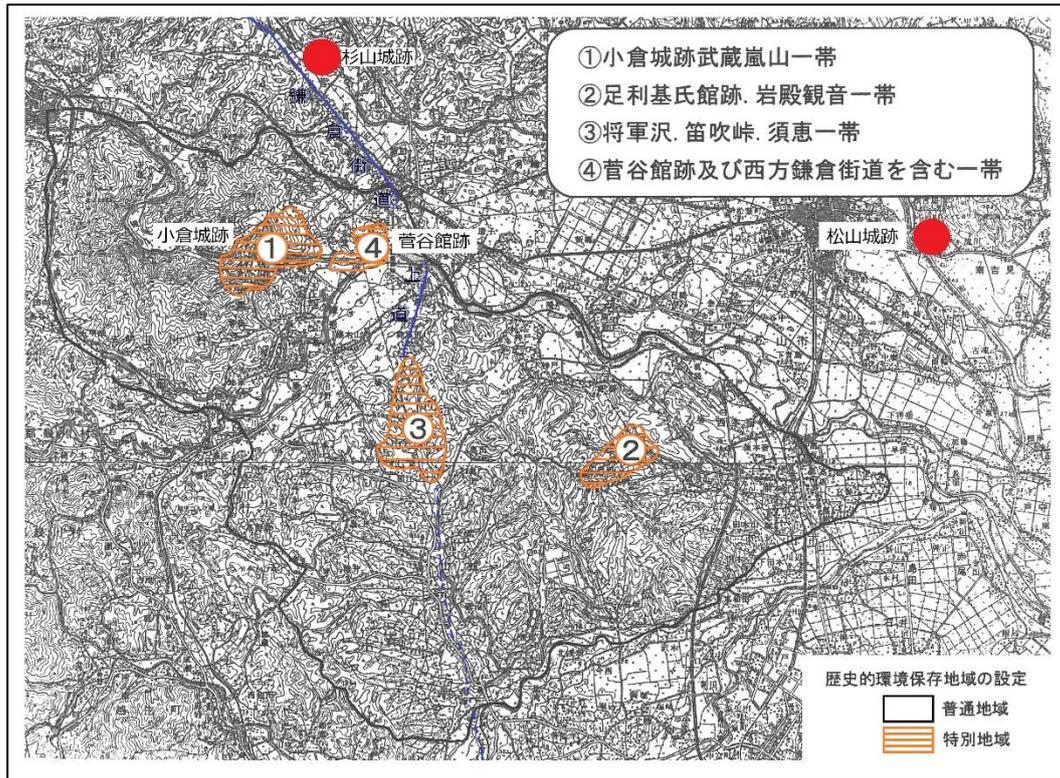
##### \*4 調査テーマと実施機関

無形民俗文化財の調査「巡り・廻りの民俗行事」（歴史と民俗の博物館）

歴史遺産調査「新編武蔵風土記稿記載の歴史資料」（歴史と民俗の博物館）

自然遺産の調査「石灰岩地基礎調査」、「入間川流域自然調査」（自然の博物館）

## (2) 歴史的環境保全調査



歴史的環境保存地域の設定（報告書掲載図を一部改変）

## (3) 比企歴史のむら整備計画

市町村	テーマ	ゾーン内整備拠点となる歴史的文化遺産	核心・周辺景観	ガイダンス施設
東秩父村	和紙の里 (御堂・安戸の 低地部周辺)	和紙の里 浄蓮寺 安戸城跡 安戸宿跡 天神社大杉 浄蓮寺境内林	外秩父山地 槻川	和紙の里
小川町	伝統工芸の里 (市街地～町南東部)	仙元山 八幡地区ふるさと歩道 カタクリとオオムラサキの里 穴八幡古墳 仙覚律師遺跡 青山城跡 大聖寺 佐々木信綱歌碑 芭蕉句碑（下里、小川、大塚） 白山神社の大カン 八幡神社の大ケヤキ 関根家のタイサンボク 下里の大モミジ	仙元山 槻川	伝統工芸会館
都幾川村	慈光の里 (慈光山南面部一帯)	慈光寺（観音堂、青石塔婆群、古道 七井・七石） 桜山公園 正法寺 霊山院 タラヨウジュ（西平） 芭蕉句碑（西平）	都幾山	慈光山歴史公園内に建 設予定の歴史資料館
鳩山町	焼物の里 (町中部)	赤沼因分寺瓦窯跡 鳩山窯跡群 重郎横穴墓群 今宿河岸場跡と町並み 笛吹峠 鎌倉街道	丘陵・斜面林 谷津	美術館・歴史資料館 (構想)
玉川村	城郭の里 (村中・東部)	玉川陣屋跡 壺の原窯跡群 ウラジロ群落 円通寺 芭蕉句碑	丘陵 槻川	(仮称) 村民活動セン ター
嵐山町	武蔵武士ゆかりの里 (町南端部一帯)	鎌形八幡神社 大蔵館跡 源義賢墓 向徳寺 斑溪寺 稲荷塚古墳 都幾川・槻川の水辺 大平山山頂 嵐山渓谷 オオムラサキの森 蝶の里 笛吹峠 鎌倉街道	都幾川 槻川 嵐山渓谷	資料館（槻川・都幾川 沿い 未確定）
東松山市	門前の里 (岩殿・正代周辺)	I 正法寺と門前 物見山公園 II 正代地内板碑群 宮鼻正代地内の湧水群 都幾川河川敷（右岸） 青蓮寺 小代氏館跡 加賀爪氏累代の墓 県立こども動物自然公園 (仮) 平和資料館（建設中） 八幡神社の大ケヤキ あららぎ 正法寺の大イチョウ	物見山	正法寺周辺（民話コー ナー 構想） 物見山公園内（未確 定） 高坂駅周辺（未確定）
滑川町	谷津の里 (町域の大部分)	天神山横穴墓群 月輪古墳群 羽尾城跡 伊古乃速御玉姫神社 五屋沼窯跡群 ため池公園（構想） ニノ宮山自然公園 芭蕉句碑（伊古、水房）	ニノ宮山 谷津・ため池 滑川	国営武蔵丘陵森林公園 南口周辺シビックセン ター（構想）
吉見町	古墳の里 (丘陵部一帯)	安楽寺吉見観音 松山城跡 息隣院 黒岩横穴墓群 山の根古墳 伊波比神社 横見神社 高負彦根神社 八丁湖総合公園 ポンポン山	丘陵・吉見百穴 黒岩横穴墓群 八丁湖	吉見百穴に設置する
川島町	輪中の里 (町東部一帯)	大塚古墳出土石棺 広徳寺 養竹院 平和の森公園 鳥羽井沼自然公園 安藤川親水公園 遠山記念館 ホンダエアポート	田園風景 自然堤防 安藤川・水路	平和の森公園内に設置 する

比企歴史のむら整備計画 ゾーン概要（市町村は計画策定当時、埼玉県教育委員会(2024)より引用）

### 3 連携事業

#### (1) 比企歴史の丘巡回文化財展

年度	タイトル	会期	観覧者数
平成12	比企のタイムカプセル(比企の考古展)	平成12年7月15日～9月24日	3,454
平成13	比企のタイムカプセル2 -はにわ-	平成13年7月24日～12月2日	6,905
平成14	比企のタイムカプセル3 -緑の石のメッセージ-	平成14年7月23日～12月1日	9,691
平成15	比企のタイムカプセル4 -土の器-	平成15年7月19日～11月30日	9,569
平成16	比企のタイムカプセル5 -比企のお宝-	平成16年7月17日～12月12日	7,628
平成17	比企のタイムカプセル6 -比企のまつり-	平成17年7月26日～11月20日	8,307
平成18	比企のタイムカプセル7 -比企の礼所-	平成18年7月22日～11月26日	6,828
平成19	比企のタイムカプセル8 -比企の道-	平成19年8月21日～11月25日	4,729
平成20	比企のタイムカプセル9 -比企の城-	平成20年8月19日～11月30日	8,609
平成21	比企のタイムカプセル10 -比企の伝統産業-	平成21年8月18日～11月29日	5,335
平成22	比企のタイムカプセル11 比企のあけぼの-旧石器・縄文時代-	平成22年8月17日～12月5日	6,982
平成23	比企のタイムカプセル12 -比企の獅子舞-	平成23年8月24日～12月4日	6,544
平成24	比企のタイムカプセル13 -比企の弥生・古墳時代-	平成24年8月21日～12月2日	5,634
平成25	比企のタイムカプセル14 -比企の墓-	平成25年8月20日～12月1日	4,547
平成26	比企のタイムカプセル15 -比企の奈良・平安時代-	平成26年8月19日～11月30日	5,581
平成27	比企のタイムカプセル16 -比企の建造物-	平成27年8月18日～11月29日	4,468
平成28	※嵐山史跡の博物館改修につき休止	-	-
平成29	比企のタイムカプセル17 -比企の中世 PART1-	平成29年8月22日～12月3日	4,816
平成30	比企のタイムカプセル18 -比企の中世 PART2-	平成30年8月21日～11月25日	12,498
令和元	比企のタイムカプセル19 -比企の名勝・天然記念物-	令和元年8月20日～11月24日	6,167
令和2	※事業見直しにより休止(地域の歴史再確認事業実施)	-	-
令和3	比企のタイムカプセル20 -比企の近代遺産-	令和3年8月24日～12月5日	8,756
令和4	比企のタイムカプセル21 -武蔵武士と比企-	令和4年8月23日～12月11日	16,658
令和5	比企のタイムカプセル22 比企の杜-神社と文化財-	令和5年8月22日～11月26日	-

比企地区文化財振興協議会主催の「比企歴史の丘巡回文化財展」一覧（埼玉県教育委員会(2024)より引用）



フデリンドウ



ジュウニヒトエ



ヤマツツジ



ニホンタンポポ



スミレ



キツネノカミソリ

### 杉山城跡に自生する里山の花々

国指定史跡 比企城館跡群菅谷館跡  
松山城跡 杉山城跡 小倉城跡

## 史跡杉山城跡保存活用計画

令和8年3月31日 発行

発行 埼玉県嵐山町教育委員会

編集 埼玉県嵐山町教育委員会

〒355-0211

埼玉県比企郡嵐山町大字杉山1030-1

TEL 0493(62)2150